

**第4次東広島市障がい者計画
第7期東広島市障がい福祉計画及び
第3期東広島市障がい児福祉計画
(案)**

令和6（2024）年1月25日

広島県 東広島市

～ 目 次 ～

第1部 計画の概要と現状	1
第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】計画の位置付け	2
【3】計画の期間	3
【4】計画の策定方法	3
【5】計画の対象者	4
第2章 計画の推進体制	5
【1】計画の推進体制	5
【2】計画の進行管理	7
第3章 障がいのある人を取り巻く現状	8
【1】人口の動き	8
【2】障害者手帳所持者等の状況	9
【3】障がいのある人に対する主な施策等の取組状況	14
【4】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	17
【5】事業所調査から読み取れる現状と課題	26
第2部 第4次東広島市障がい者計画	28
第1章 計画の基本的な考え方	28
【1】基本理念	28
【2】施策体系	29
第2章 施策の展開	30
施策分野1 障がいへの理解の促進と配慮	30
施策分野2 差別の解消と権利擁護の推進	34
施策分野3 療育・保育・教育の充実	38
施策分野4 地域における生活支援の充実	46
施策分野5 自立と社会参加の促進	54
施策分野6 雇用・就労の促進	58
施策分野7 健康づくりへの支援の充実	62
施策分野8 安全・安心な福祉のまちづくり	65

第3部 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画 ----69

第1章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況-----69

- 【1】 成果目標の進捗状況 ----- 69
- 【2】 第6期障害福祉計画の進捗状況 ----- 77
- 【3】 第2期障害児福祉計画の進捗状況 ----- 82

第2章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画-----84

- 【1】 国の基本指針について ----- 84
- 【2】 成果目標の設定 ----- 88
- 【3】 第7期障がい福祉計画 ----- 97
- 【4】 第3期障がい児福祉計画 ----- 108

資料編 -----113

1 市民アンケート調査結果の概要-----113

- 【1】 調査の目的と概要 ----- 113
- 【2】 回答者の属性 ----- 114
- 【3】 調査結果抜粋（18歳以上） ----- 115
- 【4】 調査結果抜粋（18歳未満） ----- 131

2 用語解説 -----142

第1部 計画の概要と現状

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方、障がいの重度化、介助者の不足など、障がいのある人を取り巻く課題やニーズは多様化しています。

そのような中、障がい者施策の分野では「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催をはじめ、令和3年5月には「障害者差別解消法^{※1}」の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。また、令和4年5月には、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として「障害者情報アクセシビリティ推進法^{※2}」が制定されるなど、大きな動きがみられました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に大きな影響を与えてきました。今後の障がいのある人への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、令和5年3月に「障害者基本法」第11条の規定に基づく、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「障害者の権利に関する条約」の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」が改めて定められました。

本市では、平成29年3月に策定した、令和5年度までを計画期間とする「第3次東広島市障害者計画（以下「前期計画」という。）」において「地域共生のまちづくり すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして」を基本理念と定め、様々な障がいのある人に対する福祉施策を推進しています。また、この計画と併せて、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、計画的な実施を図るため「障害者総合支援法^{※3}」の規定に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」の規定に基づく「障害児福祉計画」を一体のものとして「第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画（以下「第6期（第2期児）計画」という。）」を策定しました。

この度、これらの計画期間の満了に伴い「第4次東広島市障がい者計画・第7期東広島市障がい福祉計画及び第3期東広島市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定し、障がいのある人に対する福祉施策をはじめ、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会をめざします。

※1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※2 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

※3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

【2】計画の位置付け

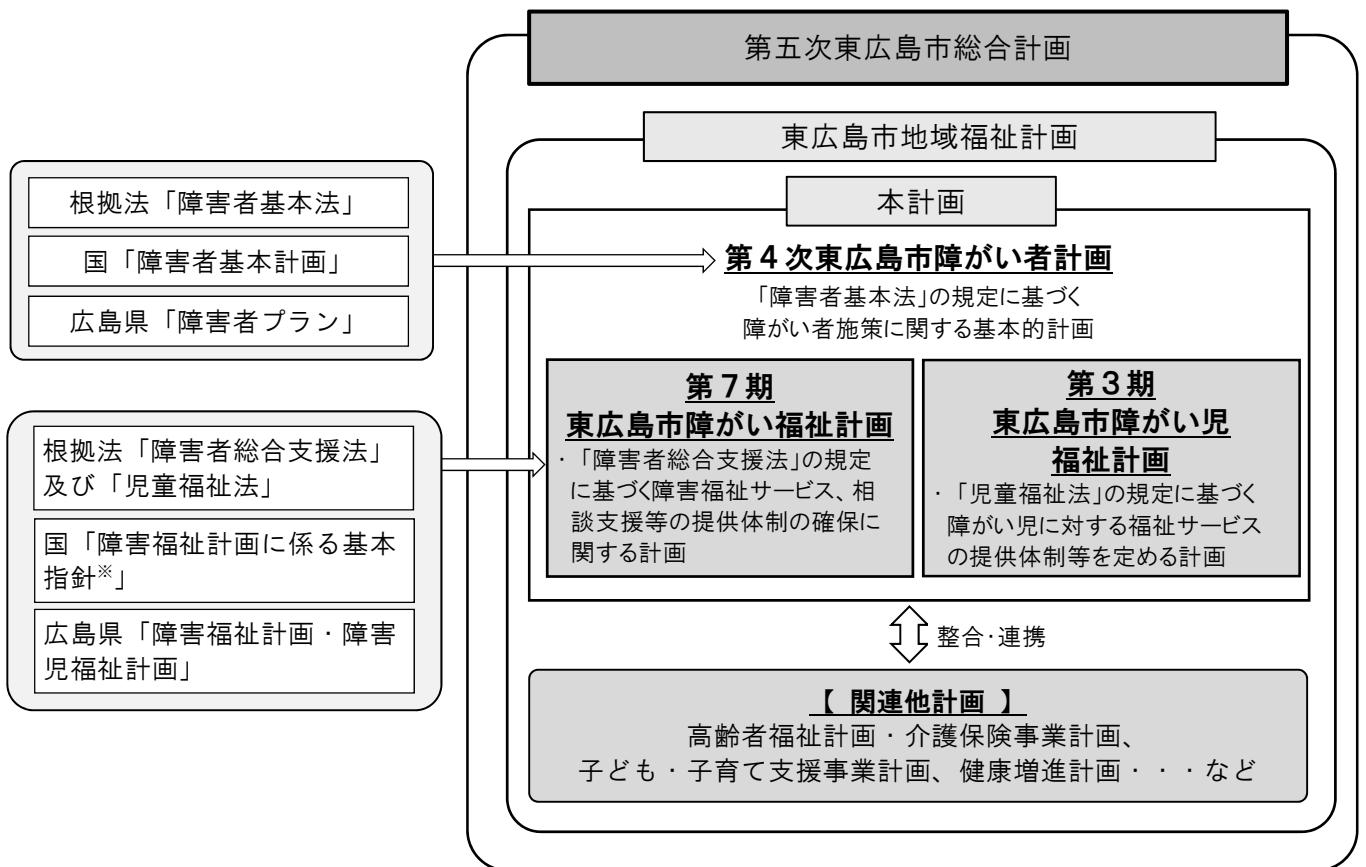
「第4次東広島市障がい者計画」は「障害者基本法」第11条の規定に基づく、長期的視点に立って障がいのある人の生活全般にわたる福祉施策を定める総合的な計画です。

一方「第7期東広島市障がい福祉計画及び第3期東広島市障がい児福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

また、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ「東広島市地域福祉計画」「東広島市高齢者福祉計画・東広島市介護保険事業計画」や「東広島市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

策定にあたっては、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がい者を取り巻く環境、並びにアンケート結果等に基づく障がいのある人の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画をめざして策定します。

【計画の位置付け】



※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後（令和5年5月19日こども家庭庁 厚生労働省告示第一号）」

【3】計画の期間

「東広島市障がい者計画」の計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。「第7期東広島市障がい福祉計画」及び「第3期東広島市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

それぞれの最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

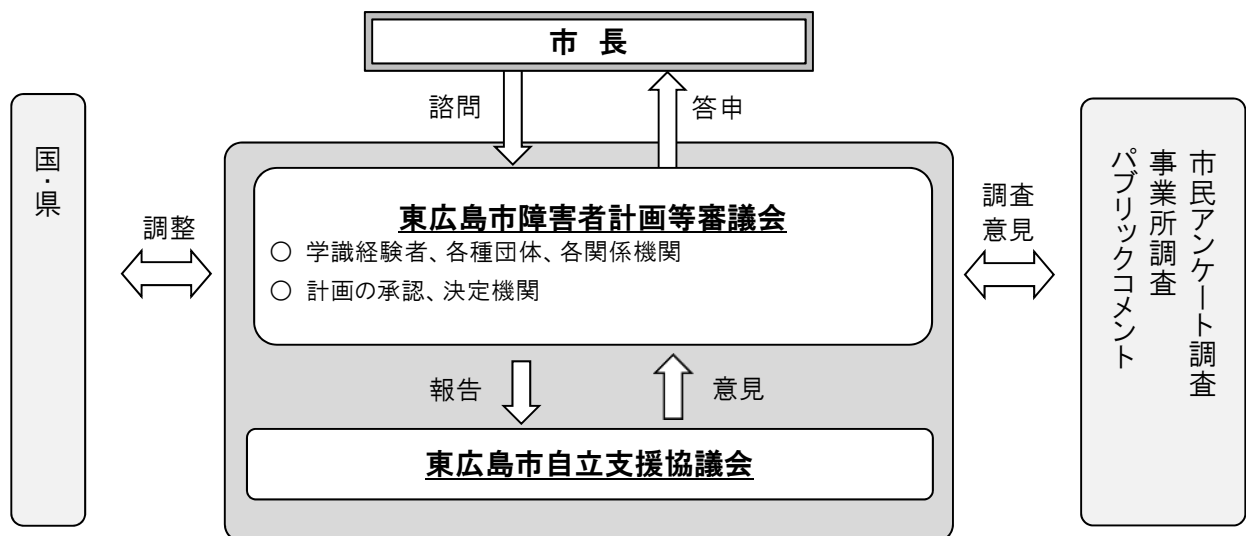
なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障がい者計画	第3次計画			第4次計画(本計画)					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画(本計画)			第8期計画(次期計画)		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画(本計画)			第4期計画(次期計画)		

【4】計画の策定方法

1 審議会における審議及び市民意見の反映

- 学識経験者をはじめ、各種団体や組織の関係者などで構成される「東広島市障害者計画等審議会」における計画の原案の審議、提言
- 計画案についてのパブリックコメント（意見公募）の実施



2 実態調査の概要

	市民アンケート調査		事業所調査
	18歳以上	18歳未満	
調査対象	市内に住所を有する18歳以上の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者	市内に住所を有する18歳未満の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者	障害福祉サービス提供事業所
調査方法	郵送配布～郵送回収		郵送配布～郵送回収及び電子メール等による配布、回収
実施時期	令和5年2月		令和5年7月
有効回収数／配布数 (有効回収率)	771人／1,500人 (51.4%)	252人／500人 (50.4%)	9事業所／19事業所 (47.4%)

【5】計画の対象者

本計画における「障がい者」の概念は「障害者総合支援法」に基づき、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む。）並びに制度の谷間となって支援の充実が求められている難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）としています。また「障がい児」については「児童福祉法」に基づき身体障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童（発達障がいのある児童を含む。）又は難病の児童としています。

本計画は、本市の目指す地位共生社会の実現に、これらの障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本市に住むすべての人を対象としています。

※「障がい」の表記について

本計画では、障害の「害」という漢字からくる印象に考慮し、障がいに対する理解をさらに深めていく契機とするため、市が独自に設定したガイドラインに基づき、法令などで定めている項目や固有の名称を除き「障がい」と平仮名で表記しています。

第2章 計画の推進体制

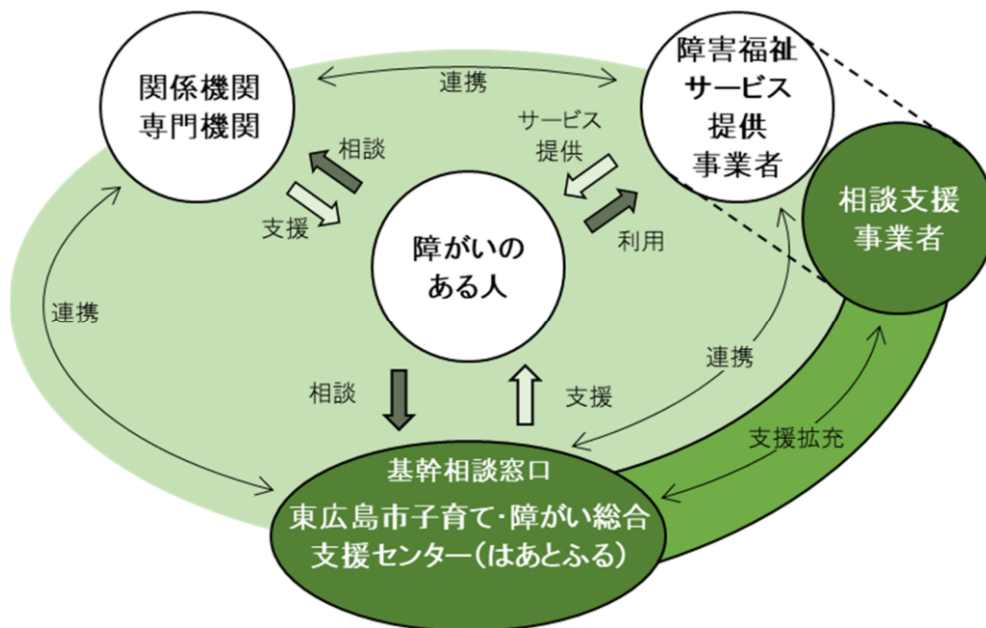
【1】計画の推進体制

1 庁内推進体制の強化と協働による取組の推進

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課における連携の強化を図り、様々な取組を進めるとともに、市民、社会福祉協議会、障害福祉サービス提供事業所、保健医療機関、住民ボランティアなどとの連携を強化し、協働による取組を推進します。

2 相談支援体制の強化

「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」は、子育て支援と障がいのある人に、総合的、一体的に地域生活に関する支援を行う窓口で、子育て関連施設やその他、「HOTけんステーション」等の関係機関と連携する調整窓口としての役割も担っています。一人一人が適切な支援を受けられるよう、メール等を活用した相談等、相談支援体制の充実を図ります。



3 市の取組と分かりやすい障害福祉サービス提供体制の周知

広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく本市の障害福祉サービス提供体制や事業の実施内容について、分かりやすい情報提供と周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、障がいのある人やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

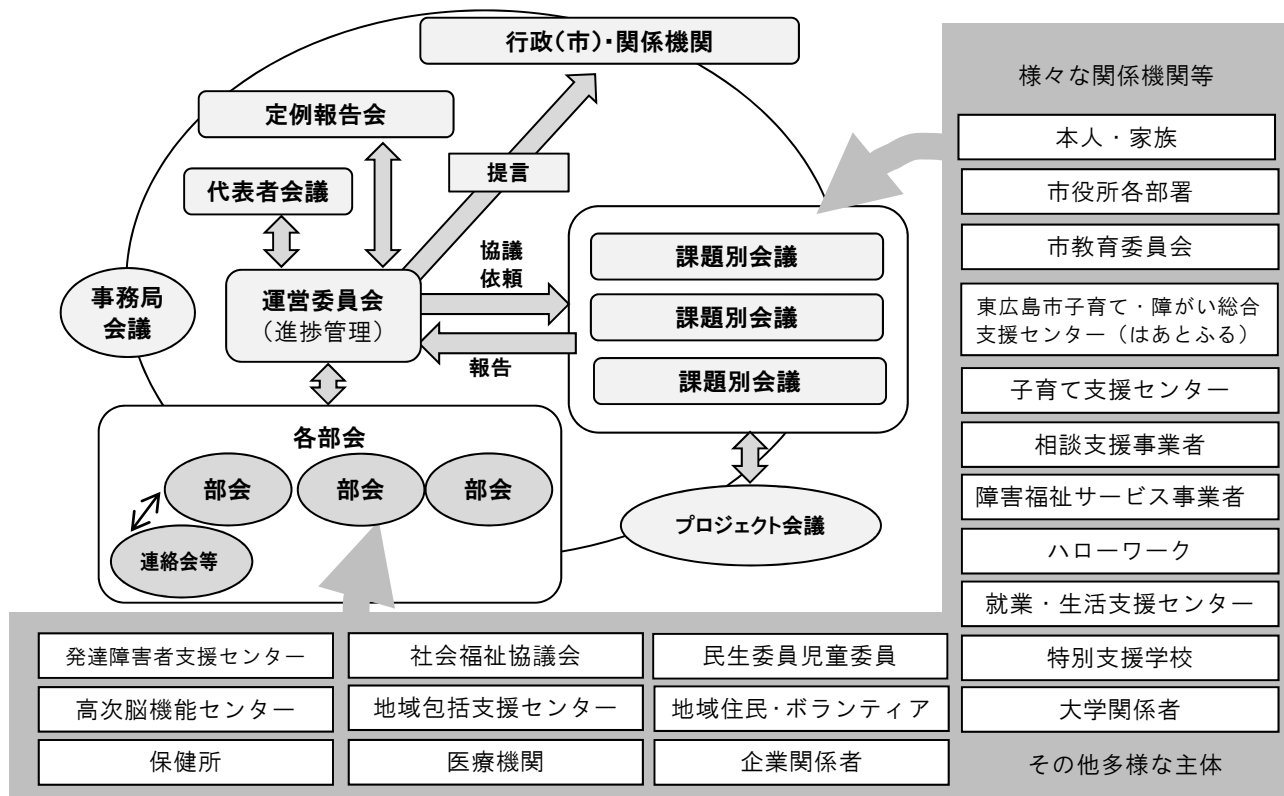
4 東広島市自立支援協議会との連携

医療機関や教育機関、企業、障害福祉サービス提供事業所、市民等様々な分野からの参画により開催されている「東広島市自立支援協議会」との連携を強化し、地域におけるネットワーク（障がいのある人を支えるつながり）づくりや関係機関との連携の在り方等について検討します。

各部会等の開催にあたっては、インターネットを活用した会議の導入等を通して、時間や場所にとらわれない情報共有体制の構築を図ります。

自立支援協議会では、地域課題の検討や解決に向けた継続的な協議の場である「部会」や集中的に協議をする「課題別会議」等の開催により、様々な関係機関等と連携し、障がいのある人に対する支援体制の充実に取り組みます。

【 自立支援協議会のネットワークイメージ 】

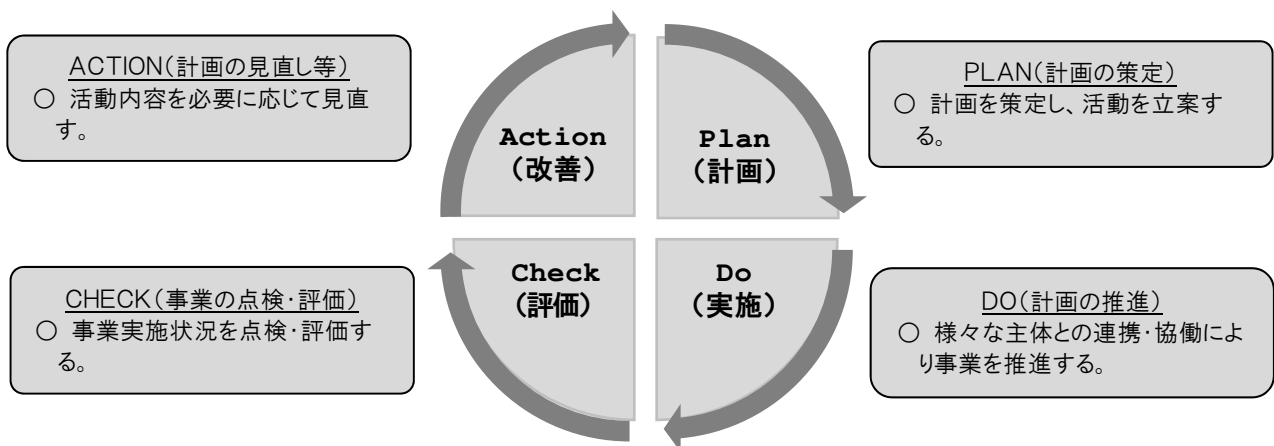


【2】計画の進行管理

本計画については、庁内において定期的に進捗状況を調査、点検します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルによる進捗評価】



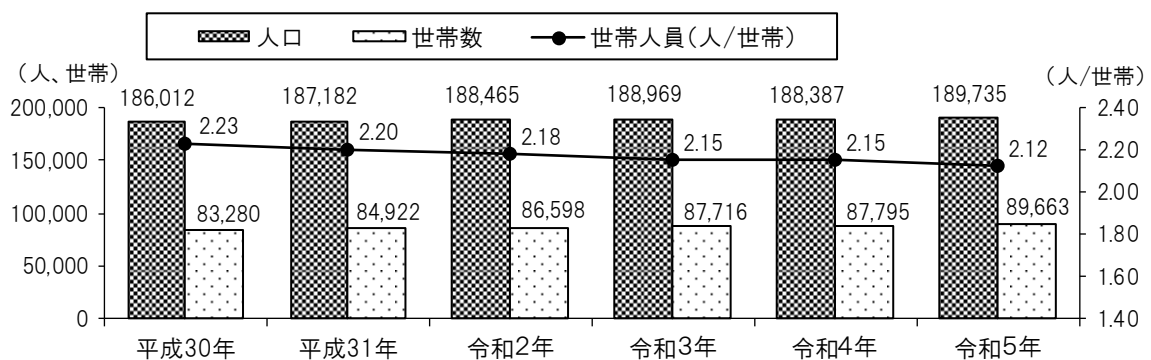
第3章 障がいのある人を取り巻く現状

【1】人口の動き

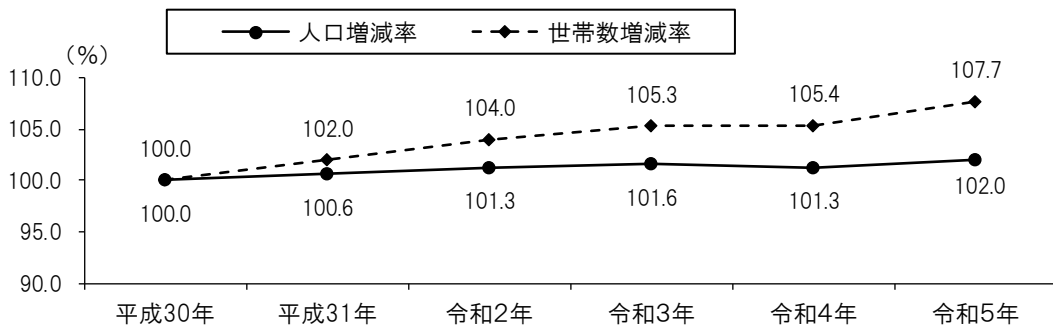
本市の人口及び世帯数は、緩やかな増加で推移しており、令和5年3月末日現在 189,735 人（平成30年を100とした場合 102.0）となっています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30年の2.23人から令和5年で2.12人となっています。

本市の高齢化率は、平成30年の23.7%から令和5年で24.7%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成30年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (%)
18歳未満	32,952	32,758	32,669	32,567	32,300	32,112	97.5
65歳以上	44,161	44,943	45,476	46,120	46,629	46,868	106.1
高齢化率(%)	23.7	24.0	24.1	24.4	24.8	24.7	-

注：増減率は平成30年を100とした場合の令和5年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

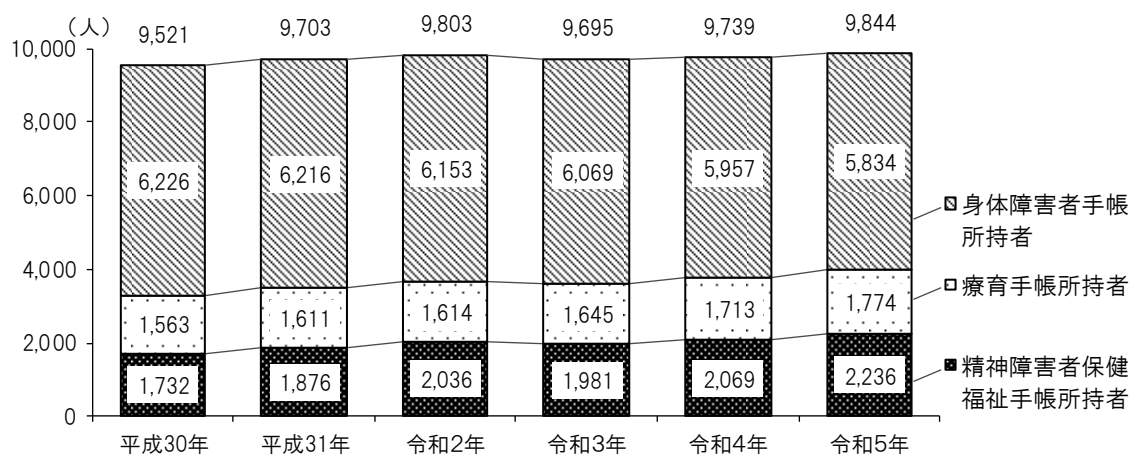
【2】 障害者手帳所持者等の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、長期的には増加で推移しており、令和5年は9,844人となっています。

手帳の種類別で見ると、令和5年は「身体障害者手帳所持者」が5,834人と最も多く、全体の約6割（59.3%）を占めています。「療育手帳所持者」は1,774人（全体に占める構成比18.0%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は2,236人（同22.7%）となっています。平成30年からの推移では、「身体障害者手帳所持者」は減少し、「療育手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加しています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率(%)
障害者手帳所持者数合計	9,521	9,703	9,803	9,695	9,739	9,844	103.4
身体障害者手帳所持者	6,226	6,216	6,153	6,069	5,957	5,834	93.7
療育手帳所持者	1,563	1,611	1,614	1,645	1,713	1,774	113.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,732	1,876	2,036	1,981	2,069	2,236	129.1

注：増減率は平成30年を100とした場合の令和5年の割合を示している。(以下同様)

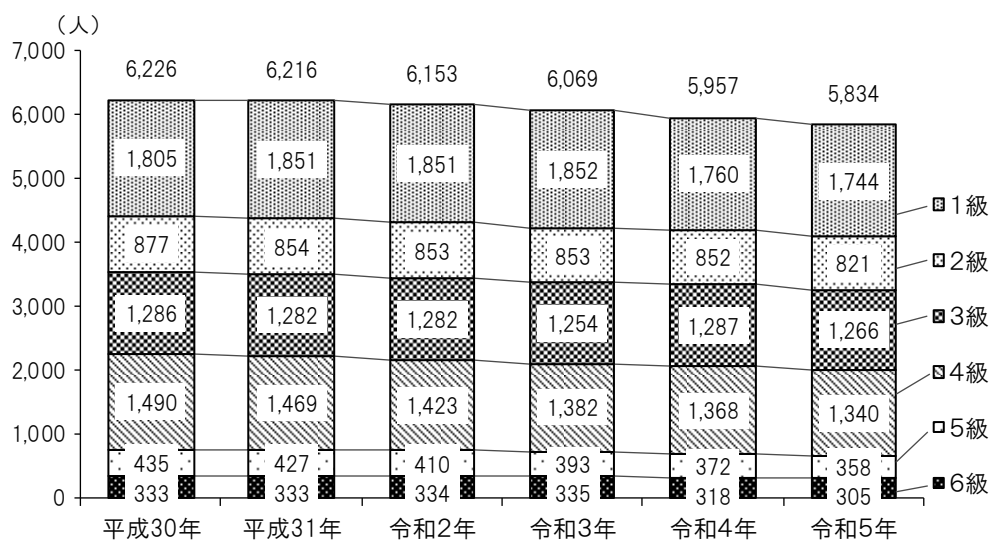
資料：障がい福祉課(各年4月1日現在)

2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少で推移しており、令和5年は5,834人となっています。

等級別で見ると、令和5年は「1級」が1,744人と最も多く、全体の約3割（29.9%）を占めています。次いで「4級」が1,340人（全体に占める構成比23.0%）、「3級」が1,266人（同21.7%）の順となっています。平成30年からの推移では、「4級」及び「5級」の減少が目立っています。

【 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 】

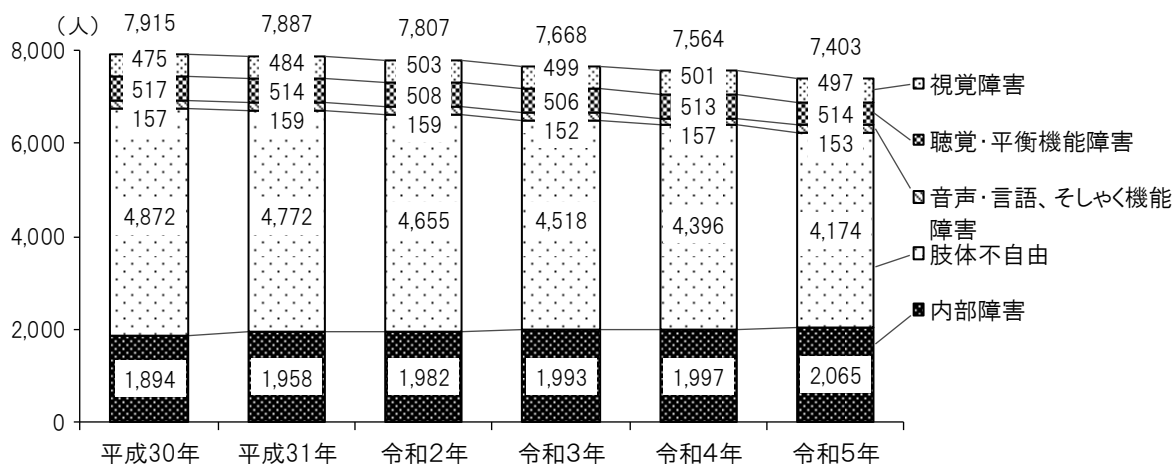


単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率(%)
身体障害者手帳所持者数合計	6,226	6,216	6,153	6,069	5,957	5,834	93.7
1級	1,805	1,851	1,851	1,852	1,760	1,744	96.6
2級	877	854	853	853	852	821	93.6
3級	1,286	1,282	1,282	1,254	1,287	1,266	98.4
4級	1,490	1,469	1,423	1,382	1,368	1,340	89.9
5級	435	427	410	393	372	358	82.3
6級	333	333	334	335	318	305	91.6

資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

障がい種類別で見ると、令和5年は「肢体不自由」が4,174人と最も多く、次いで「内部障害」が2,065人、「聴覚・平衡機能障害」が514人、「視覚障害」が497人の順となっています。平成30年からの推移では、特に「内部障害」が増加し、「肢体不自由」が減少しています。

【 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (%)
合計	7,915	7,887	7,807	7,668	7,564	7,403	93.5
視覚障害	475	484	503	499	501	497	104.6
聴覚・平衡機能障害	517	514	508	506	513	514	99.4
音声・言語・そしゃく機能障害	157	159	159	152	157	153	97.5
肢体不自由	4,872	4,772	4,655	4,518	4,396	4,174	85.7
内部障害	1,894	1,958	1,982	1,993	1,997	2,065	109.0

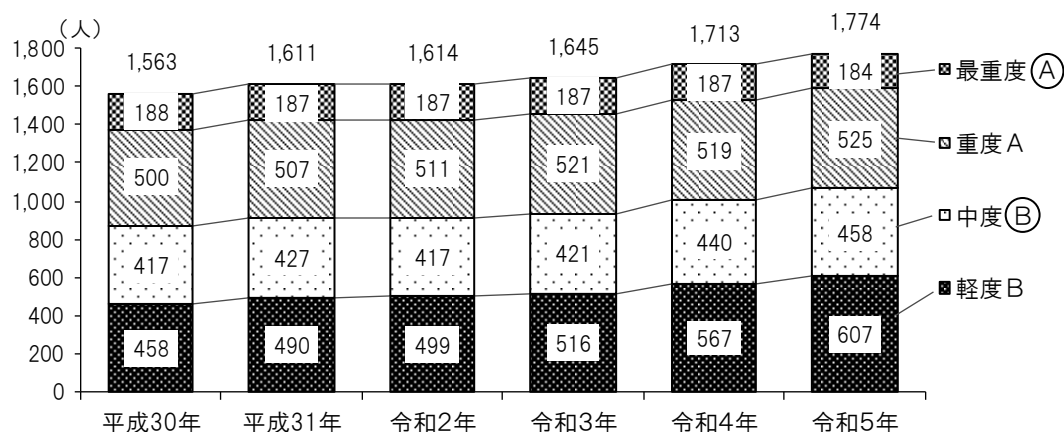
注:重複障がいがあるため、合計人数は前段の「身体障害者手帳所持者数合計」とは一致しない。
資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年は1,774人となっています。

障がい程度別で見ると、令和5年は「軽度B」が607人と最も多く、次いで「重度A」が525人、「中度(B)」が458人、「最重度(A)」が184人の順となっています。また、重度障がい者(Ⓐ、A)は4割(40.0%)となっています。平成30年からの推移では、「軽度B」が大きく増加しています。

【 障がい程度別療育手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率(%)
療育手帳所持者数合計	1,563	1,611	1,614	1,645	1,713	1,774	113.5
最重度(A)	188	187	187	187	187	184	97.9
重度A	500	507	511	521	519	525	105.0
中度(B)	417	427	417	421	440	458	109.8
軽度B	458	490	499	516	567	607	132.5

資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

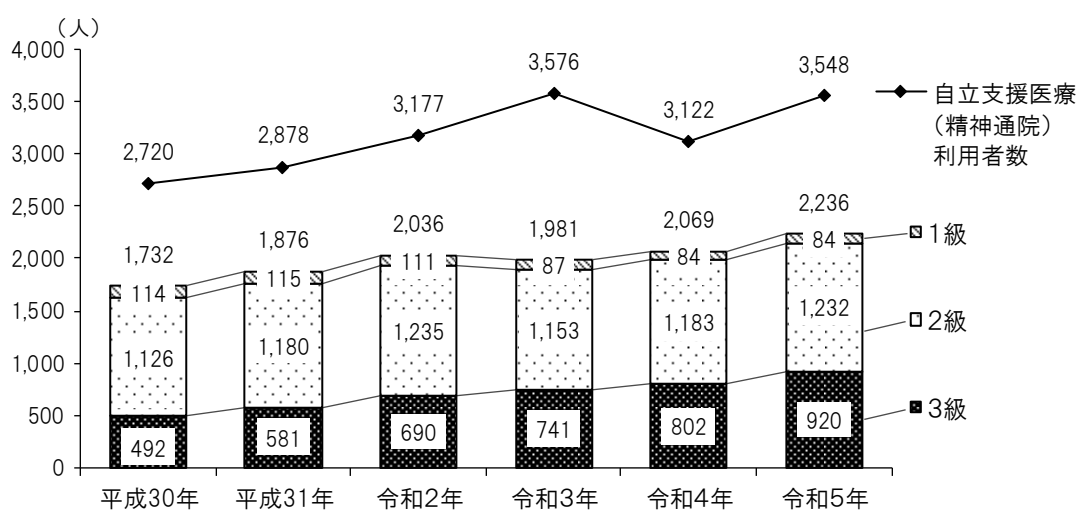
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年は2,236人となっています。

等級別で見ると、令和5年は「2級」が1,232人と最も多く、全体の半数以上(55.1%)を占めています。次いで「3級」が920人(全体に占める構成比41.1%)、「1級」が84人(同3.8%)の順となっています。平成30年からの推移では、「3級」の増加が目立っており、「1級」は減少しています。

自立支援医療(精神通院)利用者数は、令和4年は減少しましたが、令和5年は増加し3,548人となっています。

【 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率(%)
精神障害者保健福祉手帳所持者数合計	1,732	1,876	2,036	1,981	2,069	2,236	129.1
1級	114	115	111	87	84	84	73.7
2級	1,126	1,180	1,235	1,153	1,183	1,232	109.4
3級	492	581	690	741	802	920	187.0
自立支援医療(精神通院)利用者数	2,720	2,878	3,177	3,576	3,122	3,548	130.4

資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

【3】障がいのある人に対する主な施策等の取組状況

1 障がいのある人に対する相談支援の状況

本市では、子育て支援機能と障がい者相談支援機能を併せ持つ「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、各種の相談支援を行っています。

令和4年度では、一般相談が10,072件、発達専門相談が2,856件、就労専門相談が2,494件となっています。

また、相談支援事業所については、令和4年度では計画相談支援事業所が16箇所、一般相談支援事業所が13箇所、児童相談支援事業所が8箇所となっています。

【「はあとふる」における相談件数】

単位(人)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般相談	障がい者人数	443	486	446	460	528	537
	障がい児人数	241	231	193	211	284	257
	相談件数(件)	8,585	10,089	8,032	10,581	8,936	10,072
発達専門相談	障がい者人数	107	97	128	125	109	77
	障がい児人数	772	807	519	446	475	538
	相談件数(件)	5,349	6,260	2,746	2,163	2,153	2,856
就労専門相談	障がい者人数	87	100	115	75	82	74
	障がい児人数	7	9	10	6	6	8
	相談件数(件)	1,823	2,252	1,876	2,770	3,124	2,494

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

【相談支援事業所数】

単位(箇所)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援事業所	18	18	17	17	16	16
一般相談支援事業所	14	14	14	14	13	13
児童相談支援事業所	10	10	9	9	8	8

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

障害者総合支援法に基づく、地域相談支援による24時間体制など緊急時の対応を含む相談支援体制については、令和4年度は一般相談支援事業所13箇所に対応しています。

【障害者総合支援法に基づく相談支援体制（地域相談支援による24時間サポート）】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般相談支援事業所(箇所)	14	14	14	14	13	13
地域移行支援利用者(人)	1	0	2	1	1	0
地域定着支援利用者(人)	12	11	12	11	10	7

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

2 障がいのある人に対する移動支援の状況

重度障害者移動支援事業の延べ利用者数は、減少傾向にありましたが、令和4年度は増加に転じ、659人となっています。

【 重度障害者移動支援事業利用状況 】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
延べ利用者数(人)	2,193	1,733	1,665	703	396	659
延べ利用時間(時間)	7,096	5,721	5,276	1,953	946	1,549

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

3 虐待防止施策の状況

障がい者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談窓口を設置し、障がいのある人や家族、支援者等からの相談に対応しています。令和4年度の虐待通報件数は25件、虐待認定件数は5件となっています。

【 虐待に関する相談窓口の設置（東広島市障がい者虐待防止センターで対応した件数） 】

単位(件)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
虐待通報件数	14	14	16	12	21	25
虐待認定件数	4	5	4	8	8	5
緊急一時保護件数	0	1	1	2	1	0

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

4 療育・保育・教育施策の状況

幼稚園、小学校、中学校においては、生活面等で個別支援が必要な児童・生徒に対する学校教育支援員、教育補助員、特別支援教育サポーターの配置など特別支援教育の取組を進めています。小学校及び中学校の学校教育支援員、教育補助員については、近年、増加傾向にあります。

【 学校教育支援員等の配置状況 】

単位(人)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
幼稚園	教育補助員配置数	10	10	10	10	8	9
小学校	学校教育支援員配置数	27	25	25	28	30	31
	教育補助員配置数	54	54	57	58	62	67
	特別支援教育サポーター配置数	13	19	21	9	25	25
中学校	学校教育支援員配置数	7	8	8	11	12	13
	教育補助員配置数	22	22	22	22	25	28
	特別支援教育サポーター配置数	9	9	9	3	7	4

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

障がいのある児童・生徒が身近な地域で支援が受けられるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブを実施しています。

放課後等デイサービスについては、令和4年度の実利用者数は1,513人、事業実施事業所数は44箇所となっており、利用者数、事業所数共に増加傾向にあります。

【 放課後等デイサービス事業利用状況 】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
実利用者数(人/月)	843	979	680	1,181	1,285	1,513
事業実施事業所数(箇所)	28	32	36	38	41	44

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

放課後児童クラブの受入状況については、令和4年度では、受入児童数2,522人のうち、特別な配慮が必要な児童は203人で、全体の8.0%となっています。また、特別支援加配支援員は62人、特別配慮必要児童受入クラブ数は56件となっており、いずれも増加傾向にあります。

【 放課後児童クラブの受入状況 】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
受入児童数全体(人)	1,980	2,164	2,637	2,649	2,524	2,522
うち特別な配慮が必要な児童(人)	141	150	160	205	199	203
支援員全体(人)	348	352	343	359	375	390
うち特別支援加配支援員(人)	47	46	43	35	52	62
クラブ数全体(件)	54	57	58	59	59	58
うち特別配慮必要児童受入(件)	40	48	50	54	51	56

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

【4】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

1 18歳以上調査結果より

（1）障がいの状況について

- 65歳以上のおおむね4人に1人が要介護等の認定を受けています。
- 発達障がいの診断を受けている人は、知的及び精神障がいのある人、また、30代以下の年齢層で多くなっています。

【今後の課題・取組の方向性】

- 障がいのある人の高齡化を見据えた支援内容の充実とともに、ニーズに応じた共生型の障害福祉サービス提供事業所の確保、障害者支援施設から介護保険施設へのスムーズな移行の在り方の検討が必要です。
 - 発達障がいについて、医療機関や専門の医師の確保をはじめ、適切に医療機関につながる体制の整備が必要です。
-

（2）相談について

- 相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」を筆頭に「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」の順に多くなっています。
- ピアサポート活動について、積極的な参加希望は少ない状況ですが「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」が最も多くなっています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」が上位に回答されています。

【今後の課題・取組の方向性】

- 「身近な地域で気軽に、そしてワンストップで」というニーズがうかがえます。障がいの特性や年齢など個別の状況に対応できること、また、いつでも気軽に相談できる窓口として「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」をはじめ「HOTけんステーション」等関係機関との連携の強化、そして、それらの窓口の周知と相談支援機能の充実が必要です。
 - 障がいのある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。
 - ピアサポート活動に対して、きめ細かな情報提供によって参加を促進していく必要があります。
-

(3) 障害福祉サービスの利用について

- 現在、利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「短期入所(ショートステイ)」「移動支援」「居宅介護(ホームヘルプ)」の順に多くなっています。今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「移動支援」「就労継続支援(A型)」「自立訓練」の順に多く、現在の利用に比べて就労系の障害福祉サービスに対するニーズが多くなっています。
- 今後、障害福祉サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか定期的に情報を提供してほしい」をはじめ「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」など、分かりやすい情報提供が求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障害福祉サービスの内容や申請の手続き等について、障がいの区分や特性に配慮した分かりやすい情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図る必要があります。
- 利用したい日や時間のニーズに対する調整や改善策について、障害福祉サービス提供事業所との協議の場の充実とともに、連携の強化が必要です。
- 市内の企業等を対象とした障がい者雇用に対する理解を深めるための啓発活動を充実するとともに、障がい者雇用を促進するための情報提供の充実が必要です。
- 自立訓練に対するニーズも比較的高く、グループホームや一般住宅等へのスムーズな移行に向けた支援が必要です。

(4) 住まいや暮らしについて

- 自宅(アパートなどを含む)で一人暮らしをしている人は2割未満で、ほとんどが身体及び精神障がいのある人です。
- 主な介助者は、身体障がいのある人では「配偶者(夫または妻)」、精神障がいのある人では「父または母」「配偶者(夫または妻)」、知的障がいのある人では「父または母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」がそれぞれ多く、介助者は60代以上で約半数を占めています。また、60代の介助者の約4割、70歳以上の約6割が自身の健康に不安を感じています。
- 地域で安心して暮らすために必要な支援としては「医療や生活にかかる費用負担の軽減」をはじめ「病院や施設、市などの連携」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」「障がいのある人にとって暮らしやすい住まいの確保」が求められています。特に知的障がいのある人では「自分の意思を正しく伝え、理解してもらえるようになること」のニーズが高くなっています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障がいのある人の高齢化に伴い、家族介助者も高齢化し、健康に不安を持つ人が多く、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
 - 「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活支援の充実が必要です。
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実を図る必要があります。医療費の助成等経済的な支援やアウトリーチ支援の検討など、国や県の動向を見据えながら、支援の充実を図る必要があります。
-

（5）社会参加について

- 外出時に困ることについては、身体障がいのある人では「道路や歩道の階段や段差」が最も多く、知的障がいのある人では「出先で困ったときの対応」をはじめ「切符の買い方や乗り換え方法」「介助者の確保」など、精神障がいのある人では「発作など突然の身体変化や周囲の目」などが、それぞれ多く回答されています。
- 地域の行事や活動については、約6割が「参加していない」と回答し、参加している人は少ない状況です。活動への参加者は近所付き合いが親密な人ほど多い傾向にあり、近所付き合いがない人の8割近くが「参加していない」と回答しています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に、安全に生活することができるようユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーのまちづくりへの継続的な取組が必要です。
 - 今後、ニーズの高まりが想定される移動支援の充実を図る必要があります。
 - 近所付き合いの親密さと地域活動への参加状況には相関がうかがえます。あらゆる世代の人が近所付き合いを深め、支え合い、助け合いの関係を築くことができるよう、啓発活動を推進する必要があります。
-

(6) 防災・防犯について

- 避難所の場所については、約6割が認知していますが、知的障がいのある人では、ほかの障がいに比べて「知らない」割合が高くなっています。
- 災害時に必要な対策として「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」をはじめ「安全な場所まですぐに避難できる対策」「避難所生活でのプライバシーの確保」などが求められています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障がいのある人やその家族に対し、防災や防犯に対する意識の向上を図るため、啓発活動の推進が必要です。地域と協働して、災害時の避難対策と支援体制の充実を図ることが必要です。
- 「東広島市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、台帳への登録の促進や地域での情報共有など、個人情報^の取扱いに配慮しながら見守り活動や支え合い活動を促進し、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりが必要です。

(7) 理解促進・コミュニケーションについて

- 差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約4割で、特に知的及び精神障がいのある人に多くみられます。また、発達障がいの診断を受けている人や若い年齢層においても、経験がある人が多くなっています。
- 障がいに対する周りの人の理解について「理解していると思う」人は6割以上を占めていますが、精神障がいのある人の約4割が「理解していないと思う」と回答しています。
- 市の「障害者コミュニケーション条例^{※1}」及び「手話言語条例^{※2}」の認知率は、いずれも1割未満と低い状況で「どちらも知らない」人が8割以上を占めています。知っている人における認知経路は「市の広報紙やホームページ」が最も多くなっています。
- コミュニケーションをとるときに困ることについて、身体障がいのある人は半数近くが「困ることはない」と回答していますが、知的及び精神障がいのある人では「一度にたくさんを言われると混乱する」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」など困る場面が多く回答されています。特に知的障がいのある人では「災害時などの緊急の連絡ができない」ことなどが多く回答されています。
- 「成年後見制度」を内容まで知っている人は、おおむね4人に1人の割合です。

※1 「障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例」(平成31年4月施行)

※2 「手話言語の認識の普及に関する条例」(平成31年4月施行)

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 地域住民に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。
 - 本市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」について、障がいのある人だけでなく、市民に対する周知を図る取組の充実が必要です。
 - 障がいのある人においても、今後、進行するとみられる高齢化を見据えて、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。そのため、制度の内容についての分かりやすい情報提供や本市の中核機関である「権利擁護ステーション」の周知に向けた取組及び適切な利用促進が必要です。
-

（８）就労や日中の活動について

- 現在、働いて収入を得ている人は約半数です。正社員として働いている人は、おおむね5人に1人の割合で、パート・アルバイト等の人も同程度となっています。また、通所施設に通っている人の3割が一般就労への希望を示しており、特に精神障がいのある人で希望者が多くなっています。
- 障がいがあっても働きやすくなるために必要なこととして「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」などへのニーズが高くなっています。
- 「農福連携」を内容まで知っている人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割未満です。しかし、農業に従事することに対しては、おおむね4人に1人が「関心がある」と回答しています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「就労のための支援や働く場を増やす」が上位に回答され、特に精神障がいのある人で多くなっています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障がいの特性に応じた就労場所の拡充、一般企業の障がい者雇用に関する理解の促進、また、一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組の充実が必要です。
 - 一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、啓発活動をはじめ、就労定着支援事業の利用を促進する必要があります。
 - 国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進が必要です。
-

2 18歳未満調査結果より

(1) 障がいの状況について

- 回答者のうち、全体の8割近くの子どもが発達障がいの診断を受けています。身体障がいのある子どもは、おおむね4人に1人が難病の診断を受けており、また、おおむね3人に1人が医療的ケアを必要としています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 発達障がいに対応する医療機関や医師の確保をはじめ、適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要です。
 - 乳幼児健診等、子どもの成長に応じた適切な時期における健診の実施等により、障がいの早期発見に努めるとともに、早期に療育治療につながるよう、支援が必要です。
 - 医療的ケアを必要とする子どもが、地域で包括的な支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターの配置を促進することが必要です。
-

(2) 相談について

- 介助者が求める支援としては「相談支援や情報提供の充実」が最も多く、子どもの発達の遅れや障がいに気付いたとき、ほしいと思った情報としては「実際に何をすればよいのかがわかる情報」「相談先についての情報」「療育機関や専門の医療機関についての情報」が求められています。
- 相談先に求めることとしては「障害の特性に応じて専門の相談ができること」が最も多く、次いで「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「1か所でどんな相談にも対応できること」などの順となっています。また、子どものために必要なこととして、約6割の保護者が「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増やすこと」「相談したいときに素早く、スムーズに相談できること」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」がとても必要と回答しています。
- ピアサポート活動については「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」「聞いてもらう立場で参加してみたい」を合わせて1割程度と少ない状況ですが「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」が約6割を占めています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障がいの特性に応じて、素早く1か所で専門の相談ができる身近な相談場所が求められています。療育機関等に関する情報入手手段の周知をはじめ「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」における、発達障がい支援コーディネーターによる相談支援の充実など、発達に障がいのある子どもの早期発見及び早期支援体制の充実が必要です。
 - 相談や指導、通園、通所といった子どもの状況に応じた支援が切れ目なく円滑に行われるよう、関係機関との連携が必要です。
 - ピアサポート活動について、どのような活動で、参加することによってどのような効果が期待できるのか、子どもの学齢等に応じた、きめ細かな情報提供によって参加を促進していく必要があります。
-

（3）障害福祉サービスの利用について

- 現在、利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」「計画相談支援・障害児相談支援」「保育所等訪問支援」の順となっています。今後利用したい障害福祉サービスについても「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。以下「日中一時支援」「移動支援」「短期入所（ショートステイ）」が続き、現在の利用に比べて介助者が不在のときの対応や外出の支援に対するニーズが目立っています。
- 今後、障害福祉サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか定期的に情報を提供してほしい」をはじめ「本人に適切なサービスをアドバイスしてほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」の順に多く、分かりやすい情報提供が求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 「放課後等デイサービス」をはじめとする、ニーズが高い障害福祉サービスにおける受け入れ体制の確保が必要です。また「日中一時支援」「移動支援」「短期入所（ショートステイ）」など、外出や社会参加、保護者等の介助者への支援の充実が求められています。
 - 障がい児に対する福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障がいの特性に応じた分かりやすい定期的な情報提供が求められています。
-

(4) 住まいや暮らしについて

- 介助や支援に関する不安や悩みとしては「精神的な負担」や「経済的な負担」をはじめ「何かあったときに介助を頼める人がいない」「障害について学ぶ場が少ない」などが続き、必要としている支援についても「経済的な支援」のニーズが高くなっています。
- 社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」が最も多く求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として、特に身体障がいのある子どもを持つ保護者は「障害があっても移動しやすい道路や交通機関など利便性を向上する」「災害時の避難支援体制を充実する」「施設や建物をバリアフリー化する」がそれぞれ上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 18歳以上と同様、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
 - 障がいについて「学ぶ場」に対するニーズも高く、子どもの障がいの特性や学齢等に応じたきめ細かな情報の提供が求められています。
 - 外出への支援をはじめ、社会参加を促進する取組の充実が必要です。そのためには、地域住民に対する「地域共生社会」に関する啓発活動の充実も求められます。
 - 障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に、また、安全に生活することができるようユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーのまちづくりへの継続的な取組が必要です。
-

(5) 理解促進・コミュニケーションについて

- コミュニケーションをとるときに困ることについては、8割以上の保護者が「ある」と回答し、特に知的障がいのある子どもや発達障がいの診断を受けている子どもの保護者ほど多くなっています。
- 差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約半数を占めています。特に発達障がいのある子どもや子どもの年齢が上がるほど経験がある人が多くなっています。
- 障がいに対する周りの人の理解について「理解していると思う」人は6割以上を占めていますが、そのうち「十分に理解していると思う」への回答は数パーセントと僅かです。
- 発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「保育士や教職員が障害への理解を深めること」「まわりの子どもが障害への理解を深めること」が多くなっています。
- 市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」の認知率は、いずれも1割未満と低い状況で「どちらも知らない」人が9割以上を占めています。知っている人における認知経路は「市の広報紙やホームページ」が最も多くなっています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 教育や保育の場において、保育士や教職員が障がいへの理解を深めるとともに、児童・生徒に対して、子どもの頃から障がいや障がいのある人に対する福祉教育の推進、人権尊重意識の醸成を図ることが必要です。
 - 地域住民に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など、啓発活動の充実が必要です。また、本市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」について、障がいのある人だけでなく、市民に対する周知を図る取組の充実が必要です。
-

（6）療育・保育・教育について

- 発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「通園・通学先で障害の特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「教育・医療・福祉が連携して子どもを支援してくれること」が上位に回答されているとともに、約半数の保護者が「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」を強く求めています。また、半数以上が「学校でインクルーシブ教育を積極的に推進すること」を求めています。
- 「ペアレントメンター」を内容まで知っている人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割未満と低い状況ですが、精神障がいのある子どもや手帳を持たない子どもの保護者では、知っている人がやや多くみられます。また、ペアレントトレーニングに参加したことがある保護者も1割未満と低い状況です。しかし、ペアレントトレーニングへの今後の参加意向は6割以上みられます。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 特別支援教育の推進が必要である一方で、インクルーシブ教育の推進に対するニーズも高くなっています。障がいや発達の程度に応じて、柔軟な選択が可能となる支援体制の構築が必要です。
 - ペアレントメンターについて、関係者だけではなく市民に周知し、理解を促進することが必要です。ペアレントトレーニングについて、どこでどのような活動を行えるかなど、基本的な情報を分かりやすく、多様な手段を用いて発信することが必要です。
-

【5】事業所調査から読み取れる現状と課題

本計画の策定にあたって、市内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※回答者の意図を変えない範囲で要約・整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

【調査概要】

- ・ 計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障害福祉サービス提供事業所に対し、事業状況やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- ・ 実施時期 令和5（2023）年6月～7月
- ・ 調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）その他電子メール等による回答を含む。
- ・ 回収件数：9事業所

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

（1）障害者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

- ・ 職員の確保が難しく、受け入れが難しい。職員の高齢化、職員等担い手の不足
- ・ 利用者の高齢化が顕著で、次の施設への移行がスムーズにできていない。
- ・ 行動障がいのある利用者へ対応できる職員が少ない。
- ・ 主に相談業務において、利用者の親族等からの対応困難な要求や苦情への対応

（2）障害福祉サービスが利用しやすくなるため必要だと思うこと

- ・ 利用者への分かりやすい情報提供
- ・ 専門性を身に付け、利用者により良い提案ができること。
- ・ 発達障がいや疑われる未就学の幼児への、早い時期から改善を意識した保護者への関わりを持つような仕組み、風土をつくること。
- ・ 相談支援事業所における相談員の増員
- ・ どこにどのような障害福祉サービスがあるのかを詳しく知ることができる障害福祉サービス情報の提供
- ・ 専門職による定期的な相談窓口の開設
- ・ 障害福祉サービスの申請手続き等の支援
- ・ 地域における社会資源についての情報共有
- ・ 地域の困りごとや新たなニーズの掘り起こし
- ・ 人材不足の解消
- ・ 「はあとふる」のより一層の市民への周知
- ・ 移動支援の対象の範囲を拡げてほしい。（買い物支援等）
- ・ 障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際の交通費の補助

(3) 人材を定着させるために取り組んでいること

- ・ 職員のスキルアップのための研修への参加促進
- ・ 研修後の事業所内での伝達研修
- ・ 障害福祉サービスについての毎月の勉強会を開催、事例の検討、意見交換等の実施による職員のスキルアップ
- ・ 働きやすく、意見の言いやすい雰囲気づくり
- ・ 職員の育児支援（企業主導型保育の導入）
- ・ 有給介護休暇等の導入
- ・ 弾力的な働き方の提示と選択
- ・ 資格取得のための奨励金の導入、特別休暇制度等の支援
- ・ 人事考課制度の活用とめりはりのある給与体系
- ・ 若手採用担当者による1年目の面談
- ・ 第三者委員を活用した面談制度
- ・ 給与体系の見直し
- ・ 資格手当の充実、技術職の雇用、横断的な組織づくりのための部署の設置、相談窓口を本部機能として設置、賞与時の人事考課制度、長期連休の取得制度
- ・ OJT（個別指導プログラム）の担当者を中心に、一人一人に育成計画を作成
- ・ 福祉、介護職員について、経験又は資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み
- ・ キャリアパス制度の導入による目標管理、人事考課の実施
- ・ 採用初年度からの有給20日間付与やリフレッシュ休暇等の導入
- ・ 採用時のミスマッチを減らすような面接内容
- ・ 福利厚生の改善（退職金の導入）
- ・ 日々のストレスに対する聴き取り（管理者対スタッフ）
- ・ 給与等のアップ

(4) 計画策定にあたっての意見や要望

- ・ 基幹相談支援センター「はあとふる」を活用した市と事業所、関係機関との情報の共有による児童と成人分野（特に発達障がい）の連携
- ・ 就学前から就学後への連携の場をつくる必要性を感じる。
- ・ 基幹型相談支援の充実
- ・ 障がいの者の福祉施設入所、精神障がいの者の入院から地域生活への移行を推進していく上で、地域での受け皿の確保（住居・相談窓口・障害福祉サービス等）
- ・ 放課後等デイサービスの利用者増に伴い、事業所も増加しているが、事業所の質の確保
- ・ チャット等デジタルツールを活用した相談対応
- ・ 市のホームページをもっと見やすく、分かりやすくしてほしい。
- ・ 障がいの特性に配慮した相談窓口の充実（精神障がいのある人は、窓口での相談をためらわれる人も多いため。）

第2部 第4次東広島市障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

「障害者基本法」では、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざすことを基本的な考え方としています。

本市では、最上位計画である「第五次東広島市総合計画」において、5つの柱からなる「まちづくり大綱」の福祉分野において「誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現」という基本方針を掲げています。この考え方は、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくために、支え合い、助け合い活動の活発な展開による福祉のまちづくりをめざすものです。

本市の福祉施策は、この考え方に基づいて様々な取組が実行されます。

前期計画においては「地域共生のまちづくり ～すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして～」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この基本理念は「第五次東広島市総合計画」の方針にもつながるものであり、本計画においても、この基本理念を継承し、地域全体で障がいのある人への福祉施策の総合的な推進を図り、全ての障がいのある人が自分らしく暮らせる地域共生のまちづくりをめざします。

● 本計画の基本理念 ●

地域共生のまちづくり

～ すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして ～

【2】 施策体系

施策分野	施策の方向
1 障がいへの理解の促進と配慮	<ol style="list-style-type: none">1 理解を深める啓発活動の推進2 学びの場の充実3 情報アクセシビリティの向上
2 差別の解消と権利擁護の推進	<ol style="list-style-type: none">1 差別の解消と虐待の防止2 権利擁護の推進
3 療育・保育・教育の充実	<ol style="list-style-type: none">1 療育体制の充実2 障がいのある子どもへの切れ目のない支援3 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進4 放課後等の活動支援
4 地域における生活支援の充実	<ol style="list-style-type: none">1 暮らしの場の確保2 相談支援体制の充実3 地域移行・地域定着の推進4 障害福祉サービス等の充実
5 自立と社会参加の促進	<ol style="list-style-type: none">1 理解を深める交流の場づくり2 生涯学習の振興3 移動手段の確保
6 雇用・就労の促進	<ol style="list-style-type: none">1 雇用・就労支援の推進2 就労機会の拡充と定着
7 健康づくりへの支援の充実	<ol style="list-style-type: none">1 健康づくり・健康管理の推進2 医療と福祉の連携
8 安全・安心な福祉のまちづくり	<ol style="list-style-type: none">1 ユニバーサルデザインのまちづくり2 防災・防犯の推進3 地域福祉の推進

第2章 施策の展開

施策分野1 障がいへの理解の促進と配慮

1 理解を深める啓発活動の推進

【現状と課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、障がいに対して、周りの人が「理解していると思う」人は6割以上を占めていますが、そのうち「十分に理解していると思う」への回答は僅かです。特に精神障がいのある人の約4割が「理解していないと思う」と回答しています。
- 市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」の認知率は、いずれも1割未満と低い状況で「どちらも知らない」人が9割以上を占めています。知っている人における認知経路は「市の広報紙やホームページ」が最も多くなっています。

- 地域住民に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など、地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、市の広報紙やホームページ、パンフレットや社会福祉協議会の広報紙等、様々な媒体を通じて啓発に向けた広報の充実を図ります。・ 本市の「障害者コミュニケーション条例^{※1}」及び「手話言語条例^{※2}」について、出前講座の開催をはじめ、パンフレットの配布など、周知と啓発に向けた活動に取り組めます。	障がい福祉課
あらゆる機会を通じた理解の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者週間^{※3}におけるシンポジウムやフォーラム、講演会等各種行事の開催により、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める取組を推進するとともに、より多くの市民の参加を促進します。	障がい福祉課

※1 「障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例」(平成31年4月施行)

※2 「手話言語の認識の普及に関する条例」(平成31年4月施行)

※3 毎年12月3日から12月9日までの1週間

2 学びの場の充実

【 現状と主な課題 】

- 18 歳未満のアンケート調査では、発育、発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「保育士や教職員が障害への理解を深めること」「周りの子どもが障害への理解を深めること」が多くなっています。

-
- 教育や保育の場において、保育士や教職員が障がいへの理解を深めることはもちろん、児童・生徒に対して、子どもの頃から障がいや障がいのある人に対する福祉教育の推進や人権尊重意識の醸成を図ることが必要です。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
幼少期からの教育	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所等において、手話を取り入れた歌やリズム遊びをはじめ、福祉に関する絵本やDVD等の視聴覚教材を保育に取り入れるなど、体験的に福祉を学ぶ場の充実に取り組みます。・ 小学校における総合的な学習の時間や中学校における職場体験学習等を活用し、福祉に関する体験的な学習を実施するなど、児童・生徒の発達段階に応じた福祉教育を推進します。	保育課 指導課

3 情報アクセシビリティの向上

【 現状と主な課題 】

- 18歳以上のアンケート調査では、コミュニケーションをとるときに困ることについて、身体障がいのある人は半数近くが「困ることはない」と回答していますが、知的及び精神障がいのある人では「一度にたくさんを言われると混乱する」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」など困る場面が多く回答されています。特に知的障がいのある人では「災害時などの緊急の連絡ができない」ことなどが多く回答されています。
- 18歳未満のアンケート調査では、コミュニケーションをとるときに困ることについては、8割以上の保護者が「ある」と回答し、特に知的障がいのある子どもや発達障がいの診断を受けている子どもの保護者ほど多くなっています。

-
- 本市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」について、障がいのある人だけでなく、市民に対する周知を図る取組の充実が必要です。
 - 障がいの特性に応じた分かりやすい情報発信や情報提供が必要です。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉制度の手引きや障害福祉サービス事業所ガイド、聴覚障害者等インフォメーションサービス事業（メール・FAX）を通じて、障害福祉サービスなど必要とされる情報の提供を行います。 ・ ふりがなや「やさしい日本語」の活用、絵や図などの視覚的な情報の活用など、個々の障がい特性に配慮した方法によって分かりやすい情報提供を行います。 	障がい福祉課
広報活動の障がい特性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報番組や市長記者会見での手話通訳、市の広報紙の音訳と点訳、市のホームページの音声読み上げ機能の入れ替え等、障がいの特性に配慮して情報を提供します。 	広報戦略監 障がい福祉課
刊行物等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が発行する刊行物等において、聴覚障がいや視覚障がいなど、障がいの特性に配慮した二次元コードや音声コード等を活用した情報提供に努めます。 	障がい福祉課
情報ツール等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者等インフォメーションサービス事業やインターネット映像通信サービスによる手話通訳等、情報バリアフリー化のための取組を推進します。 	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
手話技能を有する職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内にろうあ者専門相談員を配置し、手話講座や「手話言語条例」「障害者コミュニケーション条例」等の研修会を実施して、職員の手話技能の向上や理解の促進を図ります。 	障がい福祉課
手話通訳者・要約筆記者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話、要約筆記奉仕員養成講座を実施するとともに、手話通訳者養成研修等の情報を発信し、東広島市手話通訳者・要約筆記者派遣事業への登録を促進します。 	障がい福祉課
各種養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話、要約筆記、音訳、点訳の奉仕員養成講座を開講し、支援者の資質向上と量的な拡大を図ります。 	障がい福祉課
多様なコミュニケーションへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の窓口にコミュニケーション（対話支援）、タブレット（音声認識）等のコミュニケーションツールを設置し、障がいの特性に応じたコミュニケーションを図ります。 	障がい福祉課
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日や夜間等に発生する緊急の手話通訳派遣に対応できる手話通訳者の確保を図ります。 	障がい福祉課

施策分野 2 差別の解消と権利擁護の推進

1 差別の解消と虐待の防止

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約4割で、特に知的及び精神障がいのある人に多くみられます。また、発達障がいの診断を受けている人や若い年齢層においても、嫌な思いをした経験がある人が多くなっています。

- 障がいのある人が、差別や虐待等を受けることなく地域で安心して生活できるよう、差別や虐待の防止を含む取組の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
障害者差別解消法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県が作成した障害者差別解消法リーフレットを活用して、社会的障壁や特性理解等、市内協力機関、市民に広く周知を図るとともに、出前講座を実施し、差別行為の認識や障がいへの理解を深め、差別の解消を図ります。 また、義務化された合理的配慮の浸透を図るため、積極的に周知・啓発を行います。 	障がい福祉課
障害者差別解消支援地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東広島市高齢者及び障害者に係る虐待防止ネットワーク委員会及び東広島市障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、相談件数等の報告や意見交換、情報の共有をはじめ、障がい者差別解消推進のための取組に関する協議を行います。 	障がい福祉課
虐待防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の広報紙やリーフレット等の活用や施設職員を対象とした研修、権利擁護に関する知識の共有化などを通じて、障がいのある人に対する虐待防止について啓発活動を推進します。また、障がい特性を知らないために起こる虐待を防止するための啓発に取り組みます。 	障がい福祉課
虐待に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東広島市障がい者虐待防止センターに設置している虐待に関する相談窓口において、障がいのある人やその家族、支援者等からの相談に対応するとともに、通報者に不利益とならないよう配慮します。また、必要に応じて訪問による相談を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。 	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
養護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止に向け「はあとふる」において、家族等の養護者のストレスを解消できる場の確保や相談に対応します。 	障がい福祉課
児童・高齢者の虐待関係部署との連携	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待や高齢者虐待の対応を行っている部署と連携し、虐待事例に対応できる体制を整備します。また「東広島市高齢者及び障害者に係る虐待防止ネットワーク委員会及び東広島市障害者差別解消支援地域協議会」や「権利擁護関係者会議」の開催により、虐待防止に向けた体制の強化を図ります。 	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 こども家庭課
行政サービスにおける配慮	<ul style="list-style-type: none"> 職員対応要領に基づき、市の事務や事業の実施にあたって、不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。また、職員への必要な研修を実施し、職員の理解と認識を深めるよう努めます。 	職員課

2 権利擁護の推進

【 現状と主な課題 】

○ 18 歳以上のアンケート調査では「成年後見制度」を内容まで知っている人は、おおむね 4 人に 1 人の割合です。認知経路は「新聞や雑誌の記事、テレビのニュースなど」が最も多くなっていますが、知的障がいのある人では「社会福祉協議会や福祉施設、相談支援事業所」「障害者団体や家族会」から知った人も多くみられます。また、今後の利用については、知的及び精神障がいのある人、発達障がいの診断を受けている人で意向を示す人が多くなっていますが、利用したいと思わない理由としては「家族がいること」が大きな理由となっています。

- 障がいのある人においても、今後、進行するとみられる高齢化を見据えて、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。そのため、制度の内容についての分かりやすい情報提供や本市に設置された中核機関である「権利擁護ステーション」の周知に向けた取組など、適切な利用の促進が必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
権利擁護に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な事例や守られるべき権利について、事例集や市と広島県障害者権利擁護センターにおいて作成したパンフレット等の活用をはじめ、講座や講演会、セミナーの開催等を通じて、権利擁護の周知、啓発を図ります。	障がい福祉課
権利擁護等の窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">・ 本市の中核機関である「権利擁護ステーション」の周知を図るとともに、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮などの分野を超えて、既存の体制では解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の権利や尊厳が維持し、社会の一員として尊重されるよう権利擁護支援体制の強化を図ります。・ 障がいのある人が差別や権利侵害を受けている場合は、「はあとふる」で相談に応じるほか、必要に応じて関係機関につなぎます。また、東広島市社会福祉協議会権利擁護センターの周知を図り、成年後見制度の普及、啓発を促進します。	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
成年後見制度利用支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、関係機関と連携して迅速に対応し、必要な支援を行います。 	障がい福祉課
生活サポート事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が地域生活において受けるおそれのある権利侵害の防止を図るとともに、生活全般の相談や困っていること等を支援するため、生活協力員が利用者宅等を訪問します。また、生活協力員の質や技術力の向上を図ります。 	障がい福祉課
支援者を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> 支援者が一人で抱え込まないように、ケア会議やSKH※の開催、初任者研修や中堅職員研修をはじめ、個別の相談を実施します。 	障がい福祉課
支援者の専門性を高める体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 支援者に虐待防止センターとSKHが連携した新人職員や中堅職員を対象とした研修、社会福祉協議会で開催される権利擁護セミナーへの参加を促進し、質や技術力の向上を図ります。 	障がい福祉課
権利を守るシステムの創設	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が自身の生活や権利について相談しやすい、また、障がいのある人を支援する人が悩みや課題を抱え込まないように、研修会や相談ができる制度の創設に向けた検討を行い、地域の権利擁護意識の向上を図ります。 	障がい福祉課

※ 東広島市自立支援協議会 障害者支援施設連絡会

施策分野3 療育・保育・教育の充実

1 療育体制の充実

【現状と主な課題】

- 18歳未満のアンケート調査では、回答者のうち全体の8割近くの子どもが発達障がい
の診断を受けています。身体障がいのある子どもは、おおむね4人に1人が難病の診断
を受けており、また、おおむね3人に1人が医療的ケアを必要としています。
- 介助者が求める支援としては「相談支援や情報提供の充実」が最も多く、子どもの発
達の遅れや障がいに気付いたとき、ほしいと思った情報として「実際に何をすればよい
のかが分かる情報」「相談先についての情報」「療育機関や専門の医療機関についての
情報」が求められています。
- 相談先に求めることとしては「障害の特性に応じて専門の相談ができること」が最も
多く、次いで「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「1か所でどんな
相談にも対応できること」などの順となっています。また、子どものために必要なこと
として、約6割の保護者が「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増や
すこと」「相談したいときに素早く、スムーズに相談できること」「発育や発達上の課
題を早期に発見できる体制を充実すること」が求められています。

-
- 障がいのある子どもを持つ保護者は、相談支援に関する情報提供、特に療育機関や専
門の医療機関に関する情報をはじめ、具体的にすべき行動についての情報など、障が
いの特性に応じて、素早く1か所で専門の相談ができる身近な相談場所を求めていま
す。療育機関等に関する情報入手手段の周知をはじめ、発達障がい支援コーディネー
ターによる相談支援の充実など、発達に障がいのある子どもの早期発見及び早期支援
体制の充実が必要です。
 - 適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要であるとともに、乳幼児健診等、子どもの
成長に応じた適切な時期における健診の実施等により、障がいの早期発見に努めると
ともに、早期に療育治療につながるよう、支援が必要です。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
乳幼児健康診査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 適切な時期に乳幼児健康診査※の受診ができるよう、受診勧奨や体制の整備に努めます。 	こども家庭課
幼児健康診査後の相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 幼児健康診査の受診後に、継続的な支援が必要な子どもを対象に、個別相談や電話相談の利用、健診事後教室の参加を実施します。また、臨床心理士等の専門職によるペアレントトレーニングを実施するなど、保護者への支援を強化します。 療育機関との連携を継続するとともに、必要な支援を切れ目なく受けることができる体制を整備します。また、保護者の了解のもと、保育園等と連携して支援します。 	こども家庭課
就学時健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学前に就学時健康診断を実施するとともに、教育相談窓口を開設し、入学に向けての相談支援、医療機関等との連携を図ります。また、健康診断を受けることが難しい児童に必要な配慮を検討します。 	学事課
児童発達支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする子どもが身近な地域で療育を受けられるよう、自立支援協議会と連携して、事業所に対して障害福祉サービスの充実に向けた働き掛けを行います。また、療育機関を充実させるための取組方法を検討します。 	障がい福祉課
保育所等への直接支援	<ul style="list-style-type: none"> 希望する保育所等の事業所見学を受け付け、子どもの特性に応じた訓練や支援方法、アドバイス等の直接支援を行います。また、放課後等デイサービス等を通じて、小学校に入学した直後の児童をサポートします。 	障がい福祉課
研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 研修会への参加を通じ、支援にあたる職員の知識や支援技術等の向上と啓発に取り組みます。また、地域の理解を促進するため、保育所、幼稚園等や小中学校の職員を対象とした研修会の充実を図ります。 	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 指導課

※ 3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査

取組名	取組内容	担当課
発達障がいの専門医療機関紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県内の専門医療機関の情報が掲載される県のホームページを周知します。また、子ども発達相談サポートナビを相談者や自立支援協議会等で周知するとともに、相談に活用します。 	障がい福祉課
庁内関係課の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいのある人に対して、個別の状況に応じて支援できるように、関係課が連携して支援に努めます。 	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 指導課 青少年育成課
聴覚障がい児への療育に関する交通支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障がいのある子どもが市外の療育機関へ通う場合などに、交通費の一部助成等の支援を行います。 	障がい福祉課
身近な地域での支援力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもを持つ親が少人数で集う会の開催等、保護者同士のつながりを支援するとともに、SNS等を活用して、ペアレントメンターについての広報活動を推進します。 ・ 保育施設等の職員に対して、障がいのある子どもへの支援方法について技術力の向上を図れるよう、保育所巡回相談を実施します。また、保育コーディネーターとしての役割や保護者を含む支援について知識を深められるよう、研修会や学習会等を実施します。 	障がい福祉課 保育課
療育待機者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育待機児童相談業務を実施するとともに、利用の促進に向けて周知活動等に取り組みます。 	障がい福祉課

2 障がいのある子どもへの切れ目のない支援

【 現状と主な課題 】

- 18 歳未満のアンケート調査では、困っていることや悩みについては「子どもが大人になってからのこと」をはじめ「就学・進学・教育のこと」「家族・学校・職場・近所などでの人間関係」「仕事・就職のこと」など、将来のことや就学、就職と人間関係についての不安が多くなっています。また、子どもが 18 歳以上の成年期を迎えた後については、身体障がいのある子どもでは「一般企業への就職」が最も多く、精神障がいのある子どもや手帳を持たない子どもでは「専門学校や大学への進学」を希望しています。しかし、おおむね 4 人に 1 人の保護者が「分からない」と回答しています。

- 子どもの将来に対する不安も大きいことがうかがえます。相談や指導、通園、通所といった子どもの状況に応じた支援が切れ目なく円滑に行われるよう、関係機関との連携が必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
ライフステージ移行に伴うケア会議の実施	・ 生活環境が大きく変わる節目ごとに、関係機関と連携してケア会議を実施します。また、児童・生徒の就学先となる市外の特別支援学校等との連携を行います。	指導課
移行支援会議の開催	・ 障がいのある子ども一人一人が、就学を含め、学校生活において必要な支援が受けられるよう、療育機関等の関係機関や教育機関が連携し、必要に応じて移行支援者会議等を開催するほか、個別の教育支援計画や就学支援シート等を活用します。	保育課 指導課
障がいのある子どもの受け入れの推進	・ 加配保育士の確保や保育の質の向上、教育補助員の配置を進め、保育所や幼稚園等における障がいのある子どもの受け入れ環境を整備します。また、医療的ケアの必要な子どもの受け入れに向け、看護師の確保に努めます。	保育課 指導課 学事課
療育と教育の連携強化	・ 障がいのある子どもへの対応を充実するため「はあとふる」と教育機関が教育委員会連携会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、不適応等の早期発見、早期対応に努めます。	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
保育所、幼稚園、小学校等関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団生活や就学が円滑に行えるよう、保育所、幼稚園や小学校等と連携を図り、就学前から就学後へと、切れ目のない支援体制の整備に努めます。 	保育課 指導課
サポートファイルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポートファイルの周知と利用の促進に向けて、利便性の向上に向けた活用方法を検討します。また、ケア会議や障害福祉サービスの申請時などに、「はあとふる」や庁内の窓口において、希望者にサポートファイルを配布するとともに、障害福祉サービス更新時に記載状況の確認に努めます。 	障がい福祉課
医療的ケア児への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係課による庁内連携体制の強化を図るとともに、広島県医療的ケア児支援センター、地域の相談員、医療機関、訪問看護ステーション等の関係機関との連携強化を図ります。 	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 指導課 学事課

3 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

【 現状と主な課題 】

- 18 歳未満のアンケート調査では、発育、発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして、半数以上が「学校でインクルーシブ教育を積極的に推進すること」を求めています。

- 通園、通学先等で、障がいの特性や発達に応じた支援が求められています。特別支援教育等の推進が必要である一方で、インクルーシブ教育の推進に対するニーズも高くなっています。障がいや発達の程度に応じて、柔軟な選択が可能となる支援体制の構築が必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
特別支援教育の推進	・ 「インクルーシブ教育」の理念に基づき、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な「学びの場」の充実を図ります。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成、活用し、特別な支援を必要とする子どもへの支援を充実します。	指導課
専門職の資質向上支援	・ 子どもに関わる職員への研修や学校訪問指導、巡回相談等の充実を図り、教育、保育や子育て支援に係る専門職の資質向上のための支援に努めます。	指導課 保育課
各種サポーターの配置	・ 特別支援教育の充実を図るため、子どもの実態に応じて、学校教育支援員、教育補助員を適切に配置するとともに、特別支援教育サポーター、特別支援教育大学生サポーターを必要に応じて派遣します。	指導課

4 放課後等の活動支援

【 現状と主な課題 】

- 18 歳未満のアンケート調査では、現在、利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」が最も多く、今後利用したい障害福祉サービスについても「放課後等デイサービス」が最も多く、ニーズの高い障害福祉サービスです。
- 介助や支援に関する不安や悩みとしては「精神的な負担」や「経済的な負担」をはじめ「何かあったときに介助を頼める人がいない」「障害について学ぶ場が少ない」などが続き、必要としている支援についても「経済的な支援」のニーズが高くなっています。なお、一時的に介助ができなくなった場合は「別居している親族」や「同居しているほかの家族」への依頼が多くなっています。

-
- 「放課後等デイサービス」をはじめとする、ニーズが高い障害福祉サービスにおける受け入れ体制の確保が必要です。また、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
 - 短期入所（ショートステイ）だけではカバーできない支援について、社会資源の活用の検討などが必要です。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
放課後活動等の支援	・ 放課後児童クラブ（いきいきこどもクラブ）において、特別支援加配支援員の確保や環境の整備に努めます。	青少年育成課
放課後等における訓練の場の提供	・ 放課後や長期休暇中の障がいのある子どもを対象とした、生活能力向上のための訓練等、社会との交流を促進する場を提供するとともに、ニーズに応えるため、事業所の整備に努めます。	障がい福祉課
長期休暇中等における余暇活動支援	・ 放課後や長期休暇中の障がいのある子どもを対象とした、余暇活動を支援するためスポーツ、文化活動を実施します。	障がい福祉課
長期休暇等の支援	・ 障がいのある子どもの長期休暇中等の余暇の充実に向けて、既存の人材や施設等の活用や連携を自立支援協議会等で検討します。また、希望する活動を自ら選んで活動できるよう、情報の発信に努めます。	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
日中活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者が不在のときなどに、日中の活動の場を提供するとともに、日中一時支援事業の適切な支給決定に努めます。 	障がい福祉課

施策分野 4 地域における生活支援の充実

1 暮らしの場の確保

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、自宅（アパートなどを含む）で一人暮らしをしている人は2割未満で、ほとんどが身体及び精神障がいのある人です。地域で安心して暮らすために必要な支援として「障がいのある人にとって暮らしやすい住まいの確保」のニーズは高くなっています。

- 障がいのある人の高齢化や「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活支援の充実が必要です。また、障がいのある人が、地域で生活するために一人暮らしを始める場合など、賃貸住宅の保証人の確保に向けた支援や不動産会社への理解の促進など、支援の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
住まいの確保	・ 住まいを確保するため、障害福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）の適切な支給決定や福祉ホーム入居の支援に努めます。	障がい福祉課
住まいの整備への支援	・ 日常生活用具給付事業の給付費の増額等を行うとともに、住宅改修制度を活用し、住まいの整備を支援します。	障がい福祉課
グループホーム等の整備	・ 各種制度の周知を図り、グループホーム等の整備を促進します。	障がい福祉課
市営住宅への入居支援	・ バリアフリー化した市営住宅や車椅子生活に対応した市営住宅の提供に努めます。また、障がいのある人が市営住宅に入居しやすくなるように、市営住宅入居の選考で有利となるよう配慮します。	住宅課
不動産業者等への理解促進	・ 広島県居住支援協議会と連携し、障がいのある人など、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報の提供に努めます。	住宅課

取組名	取組内容	担当課
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながらも、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な知的障がい、精神障がいのある人に、入居に必要な調整等を行います。 	障がい福祉課
保証人制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃債務保証制度等の活用に関する情報の提供に努めます。 	住宅課

2 相談支援体制の充実

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」を筆頭に「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」の順に多くなっています。
- 相談支援専門員の「名前や顔を知っている」人は、全体では2割未満ですが、知的障がいのある人では3割を占めています。
- ほかの障がいのある人のためにできることについては、全体では「悩みを聞くことや相談相手になること」が最も多く回答されていますが、精神障がいのある人では「ごみ出し」や「電球の取り替え」など、できることが多く回答されています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」が上位に回答されています。
- 主な介助者は、60代以上で約半数を占めています。また、60代以上の介助者の多くが自身の健康に不安を感じています。
- 介助者がなくなった場合、身体及び知的障がいのある人では「身の周りの世話をしてくれる人の確保」に不安を感じる人が多く、知的障がいのある人ではこのほか「災害時の避難支援」や「緊急時の居場所の確保」、精神障がいのある人では「経済的な支援」や「進学や就職に向けた支援」に不安を感じる人が多くなっています。

-
- 「身近な地域で気軽に、そしてワンストップで」というニーズがうかがえます。障がいの特性や年齢など個別の状況に対応できること、また、障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口として「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」をはじめ「HOTけんステーション」等関係機関との連携の強化、そして、それらの窓口の周知と相談支援機能の充実が必要です。
 - 障がいのある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。
 - 障がいのある人の高齢化に伴い、家族介助者も高齢化し、健康に不安を持つ人が多く、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知と機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談や発達専門相談、就労専門相談、虐待相談に対応する基幹相談窓口として「はあとふる」を周知し、時代に即した手段を取り込み、相談機能の強化を図ります。また、地域において日常的な相談に対応できる体制の構築に取り組みます。また、障害福祉サービス事業所ガイドや市のホームページ等を活用し、各相談機関の情報の集約化を検討します。 自立支援協議会の相談支援事業所連絡会等で事例検討会や研修会を開催し、多様化する相談の円滑な対応について検討するとともに、子どもの相談に対して庁内の関係課や関係機関との連携を強化します。 発達障がいに関する相談員のスキルアップに努めるとともに、関係機関との連携の強化を図ります。 	障がい福祉課
身近な地域における相談機関等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特定、一般相談支援事業の量的、質的な充実に向けて、各法人等に開設の働き掛けや研修の案内を行うなど、障害児相談支援事業所における計画相談の受け入れ可能件数の拡充に努めます。また、自立支援協議会で事例を検討し、支援者の質の向上や情報の共有を図ります。 相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の確保に向けた効果的な取組について検討します。 	障がい福祉課
地域相談支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合支援法」による地域相談支援により、24時間体制等、緊急時の対応を含む相談支援体制の確保を図ります。また、地域定着支援の利用者の増加や地域拠点体制の整備の対応について検討します。 	障がい福祉課
市役所窓口での相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 庁内にろうあ者専門相談員、福祉サービス利用支援員を配置し、障がいのある人の相談支援体制の充実を図ります。 	障がい福祉課
ケアマネジメントの充実に向けた研修	<ul style="list-style-type: none"> 市内の相談支援専門員が適切なサービス等利用計画の立案ができるよう、自立支援協議会の相談支援事業所連絡会等で事例検討会や研修会を開催します。また、研修の場を活用して、事業所間の連携の強化を図ります。 	障がい福祉課
サービスの移行連携	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時のサービスや支援者の変更等に、介護保険相談員等による相談、支援を実施します。また、地域包括支援センターに介護保険サービスへの移行対象者の情報を提供し、個別にサービス移行への支援を実施します。 	介護保険課 地域包括ケア推進課

取組名	取組内容	担当課
事業者への支援・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの質の向上と障害福祉サービスを提供する側の人材育成を図るため、多様な事業者への支援、指導の充実に努めます。 	障がい福祉課
家族の休息や緊急時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等の支援者の急病や虐待など、緊急時に対応する地域生活支援システムについて、関係機関への周知や事前登録制度の要件の見直し等を実施します。 	障がい福祉課
地域生活支援拠点の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援システムの事前登録者を増やすため、重層的支援体制整備事業を活用し、地域生活支援システムの周知を図るとともに、登録を促します。 	障がい福祉課
ピアカウンセラー・ピアサポーターによる相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等を活用し、地域で暮らす障がいのある人が、同じ障がいを持つ仲間の相談に応じ、地域生活について助言し、サポートするピアカウンセリング事業やピアサポーター事業を推進します。また、知的、精神分野のピアカウンセラー、次世代のカウンセラーの育成に努めます。 	障がい福祉課
当事者活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者が相互に支援し合うことや当事者の意見を反映させるグループ活動や自立支援協議会への参加、交流の場の提供など当事者活動を支援します。 	障がい福祉課

3 地域移行・地域定着の推進

【 現状と主な課題 】

- 18 歳以上のアンケート調査では、地域で安心して暮らすために必要な支援として「医療や生活に係る費用負担の軽減」をはじめ「病院や施設、市などの連携」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」が求められています。
- ピアサポート活動については、積極的な参加希望者は現状では少ない状況ですが「具体的な内容を聞いた上で参加を検討してみたい」が約3割を占めています。

-
- ピアサポート活動に対して、積極的な参加意向を持つ人は少ないものの、具体的な内容を聞いた上で参加意向を示す人は一定程度みられることから、どのような活動で、参加することによってどのような効果が期待できるのか、きめ細かな情報提供によって参加や活動を促進していく必要があります。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
地域移行・地域定着に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や関係機関と情報連携するとともに、市のホームページに障害福祉サービス事業所ガイドの掲載、自立支援協議会精神保健福祉部会で退院支援の実施に向けた協議等を実施し、地域移行、定着の支援に努めます。 	障がい福祉課
ピアカウンセリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロンや電話でピアカウンセラーによる相談や地域交流会を実施するとともに、ピアサロン等でピアサポーターの活動を支援します。 ・ 知的、精神分野のピアカウンセラーの育成やピアサポーターの養成に努めるとともに、勉強会等を開催し、ピアカウンセラーの質や技術力の向上を図ります。 ・ 施設や病院の職員を対象とした研修、住民自治会や民生委員等を対象とした研修を実施し、ピアカウンセリングについての理解を促進します。 ・ フォローアップの勉強会や地域移行の説明会等を実施し、ピアサポーターとつながる機会をつくれます。 	障がい福祉課
自立生活へ向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人暮らしが体験できる地域生活体験事業を推進します。 	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
退所、退院後の地域移行に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の精神保健福祉部会において、長期入院者の地域移行や地域で安心して生活できる地域定着を推進するため、医療機関や関係機関と連携し、退所、退院後に、地域で安心して生活できる支援体制の構築に取り組みます。 	障がい福祉課
医療機関、関係施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の状況に応じたケア会議を開催するとともに、重層的支援体制整備事業の構築による地域ネットワーク会議において、関係機関との情報共有や連携を図り、複雑化、多様化するニーズへの対応をはじめ、緊急時の対応など、より有効な施策の構築に努めます。 	障がい福祉課
関係機関の緊急対応体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 東広島市障害者緊急保護等居宅生活支援事業をレスパイトケア、一時保護の機能として積極的に活用し、緊急であっても短期入所が利用できるよう支援するとともに、その周知を図ります。 	障がい福祉課
地域定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において、地域定着支援の事例の検討に取り組み、ロールモデルとして展開・推進に努めます。 	障がい福祉課

4 障害福祉サービス等の充実

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、今後、障害福祉サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか定期的に情報を提供してほしい」をはじめ「申請や手続きの方法を分かりやすくしてほしい」「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」の順に多く、分かりやすい情報提供が求められています。また、知的障がいのある人では「施設の職員などの人数を増やしてほしい」、精神障がいのある人では「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」などが、それぞれほかの障がいに比べ多く回答されています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。
- 主な介助者が必要としている支援については「経済的な支援」のニーズが高くなっています。

-
- 障害福祉サービスの内容や申請の手続き等について、障がいの区分や特性に配慮した分かりやすい情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図る必要があります。
-

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
障害福祉サービスの提供	・ 障がいのある人の生活を支援するために、障害者支援事業所等による障害福祉サービスの適切な提供に努めます。また、障がい特性に応じた支援に対応できるよう、職員研修やヘルパー支援部会等を開催するとともに、大学等との連携や資格取得のための助成金等により、人材不足の解消を図ります。	障がい福祉課
経済的負担軽減に向けた支援	・ 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、法令等に基づく各種手当を支給するとともに、障害福祉サービスの手引きを市のホームページに掲載し、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
窓口申請における負担の軽減	・ ICT（情報通信技術）の活用など、申請プロセスの改善を図り、窓口における申請者の負担の軽減に努めます。	障がい福祉課 DX推進監

施策分野5 自立と社会参加の促進

1 理解を深める交流の場づくり

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、地域の行事や活動について、約6割が「参加していない」と回答し、参加している人は少ない状況ですが、参加している活動としては「自治会の活動」や「趣味やサークルの活動」「お祭り・盆踊りなど」が多くなっています。
- 活動への参加者は近所付き合いが親密な人ほど多い傾向にあり、近所付き合いがない人の8割近くが「参加していない」と回答しています。

- 近所付き合いの親密さと地域活動への参加状況には相関がうかがえます。若い年齢層は近所付き合いが薄い人が多いことから、あらゆる世代の人が近所付き合いを深め、支え合い、助け合いの関係を築くことができるよう、啓発活動を推進する必要があるとともに、地域住民に対する「地域共生社会」に関する啓発活動の充実も求められます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 庁内の窓口で配布している「障害福祉制度のてびき」に障がい者福祉団体、地域活動支援センターを掲載し、日中活動行事等の交流を紹介します。・ 市の広報紙やメールマガジン「スマイル通信」、聴覚障害者等インフォメーションサービス事業（メール・FAX）を活用して各種行事への参加を呼び掛け、地域で気軽に集まれる交流の場づくりを促進するとともに、相互理解を深めます。	障がい福祉課

2 生涯学習の振興

【 現状と主な課題 】

- 18 歳未満のアンケート調査では、社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」が最も多く求められています。
- 手帳を持っていない子どもの保護者では「スポーツ活動や芸術・文化活動を適切に指導してくれる人」が求められています。

-
- 障がいの特性に応じた、社会活動に関する情報の提供に対するニーズも高くなっています。外出への支援をはじめ、社会参加を促進する取組の充実が必要です。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
生涯学習活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「講座サークルガイドブック」を発行するなど、地域センター等での講座開催情報の周知に努めます。また、関連事業の一本化や分かりやすい情報提供の方法、参加しやすいイベントの仕組みづくりなどについて検討し、大学をはじめ関係機関、団体等と連携しながら生涯学習に取り組む機会を市民に提供します。 ・ さらに、電子図書館やオンラインを活用した学習支援などDXの活用も進めるとともに、こうした機能も活用しながら障害の有無に関わらず生涯学習ができる環境整備の充実を図ります。 	生涯学習課 スポーツ振興課 文化課 青少年育成課
スポーツ参加機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツメニューの情報提供や周知、参加機会の充実を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じて、スポーツ団体での受け入れ促進を図ります。 	スポーツ振興課
文化・芸術の参加機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館所蔵作品の図版等を活用した鑑賞教材を用いて作品を鑑賞する機会を提供する「どこでも美術館」、出土文化財や民具等を持参し、見て触ってその質感を体験する「どこでも博物館」、また市内の小学生を美術館に招待する「はじめて美術館」に加え、オンライン環境を活用し芸術に触れるデジタル美術館やホームページに公開した映像で学ぶデジタル博物館など、障がいのある人が文化芸術に触れる環境の充実を図ります。 	文化課
余暇体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が交流会やスポーツ、レクリエーション、文化活動、インターネットを通じた交流等、希望する余暇活動を体験できる機会や場を提供します。 	障がい福祉課

3 移動手段の確保

【 現状と主な課題 】

- 18 歳以上のアンケート調査では、外出時に困ることについては、障がい区分によって差がみられ、身体障がいのある人では「道路や歩道の階段や段差」が最も多く、知的障がいのある人では「出先で困ったときの対応」をはじめ「切符の買い方や乗り換え方法」「介助者の確保」、精神障がいのある人では「発作など突然の身体変化や周囲の目」などが、それぞれ多く回答されています。

- 外出時に困ることは、障がいの区分や特性によってニーズが異なります。今後、ニーズの高まりが想定される移動支援の充実を図る必要があります。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
利便性の高い交通ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 東広島市都市交通マスタープランや東広島市利便増進実施計画等に基づき、より利便性の高い交通ネットワークの構築に努めます。 黒瀬地区交通結節点の整備を推進し、交通結節点を活用した路線再編に努めます。 	地域政策課
多様な移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 重度障がいのある人へのタクシー券助成、NPO法人等による福祉有償運送の促進等、障がいのある人が様々な場面で利用できる移動手段の確保を図ります。また、担当部局と連携し、福祉有償運送制度の周知に努め、活用を希望する法人等に情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。 福祉タクシーの普及や利用実態に合わせ、タクシー券助成等汎用的な事業との統合など、重度障害者移動支援事業の見直しを検討します。 	障がい福祉課 地域包括ケア推進課
自動車運転への支援	<ul style="list-style-type: none"> 身体に障がいのある人が、運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合に係る費用の一部を給付します。 	障がい福祉課
障害福祉サービスの利用	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護事業、同行援護事業、移動支援事業等、外出を支援するサービスの利用を促進します。 	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
割引制度等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳を交付する際に配布する障害福祉サービスの手引きの中で自動車税の減免や有料道路通行料金の割引等の制度を紹介し、周知を図るとともに、分かりやすい説明に努めます。また「はあとふる」や自立支援協議会で各種研修情報等を発信します。 	障がい福祉課

施策分野6 雇用・就労の促進

1 雇用・就労支援の推進

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「移動支援」「就労継続支援（A型）」「自立訓練」の順に多く、現在の利用に比べて就労系の障害福祉サービスに対するニーズが多くなっています。

- 就労を中心とした訓練等給付に対するニーズも高く、市内の企業等を対象とした障がい者雇用に対する理解を深めるための啓発活動を充実するとともに、関係機関と連携した、障がい者雇用を促進するための情報提供の充実等が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
関係機関との就労支援ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「はあとふる」に就労支援コーディネーターを配置し、ハローワーク、広島中央障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就労相談、定着支援、離職後の支援等に取り組みます。また、途中で障がいの状態になった人の雇用継続を支援します。 	障がい福祉課
就労体験実習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等で障がいのある人の職場体験実習を実施し、障がいのある人の雇用に対する理解を深めます。 	障がい福祉課
障がいのある人の市職員への採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員採用計画に基づき、障がいのある人を東広島市常勤職員として雇用します。また、会計年度任用職員等の任用枠に障がい者雇用枠を設けるなど、障がいのある人の雇用を促進します。 	職員課
庁舎への喫茶コーナーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内に設置している喫茶コーナーを障がいのある人の就労の場とし、広く市民とふれあう中で、障がいのある人に対する理解を促進します。 	管財課

取組名	取組内容	担当課
就職ガイダンスの実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人と、障がいのある人の雇用を希望する企業等のマッチングを行う就職ガイダンスを実施します。 	産業振興課
定着支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の就労部会で、就労実績や就労支援の取組状況等の情報交換、就労の課題等について協議するとともに、アセスメント作成における技術力の向上と、企業との連携をテーマとした検討会を定期的を開催します。 	障がい福祉課

2 就労機会の拡充と定着

【 現状と主な課題 】

- 18 歳以上のアンケート調査では、障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「就労のための支援や働く場を増やす」が上位に回答され、特に精神障がいのある人で多くなっています。
- 現在、正社員として働いている人は、おおむね5人に1人の割合で、40～50 代の年齢層で多くなっています。知的障がいのある人や若い年齢層では、通所施設に通って賃金（工賃）をもらっている人が多く、通所施設に通っている人の約3割が一般就労への希望を示しており、特に精神障がいのある人で希望者が多くなっています。
- 現在、仕事をしている人の不安や不満をみると、精神障がいのある人では「賃金（工賃）が少ない」をはじめ「職場の人間関係」「収入が安定しない」など、ほかの障がいと比べて回答が多岐にわたっています。
- 障がいがあっても働きやすくなるために必要なこととして「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」などへのニーズが高くなっています。
- 本市では「農福連携」の取組が活発化しています。「農福連携」を内容まで知っている人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割未満です。しかし、農業に従事することに対しては、おおむね4人に1人が「関心がある」と回答しています。

-
- 特に精神障がいのある人は、ほかの障がいに比べ就労に対するニーズが高いことがうかがえます。障がいの特性に応じた就労場所の拡充、一般企業の障がい者雇用に関する理解の促進、また、一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組の充実が必要です。
 - 一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、啓発活動をはじめ、就労定着支援事業の利用を促進する必要があります。
 - 国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、本市の福祉事業所と農家とのマッチング事業や「東広島市農福連携支援制度（農業生産施設の附帯施設の整備）」の利用の促進など、多様な手段を活用して、障がいがあっても活躍できるまちづくりを推進していく必要があります。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
就労移行への支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労に向けた訓練や職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施するとともに、就職準備フェアへの参加を呼び掛けるなど、就職に対する意欲を高める取組を進めます。 	障がい福祉課
就労継続への支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労に向けて訓練が必要な障がいのある人に、生産活動の機会を提供し、必要な訓練等を実施します。 	障がい福祉課
地域活動支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターを支援し、障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流促進の場を提供します。 	障がい福祉課
知的障がいのある人への技能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいのある人を対象に「職親」の下で生活指導や技能習得訓練を実施します。 	障がい福祉課
官公需における受注機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 「東広島市物品調達等及び委託役務における障害者多数雇用事業者の取扱い要領」に基づき、入札等の実施にあたっては、物品役務等競争入札参加資格申請において認定された障害者多数雇用事業者から、優先的に調達する制度の周知を図ります。 	障がい福祉課
工賃アップに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的就労における工賃アップに向け、自立支援協議会において情報の共有や工賃の向上についての意見交換を実施します。 	障がい福祉課
農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携コーディネーターを配置し、就労継続支援事業者と農業法人、認定農業者とのマッチングを行うとともに、市内で「ノウフクマルシェ」を開催し、農福連携の周知を図ります。 	障がい福祉課

施策分野 7 健康づくりへの支援の充実

1 健康づくり・健康管理の推進

【現状と主な課題】

- 18 歳以上のアンケート調査では、地域で安心して暮らすために必要な支援として「医療や生活に係る費用負担の軽減」をはじめ「病院や施設、市などの連携」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」が求められています。

- 障がいのある人への健康づくりの推進をはじめ、疾病の発生予防や早期発見など、健康管理に向けたライフステージやニーズに応じた取組の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
健康づくりへの支援	・ 東広島市健康増進計画に基づいた、ライフステージに応じた健康づくり事業をはじめ、相談支援、子どもや高齢者の予防接種率の向上等に取り組み、市民の心身の健康づくりを支援します。	医療保健課 こども家庭課
日常的な健康管理への支援	・ 集団健診での電子申込みの実施等、各種健康診査の受診率向上に向けた取組や健診結果に基づいた保健指導を行います。また、個別性を考慮した妊娠期から子育て期の支援を推進します。	医療保健課 こども家庭課

2 医療と福祉の連携

【 現状と主な課題 】

- 18 歳以上のアンケート調査では、地域で安心して暮らすために必要な支援として、特に知的障がいのある人では「自分の意思を正しく伝え、理解してもらえるようになること」のニーズが高くなっています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」が最も多く回答されており、特に精神障がいのある人で、ほかの障がい区分の人を大きく上回っています。

-
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図る必要があります。医療費の助成等経済的な支援やアウトリーチ支援の検討など、国や県の動向を見据えながら、支援の充実を図る必要があります。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
医療との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や訪問看護等との情報共有、連携を行うためのケア会議の開催、医療的ケアを要する人への支援体制の進捗状況を共有する自立支援協議会の医療連携部会の開催等、様々な方法で安心して医療が受けられるような体制の充実を図ります。 	障がい福祉課
受診環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が病状や指示等を理解できるよう、また本人が自身の病状を説明しやすくなるよう、手話通訳や要約筆記の派遣、「やさしい日本語」やコミュニケーションボード、絵カード交換式のコミュニケーションの活用などについて、医療介護関係者研修会などを通じて啓発し、医療従事者の障がいのある人に対する理解の促進や医療機関における受診環境の充実に努めます。 	障がい福祉課
訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会の精神保健福祉部会で民生委員との座談会、市の保健師と「はあとふる」のコーディネーターとの連携による支援内容の協議を通じて、安定した地域生活の継続のためのアウトリーチ支援を推進します。 	障がい福祉課

取組名	取組内容	担当課
<p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりの強化を図るとともに、入院施設等から地域への移行、地域での定着の支援などを推進します。 	<p>障がい福祉課</p>

施策分野 8 安全・安心な福祉のまちづくり

1 ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状と主な課題】

- 18歳未満のアンケート調査では、社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして、身体障がいのある子どもを持つ保護者では「施設や公共交通機関のバリアフリー化」「介助者や手話通訳などの支援」が求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として、特に身体障がいのある子どもを持つ保護者は「障害があっても移動しやすい道路や交通機関など利便性を向上する」「災害時の避難支援体制を充実する」「施設や建物をバリアフリー化する」がそれぞれ上位に回答されています。

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に、また、安全に生活することができるようユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーのまちづくりについて、継続的な取組が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
福祉のまちづくり 環境整備	<ul style="list-style-type: none">・ 東広島市移動円滑化基本構想に基づき、駅を中心とした地区において、道路や公園、公共交通機関などの公共公益施設のバリアフリー化を促進します。・ 関係機関と連携し、市内に所在する駅のバリアフリー化を推進します。	都市計画課 地域政策課

2 防災・防犯の推進

【 現状と主な課題 】

- 18 歳以上のアンケート調査では、近所付き合いが親密な人、また、災害時等に近所で助けてくれる人がいる人は、年齢が上がるほど多く、若い年齢層では少ないといった年齢差が顕著にみられます。
- 災害時に必要な対策としては「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」をはじめ「安全な場所まですぐに避難できる対策」「避難所生活でのプライバシーの確保」などが求められています。特に知的障がいのある人では「避難場所での介助者や支援者の確保」に対するニーズが、ほかの障がいを大きく上回っていることが特徴的です。

- 障がいのある人やその家族に対し、防災や防犯に対する意識の向上を図るため、啓発活動の推進とともに、地域と協働して、災害時の避難対策と支援体制の充実を図ることが必要です。
- 障がいのある人など、避難行動要支援者については「東広島市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、要支援者名簿への登録の促進や地域での情報共有など、個人情報への取扱いに配慮しながら見守り活動や支え合い活動を促進し、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりが必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
災害時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東広島市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、個別計画の策定をはじめ、障がいのある人の災害時避難支援対策を推進するとともに、制度の周知を図り、住民自治協議会との連携に努めます。 ・ 災害時に支援を必要とする要支援者の名簿登録について、新たな対象者や過去の調査の未回答者に対する希望調査を実施するとともに、住民自治協議会と連携して、個別計画の策定率の向上に努めます。 	地域共生推進課 障がい福祉課 危機管理課
防災ガイド等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に障がいの特性に応じた必要な配慮が行われるよう、防災ガイド等のマニュアルを活用するとともに、自立支援協議会で防災ガイドブックを配布します。 	障がい福祉課
緊急通報システム事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独り暮らしの重度の身体障がい、知的障がいのある人等に緊急通報システムを貸与し、緊急時に通報できる仕組みを確保するとともに、制度の普及に努めます。 	地域包括ケア推進課

取組名	取組内容	担当課
個人での防災対策の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等を実施し、自助、共助の重要性についての啓発に努めます。また、避難場所の確認や障がいのある人に必要な非常持ち出し用品の準備、医療や必要な配慮に関する情報も含めた個人情報シートの作成を促進し、平時から災害に対する準備を進めます。 	危機管理課
地域での防災訓練への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から、障がいのある人の地域とのつながりを強化するため、自主防災組織が中心となって実施される防災訓練へ、障がいのある人の参加を促進し、障がいのある人や支援する人の困難さの軽減に向けた取組を検討します。また、関係部局と連携し、避難行動要支援者への登録の促進を図ります。 	危機管理課
防災及び災害時の支援	<ul style="list-style-type: none"> 東広島市防災会議を開催し、東広島市地域防災計画に基づく取組を推進します。また、東広島市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関心のある人材の育成やボランティア活動の促進、地域における共助の促進を図ります。 	危機管理課
避難所等における支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等で災害時の支援者が誰か分かるよう、ビブス、バンダナ等の活用を促進し、コミュニケーション支援を行います。また、聴覚障がいのある人用の情報受信装置等を設置するとともに、インフォメーションサービス事業（メール・FAX）を実施し、聴覚障がいのある人に避難所開設等の緊急情報を提供します。 	障がい福祉課
避難時の支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に要配慮者の特性に応じて適切な避難生活ができるよう、関係課と連携し、災害時における福祉避難所の設置や運営に関する協定を結び、避難所や福祉避難所の充実に取り組みます。 災害時に迅速な復興活動が展開できるよう、平常時から災害への対応に関する連携を図ります。 	危機管理課 介護保険課 障がい福祉課
悪質商法等の被害予防	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が悪質商法等に巻き込まれないよう、出前講座等の開催を通じて情報提供に努めるとともに、消費生活センター等の紹介を行います。 	市民生活課

3 地域福祉の推進

【 現状と主な課題 】

- 18 歳以上のアンケート調査では、近所の人との付き合い程度は「困ったときに助け合う親しい人がいる」は1割程度で「ほとんど付き合いがない」が約4割を占めています。親しい人がいる割合は年齢が上がるほど高く、若い年齢層では付き合いが薄いといった、年齢差が顕著にみられます。特に精神障がいのある人では、近所付き合いがない人が6割近くを占め、ほかの障がいのある人の割合を大きく上回っています。

- 近所付き合いの強弱と、災害時に助けてくれる人の有無や地域活動への参加状況には相関関係がうかがえます。市民の誰もが、地域共生社会の理念を理解し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた地域福祉の推進が必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
ボランティアの育成・活用	・ 市や東広島市社会福祉協議会等のボランティア組織や機能を活用し、障がいのある人のニーズに応じた活動ができるようコーディネートを行います。また、ボランティア活動支援センターで各種相談の受け付けや研修会等によるボランティアの育成、ボランティア同士の情報交換や交流を支援します。	生涯学習課 障がい福祉課
障がいのある人のボランティア活動参加支援	・ ボランティア活動を希望する障がいのある人に対して、関係機関と連携して活動への参加を支援します。また、災害時のボランティア受け入れについては、東広島市社会福祉協議会と連携を図ります。	障がい福祉課
地域における支援者の養成	・ 研修等を実施し、住民自治協議会や自主防災組織を中心とした自主的な避難所運営や防災活動を促進します。また、社会福祉協議会による防災活動リーダー養成講座等を活用して、防災に関する地域の関心を高める取組を推進します。	危機管理課
安心して生活できる体制の検討	・ 障がいのある人やその保護者等が、地域で安心して安全に暮らすことができるよう、地域生活システムの運営や聴覚障害者生活訓練事業、インフォメーションサービス事業を推進するとともに「はあとふる」で障がい者総合相談を実施します。	障がい福祉課

第3部 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

第1章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の福祉施設入所者 186 人から 4 人（2.2%）を削減目標としていますが、令和4年度末では施設入所者削減数は 1 人（0.5%）となっています。

施設入所者の地域生活への移行については、令和元年度末時点の施設入所者 186 人に対して 4 人（2.2%）を目標としていますが、令和4年度末では 3 人（1.6%）となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の施設入所者数	186 人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末の施設入所者数	182 人	185 人	—
③ 令和5年度末の施設入所者の削減見込 者数(①-②)	4 人	1 人	—
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	2.2%	0.5%	①から 1.6%以上 削減
⑤ 令和5年度末までの施設入所者の地域 移行者数	4 人	3 人	—
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	2.2%	1.6%	①の 6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、令和4年度末で1箇所整備しており、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回実施しています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	1箇所	各市町村又は各圏域に1つ以上確保
② 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	2回	1回	年1回以上、運用状況を検証及び検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において38人とすることを目標としていますが、令和4年度末では17人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	28人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	38人	17人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.36倍	0.61倍	①の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において23人とすることを目標としていますが、令和4年度末では10人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	17人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	23人	10人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.35倍	0.59倍	①の1.30倍以上

(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において6人とすることを目標としていますが、令和4年度末では2人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	4人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	6人	2人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.5倍	0.5倍	①の1.26倍以上

(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において9人とすることを目標としていますが、令和4年度末では5人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	7人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	9人	5人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.29倍	0.71倍	①の1.23倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度末までに一般就労に移行する38人のうち26人が就労定着支援を利用することを目標としていますが、令和4年度末では一般就労に移行する17人のうち10人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	38人	17人	—
② 令和5年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	26人	10人	—
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	68.4%	58.8%	①の7割

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所1箇所において、就労定着率を8割以上にすることを目標としていますが、令和4年度末では目標を達成しています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末時点の就労定着支援事業所数	1箇所	1箇所	—
② 令和5年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所	1箇所	—
③ 令和5年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	100.0%	100.0%	①の7割以上

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、おおむね目標どおりとなっていますが、精神障がい者の共同生活援助の利用者数は、増加傾向にあり目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	—
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	16人	17人	17人	16人	17人	17人	—
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回	1回	1回	—
	評価	1回	1回	1回	1回	1回	—
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	1人	0人	1人	—
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	9人	10人	10人	5人	7人	9人	—
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	40人	42人	44人	41人	48人	56人	—
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	1人	0人	1人	1人	—

※ 令和5年度の進捗状況は見込み

5 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では、児童発達支援センターを2箇所設置しています。

保育所等訪問事業については、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しています。

重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所は4箇所、放課後等デイサービス支援事業所は5箇所を目標としていますが、令和4年度末ではそれぞれ3箇所となっています。

医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、コーディネーターは令和4年度末で2人配置しています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	2箇所	2箇所	各市町村に少なくとも 1箇所以上設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の 構築	構築済み	構築済み	各市町村に利用できる 体制を構築
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所の設置数	4箇所	3箇所	各市町村に少なくとも 1箇所以上確保
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス支援事業所の設置数	5箇所	3箇所	各市町村に少なくとも 1箇所以上確保
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、 障がい福祉、保育、教育等の関係機関が 連携を図るための協議の場の設置	設置済み	設置済み	各都道府県、各圏域、 各市町村において 協議の場を設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネー ターの配置	1人	2人	各都道府県、各圏域、 各市町村において コーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、おおむね目標どおりとなっています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	36件	36件	36件	34件	31件	31件	—
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	36件	36件	36件	34件	31件	31件	—
④ 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	—

※ 令和5年度の進捗状況は見込み

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数は、目標どおりです。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		2人	2人	2人	2人	2人	2人	—
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	—	—	—	—	—
	実施回数	—	—	—	—	—	—	—

※ 令和5年度の進捗状況は見込み

8 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は、目標値を上回っていましたが、近年は減少傾向にあります。

ペアレントメンターの人数は、おおむね目標どおりです。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	38人	38人	38人	52人	49人	38人	—
② ペアレントメンターの人数	11人	11人	11人	10人	12人	11人	—
③ ピアサポート活動への参加人数	—	—	—	—	—	—	—

※ 令和5年度の進捗状況は見込み

【2】第6期障害福祉計画の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護及び同行援護については、利用者数、時間数共に、計画値を下回っています。

行動援護の利用者数は計画値を上回っていますが、時間数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	193	203	211	181	177	190
	時間/月	4,008	4,128	4,251	3,957	3,302	3,610
重度訪問介護	人/月	4	4	4	3	2	2
	時間/月	223	223	223	148	173	173
同行援護	人/月	18	22	26	12	11	12
	時間/月	322	386	463	221	160	221
行動援護	人/月	82	91	101	97	110	127
	時間/月	882	996	1,125	783	894	1,029
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	297	320	342	293	300	331
	時間/月	5,435	5,733	6,062	5,109	4,529	5,033

※ 令和5年度の実績値は見込み

【一人当たり月間平均利用時間（令和4年度）】

サービス種類	平均利用時間/月
居宅介護	18.7 時間
重度訪問介護	86.5 時間
同行援護	14.5 時間
行動援護	8.1 時間

2 日中活動系サービス

自立訓練（生活訓練）の利用者数は計画値を下回っていますが、日数は計画値を上回っています。

就労移行支援及び就労継続支援（A型）の利用者数は計画値を下回っていますが、就労継続支援（B型）の利用者数は増加傾向にあり、利用者数、日数共に計画値を上回っています。

療養介護の利用者数、日数共におおむね計画どおりですが、短期入所（福祉型）の利用者数及び日数は計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	563	580	597	562	559	569
	人日/月	9,096	9,459	9,837	9,453	9,530	10,128
自立訓練 （機能訓練）	人/月	2	2	2	4	2	0
	人日/月	31	31	31	60	46	0
自立訓練 （生活訓練）	人/月	46	46	46	35	35	37
	人日/月	439	439	439	406	507	555
就労移行支援	人/月	37	37	37	30	27	26
	人日/月	663	663	663	564	505	486
就労継続支援 （A型）	人/月	77	77	77	70	68	68
	人日/月	1,642	1,642	1,642	1,488	1,422	1,422
就労継続支援 （B型）	人/月	361	371	382	389	424	458
	人日/月	6,332	6,965	7,661	6,579	7,283	7,923
就労定着支援	人/月	5	7	10	8	15	15
	人日/月	5	7	10	8	15	15
療養介護	人/月	36	37	39	35	36	38
	人日/月	1,080	1,110	1,170	1,085	1,115	1,178
短期入所 （福祉型）	人/月	123	141	162	78	88	89
	人日/月	551	622	702	533	443	570
短期入所 （医療型）	人/月	13	13	13	9	24	24
	人日/月	53	58	64	48	87	87

※ 令和5年度の実績値は見込み

【一人当たり月間平均利用日数（令和4年度）】

サービス種類	平均利用日数/月
生活介護	17.0日
自立訓練(機能訓練)	23.0日
自立訓練(生活訓練)	14.5日
就労移行支援	18.7日
就労継続支援(A型)	20.9日
就労継続支援(B型)	17.2日
就労定着支援	1.0日
療養介護	31.0日
短期入所(福祉型)	5.0日
短期入所(医療型)	3.6日

3 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の利用者数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	2	2	2	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	128	143	160	143	149	165
施設入所支援	人/月	182	182	182	183	185	184

※ 令和5年度の実績値は見込み

4 相談支援

計画相談支援及び地域定着支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	271	309	352	283	281	297
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	0	1
地域定着支援	人/月	10	10	10	8	6	6

※ 令和5年度の実績値は見込み

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

成年後見制度利用支援事業の利用者数は、計画値を下回っていますが、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は、計画値を上回っています。

日常生活用具給付等事業について、自立生活支援用具及び在宅療養等支援用具の給付件数は計画値を下回っていますが、排せつ管理支援用具の給付件数は計画値を上回っています。

移動支援事業及び地域活動支援センター事業の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	人/年	13	15	17	11	7	8	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	32	32	32	43	41	41
	手話通訳者設置事業	人/月	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	18	18	18	14	12	17
	自立生活支援用具	件/年	42	42	42	18	32	39
	在宅療養等支援用具	件/年	47	47	47	33	37	42
	情報・意思疎通支援用具	件/年	24	26	28	15	23	54
	排せつ管理支援用具	件/年	3,300	3,300	3,300	3,438	3,690	3,554
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	7	7	7	5	2	5
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20	21	13	17	
移動支援事業	人/月	214	242	270	130	159	165	
	時間/月	1,475	1,679	1,883	771	766	858	
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3	3	3	3	
	人/月	248	248	248	178	169	182	

※ 令和5年度の実績値は見込み

(2) 任意事業

福祉ホーム事業の利用者数は、おおむね計画どおりですが、生活訓練事業及び日中一時支援事業の利用者数は、計画値を下回っています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

サービス種類		単位	第6期計画値			第6期実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援	福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	6	6	6	7	6	6
	訪問入浴サービス事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	9	9	9	10	8	6
	生活訓練事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	80	80	80	64	47	63
日中一時支援事業	人/月	101	105	111	87	90	90	
	人日/月	470	493	517	387	373	373	
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	箇所	3	3	3	3	3	3
		人/年	148	148	148	55	67	72
	点字・声の広報等発行事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	16	16	16	13	13	13
	奉仕員養成事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	8	8	8	8	9	9
自動車運転免許取得費給付事業	件/年	2	2	3	1	2	4	
自動車改造費給付事業	件/年	6	7	7	6	4	2	
就労支援	知的障がい者職親委託事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	15	15	15	15	15	15

※ 令和5年度の実績値は見込み

【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況

1 障害児通所支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	286	286	286	388	475	498
	人日/月	1,451	1,480	1,510	2,079	2,598	2,727
医療型児童発達支援	人/月	16	16	16	12	12	12
	人日/月	152	152	152	126	155	155
放課後等デイサービス	人/月	1,136	1,318	1,529	1,285	1,513	1,588
	人日/月	5,491	6,644	8,039	7,092	8,091	8,495
保育所等訪問支援	人/月	7	7	7	2	5	6
	人日/月	7	7	7	2	5	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	2	4	6	1	0	1
	人日/月	20	40	60	3	0	1

※ 令和5年度の実績値は見込み

【一人当たり月間平均利用日数（令和4年度）】

サービス種類	平均利用日数/月
児童発達支援	5.5日
医療型児童発達支援	12.9日
放課後等デイサービス	5.3日
保育所等訪問支援	1.0日

2 障害児相談支援等

障害児相談支援の利用者数は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	131	173	228	109	133	147
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	1	1	1	2	3	3

※ 令和5年度の実績値は見込み

3 障がい児に対する子ども・子育て支援等

保育所(園)を利用する障がい児数は増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

種別	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所(園)	人/月	181	181	181	183	234	282
認定こども園	人/月	52	52	52	63	67	34
放課後児童健全育成事業	人/月	200	200	200	199	203	223

※ 令和5年度の実績値は見込み

第2章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

【1】国の基本指針について

1 基本指針の見直し

令和5年5月19日、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部の改正が告示されました。

基本指針は、市町村及び都道府県が、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6～令和8年度までの、本計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

【基本指針見直しの主なポイント（要旨）】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系サービスの一時利用に係る記載の追記
4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
5 発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6 地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7 障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

基本指針	見直しのポイント
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
9 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10 障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県が提供する障がい福祉情報の活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14 その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間の柔軟化 ・ 障害福祉サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和8年度末の成果目標について、次の通り掲げています。

【 成果目標（令和8年度末の目標）の見直しのポイント（要旨） 】

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

3 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質向上のための体制を構築

【2】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- (1) 令和4年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- (2) 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■本市の目標■

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 令和4年度末時点の施設入所者数185人に対して、令和8年度末までに11人(5.9%)が地域で暮らすことをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)	備考
施設入所者の地域生活への移行者数	4人	11人	・令和8年度末までの地域生活への移行者数(A)
地域生活への移行率	2.2%	5.9%	(A/令和4年度末時点の入所者数185人)

(2) 施設入所者の削減

- 令和4年度末時点の施設入所者数185人に対して、令和8年度末までに施設入所者数を9人(4.9%)減らすことをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)	備考
施設入所者の削減数	4人	9人	・令和8年度末時点での削減見込者数(B)
施設入所者の削減割合	2.2%	4.9%	・令和4年度末時点の入所者数(185人)からの削減割合(B/185人)

2 地域生活支援の充実

■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- (2) 令和8年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■本市の目標■

(1) 地域生活支援拠点等の状況

- 令和8年度末までに、コーディネーターを2人、障害福祉サービス事業所等の担当者を20人配置し、運用状況の検証及び検討を年2回実施します。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1箇所	1箇所
② コーディネーターの配置人数	—	2人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	—	20人
④ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	—	2回/年
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の構築	—	構築済み

(2) 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の整備

- 令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ障がい者のニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携し支援体制を整備します。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
強度行動障がいをもつ障がい者に関するニーズ把握等の実施及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備	—	実施済み

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

- (1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- (2) 上記(1)のうち、就労移行支援事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- (3) 上記(1)のうち、就労継続支援A型事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上をめざす。
- (4) 上記(1)のうち、就労継続支援B型事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上をめざす。
- (5) 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標】

- (6) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【就労定着支援事業所利用後の就労定着率[※]に関する目標】

- (7) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

■本市の目標■

- 令和8年度末までに22人が一般就労することをめざします。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8年度末までに8人が一般就労することをめざします。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8年度末までに3人が一般就労することをめざします。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8年度末までに9人が一般就労することをめざします。
- 令和8年度末までに9人が就労定着支援を利用することをめざします。

	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	17人	22人	1.29倍 (1.28倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	6人	8人	1.33倍 (1.31倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	2人	3人	1.50倍 (1.29倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	7人	9人	1.29倍 (1.28倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	6人	9人	1.50倍 (1.41倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の割合を50%以上とすることをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
就労移行支援事業所数	—	6箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	—	3箇所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	—	50.0% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率を7割以上にすることをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
就労定着支援事業所数	1箇所	1箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所	1箇所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100.0% (25%以上)	100.0% (25%以上)

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■国の基本指針■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (8) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■本市の目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	16人	17人	17人	16人	16人	16人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	0人	1人	1人/月	1人/月	1人/月
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	5人	7人	9人	11人/月	11人/月	12人/月
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	41人	48人	56人	65人/月	70人/月	75人/月
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人/月	1人/月	1人/月
⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	—	—	—	30人/月	33人/月	35人/月

※ 令和5年度の実績値は見込み

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- (2) 令和8年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- (4) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- (5) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- (6) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■本市の目標■

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
① 児童発達支援センターの設置数	2箇所	3箇所
② 保育所等訪問支援事業所の箇所数	—	4箇所
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	3箇所	3箇所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	3箇所	3箇所
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障がい児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)の推進体制※の構築	—	有
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	—	有
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	2人	2人

※児童発達支援センター内設置見込み

6 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- (2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- (3) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- (4) 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- (5) 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- (6) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	34件	31件	31件	31件	31件	31件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	34件	31件	31件	31件	31件	31件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	—	24回	24回	24回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	—	—	—	0人	0人	1人

※ 令和5年度の実績値は見込み

■国の基本指針■

- (7) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- (8) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- (9) 協議会の専門部会の設置の有無
- (10) 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■協議会での検討状況に関する目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	—	—	—	4回	4回	4回
⑧ 参加事業者・機関数	—	—	—	99	99	99
⑨ 専門部会の設置	—	—	—	有	有	有
⑩ 専門部会の実施回数	—	—	—	88回	88回	88回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■国の基本指針■

- (1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。
- (3) 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無
- (4) 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有回数

■本市の目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	—	—	有	有	有
	実施回数	—	—	1回	1回	1回
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	—	—	—	有	有	有
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数	—	—	—	1回	1回	1回

8 発達障がい者等に対する支援

■国の基本指針■

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■本市の目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	52人	49人	38人	98人	98人	98人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	—	—	—	4人	4人	4人
③ ペアレントメンターの人数	10人	12人	11人	12人	12人	12人
④ ピアサポート活動への参加人数	—	—	—	12人	12人	12人

※ 令和5年度の実績値は見込み

【3】第7期障がい福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、食事や排せつなどの介助、外出時の移動補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	寝たきりなどで常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービスです。

【訪問系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	181	177	190	195	200	205
	時間/月	3,957	3,302	3,610	3,705	3,800	3,895
重度訪問介護	人/月	3	2	2	2	2	2
	時間/月	148	173	173	173	173	173
同行援護	人/月	12	11	12	13	14	15
	時間/月	221	160	221	226	231	236
行動援護	人/月	97	110	127	136	145	153
	時間/月	783	894	1,029	1,069	1,169	1,278
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	293	300	331	346	361	375
	時間/月	5,109	4,529	5,033	5,173	5,373	5,582

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 利用者一人一人の状態やニーズに応じて、安定した障害福祉サービスが提供できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、福祉、介護人材の確保及び支援に取り組めます。
 - 障害福祉サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ホームヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会のヘルパー支援部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。
-

2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人が、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスです。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
短期入所（福祉型、医療型）	介護する人が病気の時などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	562	559	569	580	591	602
	人日/月	9,453	9,530	10,128	10,324	10,520	10,716
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	2	0	0	0	0
	人日/月	60	46	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	35	35	37	40	43	46
	人日/月	406	507	555	600	645	690
就労移行支援	人/月	30	27	26	26	26	26
	人日/月	564	505	486	486	486	486
就労継続支援 (A型)	人/月	70	68	68	68	68	68
	人日/月	1,488	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
就労継続支援 (B型)	人/月	389	424	458	495	535	579
	人日/月	6,579	7,283	7,923	8,564	9,256	10,017
就労定着支援	人/月	8	15	15	20	25	30
療養介護	人/月	35	36	38	40	42	44
短期入所 (福祉型)	人/月	78	88	89	90	91	92
	人日/月	533	443	570	576	582	589
短期入所 (医療型)	人/月	9	24	24	25	26	27
	人日/月	48	87	87	90	93	97

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 東広島市自立支援協議会等を通じて、日中活動系サービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう障害福祉サービス提供体制の確保に努めます。
- 市内企業等を対象に障がい者雇用の理解を深めるための意識啓発を行います。また、広島県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障がい者雇用を促進するための情報提供に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等教育機関など関係機関と連携を図るとともに、障がい者相談支援センターにおける就労相談や就労体験実習等により、就労に向けた支援を図ります。
- 就労定着支援は、一般就労に移行した方が職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携して、障害福祉サービスの周知や利用の促進に努めます。
- 短期入所は、家族介護の負担軽減や自宅で介護する人が病気の場合などに重要な障害福祉サービスであることから、事業所に対して障害福祉サービスの充実に向けた働き掛け等を行います。

3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
自立生活援助	障害者支援施設などを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行う障害福祉サービスです。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行う障害福祉サービスです。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行う障害福祉サービスです。

【居住系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	1	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	143	149	165	183	203	225
施設入所支援	人/月	183	185	184	181	179	174

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 自立生活援助については、社会福祉法人等に対して適切な情報提供を行うなどしながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- 社会福祉法人等へグループホームの整備を働き掛け、情報提供を行います。
- 施設入所支援については、新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域生活への移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。

4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障がいのある人に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	283	281	297	314	332	351
地域移行支援	人/月	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	8	6	6	6	6	6

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう配慮して策定するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、基幹相談支援センターや自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障がい又は精神障がいのある人に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障がいのある人の地域における生活支援を促進します。

【必須事業の見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	人/年	11	7	8	9	10	11	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	43	41	41	42	43	44
	手話通訳者設置事業	人/月	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	14	12	17	18	19	20
	自立生活支援用具	件/年	18	32	39	43	47	51
	在宅療養等支援用具	件/年	33	37	42	44	46	48
	情報・意思疎通支援用具	件/年	15	23	54	58	62	66
	排せつ管理支援用具	件/年	3,438	3,690	3,554	3,600	3,646	3,692
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	5	2	5	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業	人/年	21	13	17	20	20	20	
移動支援事業	人/月	130	159	165	172	179	186	
	時間/月	771	766	858	894	931	967	
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3	3	3	3	
	人/月	178	169	182	197	212	232	

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障がいのある人への理解を深めるための講演会等、広報活動を実施します。
- 相談支援事業は、東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）を地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業は、東広島市社会福祉協議会権利擁護センターと連携し、成年後見制度の利用を周知するとともに、必要に応じて市長に申立てを行うなど、権利の擁護を実施します。

-
- 意思疎通支援事業は、日常生活の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業の実施などにより、奉仕員の確保に努めます。また、手話通訳者養成研修などの情報提供を行うことにより、派遣事業における登録通訳者の確保に努めます。
 - 日常生活用具給付等事業は、障がいのある人の日常生活が円滑に行われるように、必要とされる用具の給付を検討します。
 - 移動支援事業は、外出が困難な障がいのある人の外出の際の移動を支援します。
 - 地域活動支援センター事業は、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等、障がいのある人の地域生活を支援します。
-

(2) 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障がい者を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
生活訓練事業	障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進・交流等を進めるとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障がい者スポーツ大会の開催を支援します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳により、市の広報紙や障がいのある人が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供します。
奉仕員養成事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する研修を行います。点訳奉仕員と朗読奉仕員養成課程を2年ずつ交代で実施します。また、点訳奉仕員は1回の受講期間が2年間となります。
自動車運転免許取得費給付事業、自動車改造費給付事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障がいのある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることで、知的障がいのある人の福祉の向上を図ります。

【任意事業の見込量】

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活支援	福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	7	6	6	6	6	6
	訪問入浴サービス事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	10	8	6	6	6	6
	生活訓練事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	64	47	63	86	101	116
日中一時支援事業	人/月	87	90	90	90	90	90	
	人日/月	387	373	373	373	373	373	
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	箇所	3	3	3	3	3	3
		人/年	55	67	72	78	84	91
	点字・声の広報等発行 事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	13	13	13	13	13	13
	奉仕員養成事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	8	9	9	9	9	9
自動車運転免許取得費 給付事業	件/年	1	2	4	5	6	7	
自動車改造費給付事業	件/年	6	4	2	2	2	2	
就労・就業・ 支援	知的障がい者職親委託 事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	15	15	15	15	15	15

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 日常生活支援にかかる事業については、障害福祉サービス提供体制の充実に努めます。
- 社会参加支援にかかる事業については、広く周知を図ります。

【4】第3期障がい児福祉計画

障がい児に対する福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がいのある子どもを取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がいのある子どものニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 障がい児への支援

(1) 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療的管理下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスです。

【障害児通所支援の見込量】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 ^注	人/月	388	475	498	522	548	575
	人日/月	2,079	2,598	2,727	2,863	3,006	3,156
医療型児童発達支援 ^注	人/月	12	12	12	-	-	-
	人日/月	126	155	155	-	-	-
放課後等デイサービス	人/月	1,285	1,513	1,588	1,667	1,750	1,837
	人日/月	7,092	8,091	8,495	8,919	9,364	9,832
保育所等訪問支援	人/月	2	5	6	7	9	11
	人日/月	2	5	7	8	10	12
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	3	0	1	1	1	1

※ 令和5年度の実績値は見込み

注：児童発達支援は、令和6年4月1日から福祉型と医療型が統合

【見込量の確保の方策】

- 障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所に対し障害福祉サービスの充実に向けた働き掛け等を行います。
- 自立支援協議会のこども部会において、福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、発達障がいの特性を持つ子ども等の支援について協議を行います。

(2) 障害児相談支援等

【サービスの概要】

サービス名	概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害福祉サービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【障害児相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	109	133	147	160	165	170
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	2	2	2	2	3	3

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 障がいのある子どもやその家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるよう障害福祉サービスの充実に向けた働き掛け等を行います。
- 基幹相談支援センターや自立支援協議会のこども部会において、情報や方法の共有化を図り、障害児相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。

2 障がい児に対する子ども・子育て支援等

種別	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所(園)	人/月	183	234	282	300	310	322
認定こども園	人/月	63	67	34	50	57	67
放課後児童健全育成事業	人/月	199	203	223	224	219	215

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 支援が必要となる児童について、保育所(園)や放課後児童クラブ等での受け入れ体制を可能な範囲で整え、健全な心身の発達を促します。
- 医療的ケアが必要な児童についても、個々の障がいに応じた支援体制や施設状況を関係者とともに総合的に判断しながら充実をめざします。
- 「東広島市子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携、調整を図りながら、障がいのある子どもへの支援を総合的に推進します。

資料編

1 市民アンケート調査結果の概要

【1】調査の目的と概要

計画の策定にあたり、本市に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び障害児通所支援支給決定対象児童から無作為抽出した障がいのある人を対象とし、障がいのある人における障がいの状況、住まいや暮らし、保健・医療、保育・教育、就労などについての意識や福祉ニーズ等を把握し、今後の障がい者福祉施策に活用することを目的として実施しました。

	市民アンケート調査	
	18歳以上	18歳未満
調査対象	市内に住所を有する18歳以上の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者	市内に住所を有する18歳未満の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者
調査方法	郵送配布～郵送回収	
実施時期	令和5年2月	
有効回収数／配布数 (有効回収率)	771人／1,500人 (51.4%)	252人／500人 (50.4%)

◆図表等の見方について◆

- (1)集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。また、未回答の場合もあるため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- (2)2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は100%にならない場合があります。
- (3)図表や文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)です。全標本数を示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で表記しています。
- (4)図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値(例:0.0%、0.1%など)は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合があります。
- (5)図表によっては「その他」や「無回答」を省略しています。また、上位回答項目を抜粋して表記している場合があります。

【2】回答者の属性

1 障がい別回収状況

【18歳以上】

(上段は構成比%、下段は回答件数)

サンプル数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	手帳は持って いない	無回答
100.0	70.0	18.0	18.8	0.3	1.7
771	540	139	145	2	13

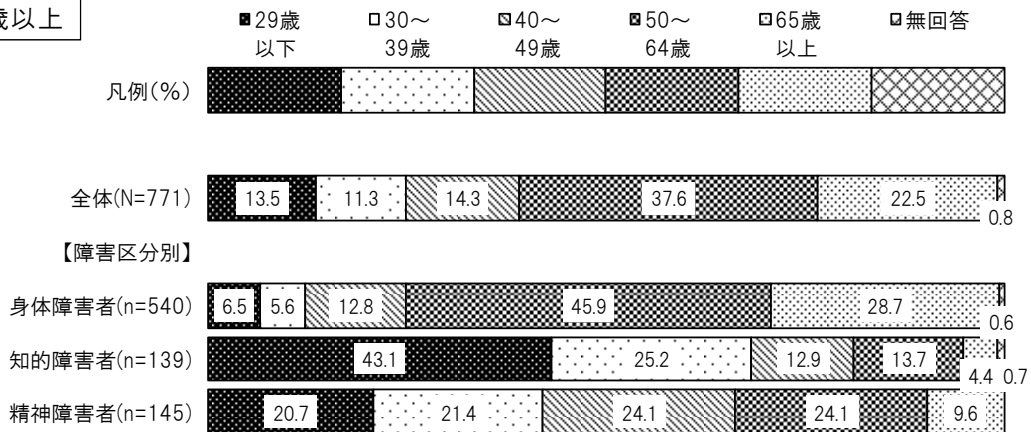
【18歳未満】

サンプル数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	手帳は持って いない	無回答
100.0	9.9	37.7	23.4	33.7	6.0
252	25	95	59	85	15

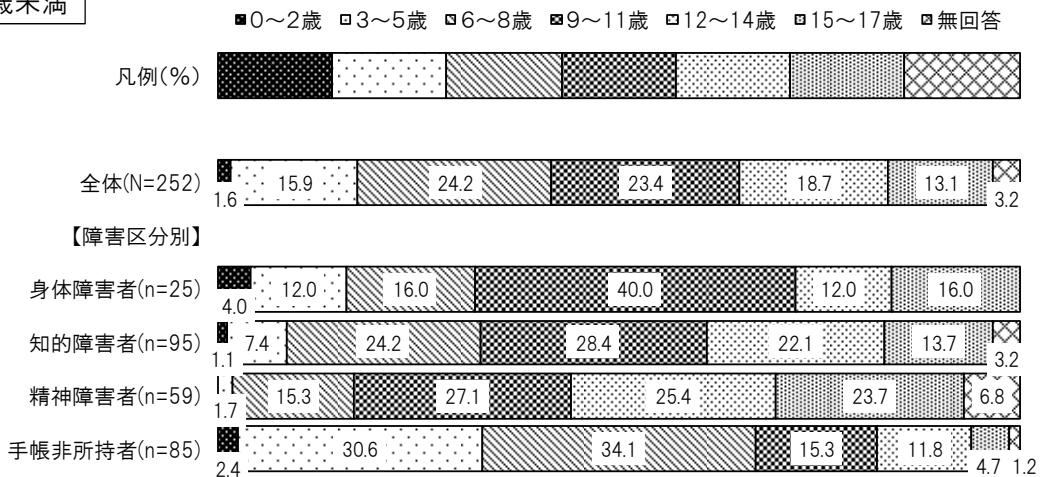
注：重複障がいにより複数の手帳所持者がいるため、構成比の合計は100%を超えています。

2 年齢

18歳以上



18歳未満

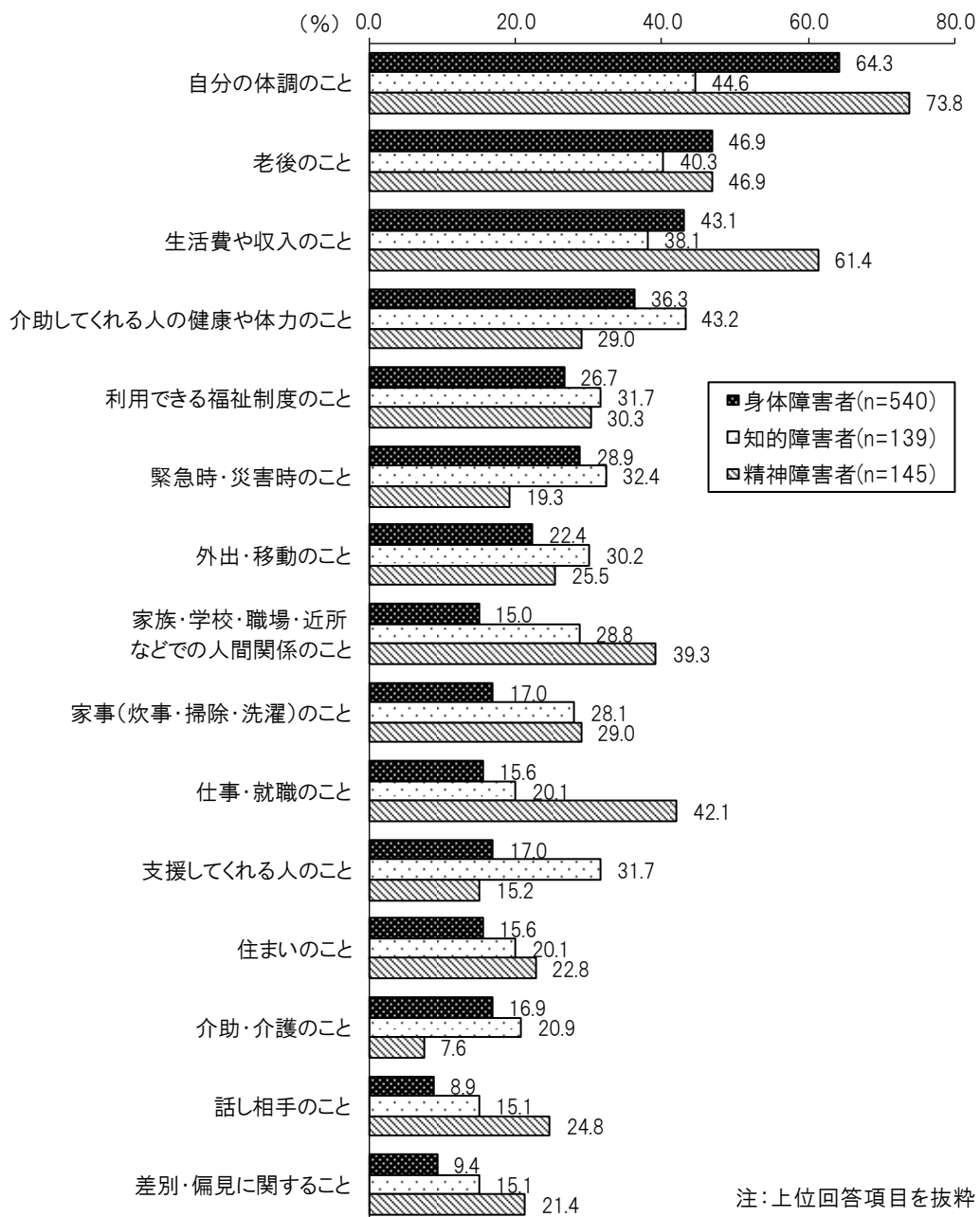


【3】調査結果抜粋（18歳以上）

1 相談について

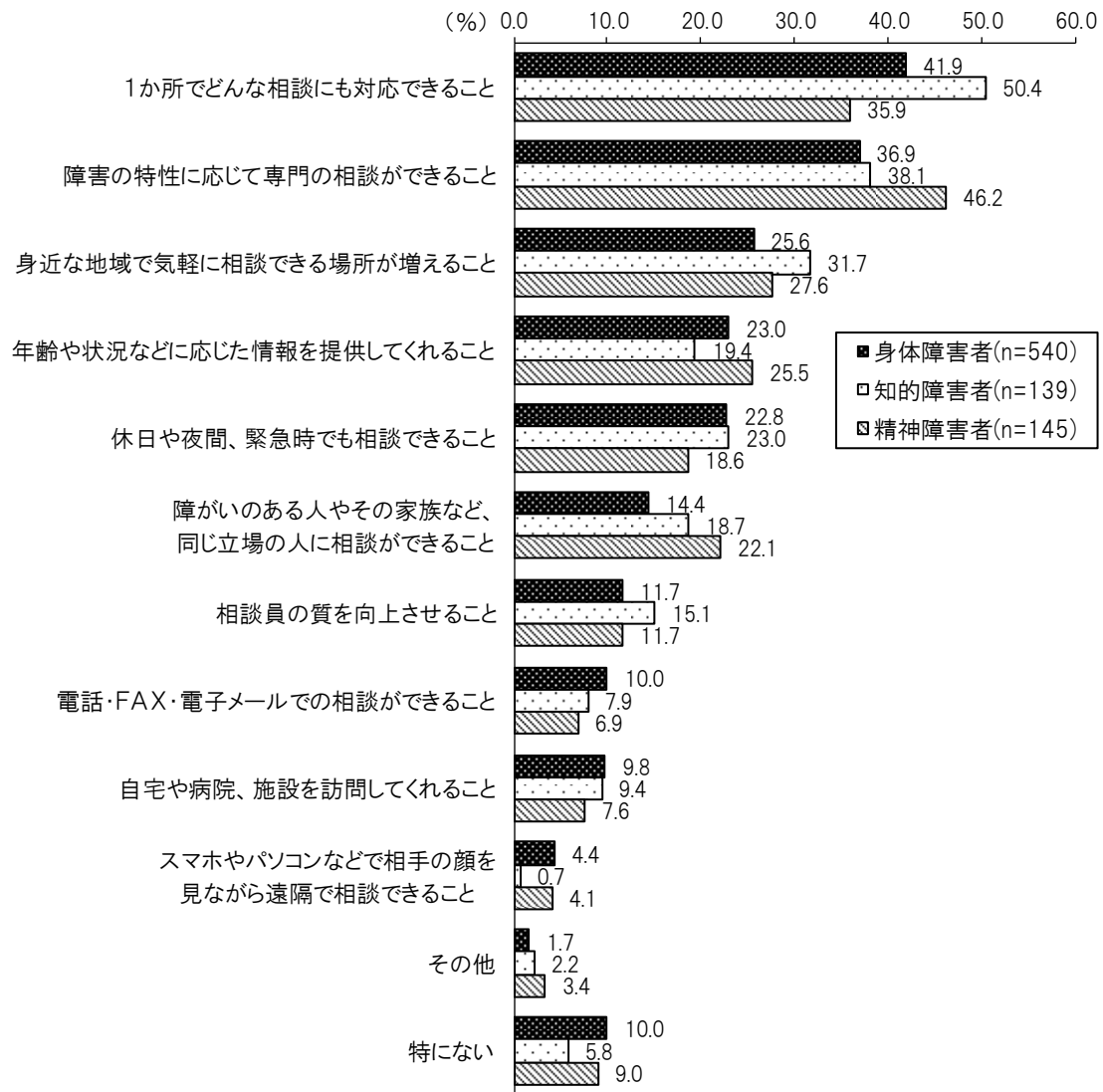
(1) 不安や悩み

不安や悩みについて、知的障がいのある人では「介助してくれる人の健康や体力のこと」「支援してくれる人のこと」など、介助者や支援者についての不安を多く抱えています。また、精神障がいのある人では「生活費や収入のこと」「仕事・就職のこと」など、収入や仕事についての不安が多く回答されています。



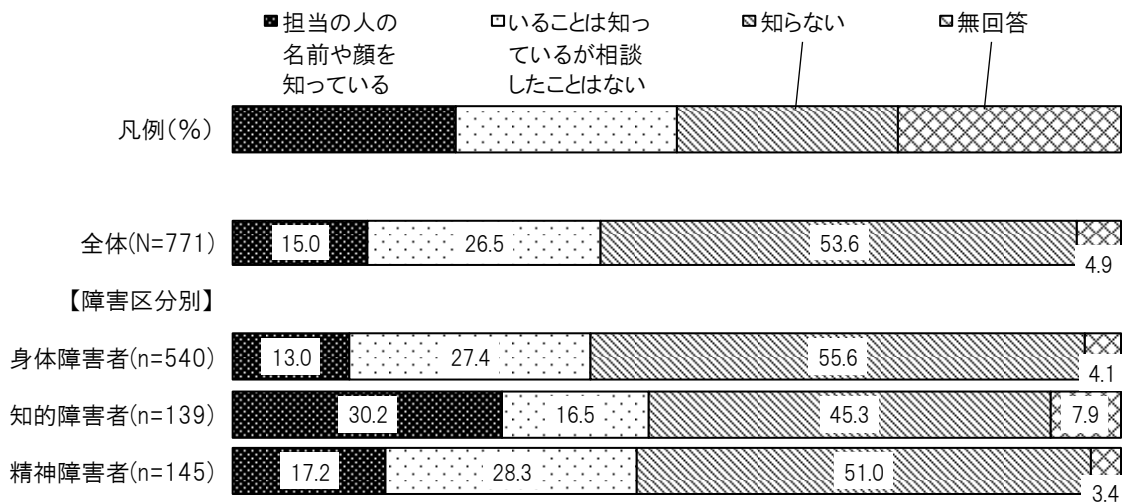
(2) 相談先に望むこと

相談先に望むことについて、知的障がいのある人では「1か所でどんな相談にも対応できること」、精神障がいのある人では「障害の特性に応じて専門の相談ができること」がほかの障がいに比べて高くなっています。



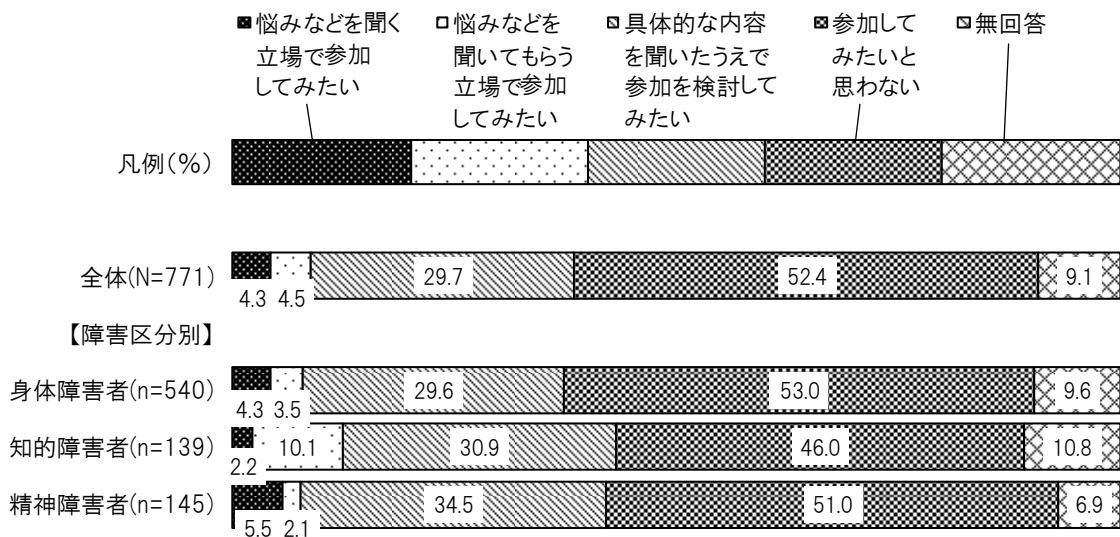
(3) 相談支援専門員の認知状況

相談支援専門員の「名前や顔を知っている」人は、全体では2割未満ですが、知的障がいのある人では3割を占めています。



(4) ピアサポート活動への参加意向

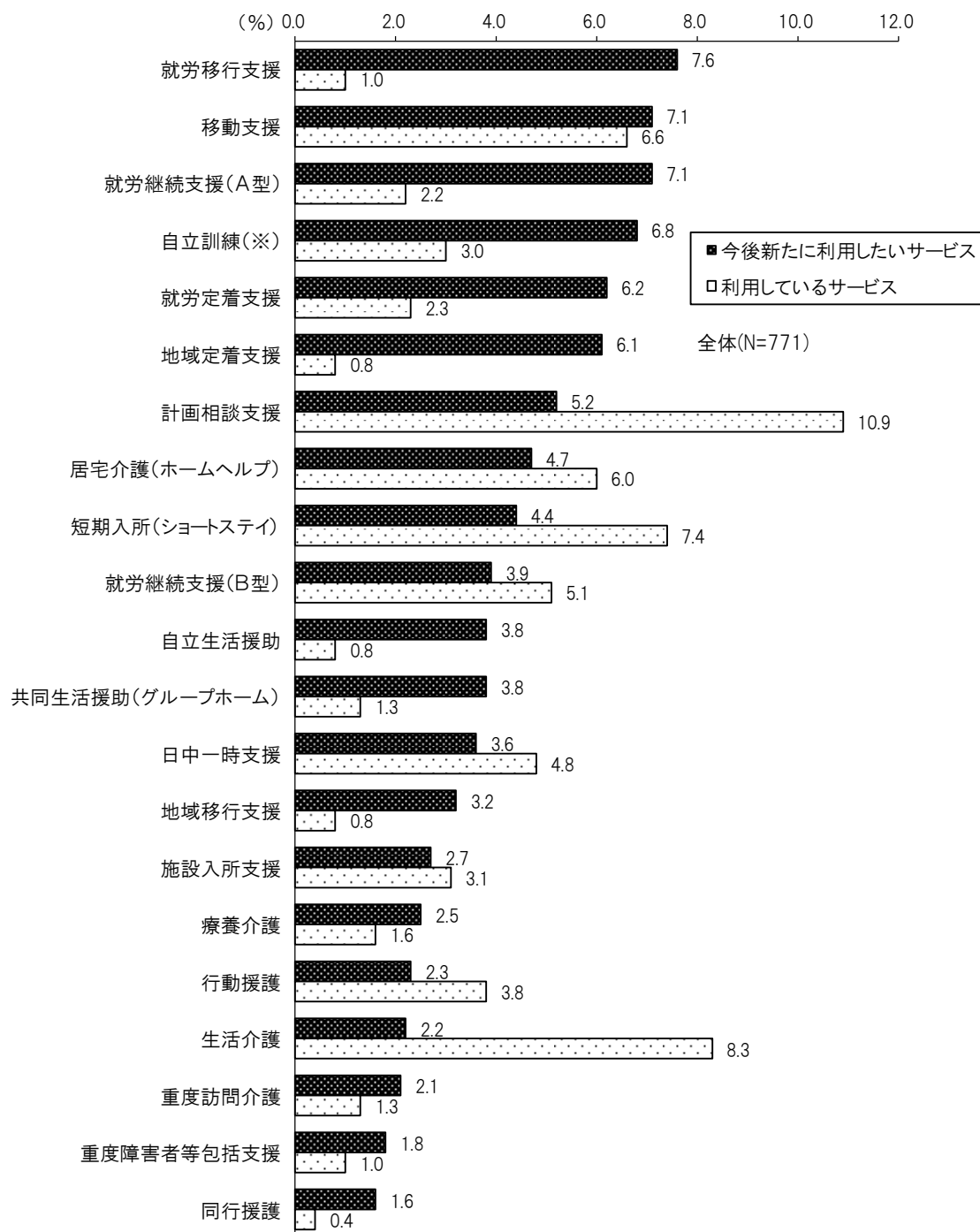
ピアサポート活動については「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」「聞いてもらう立場で参加してみたい」を合わせて1割未満と少ない状況ですが、「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」が約3割を占めています。



2 障害福祉サービスの利用について

(1) 障害福祉サービスの利用状況・利用意向

現在、利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「短期入所(ショートステイ)」「移動支援」「居宅介護(ホームヘルプ)」の順に多くなっています。今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「移動支援」「就労継続支援(A型)」「自立訓練」の順に多く、現在の利用に比べて就労系のサービスに対するニーズが目立っています。

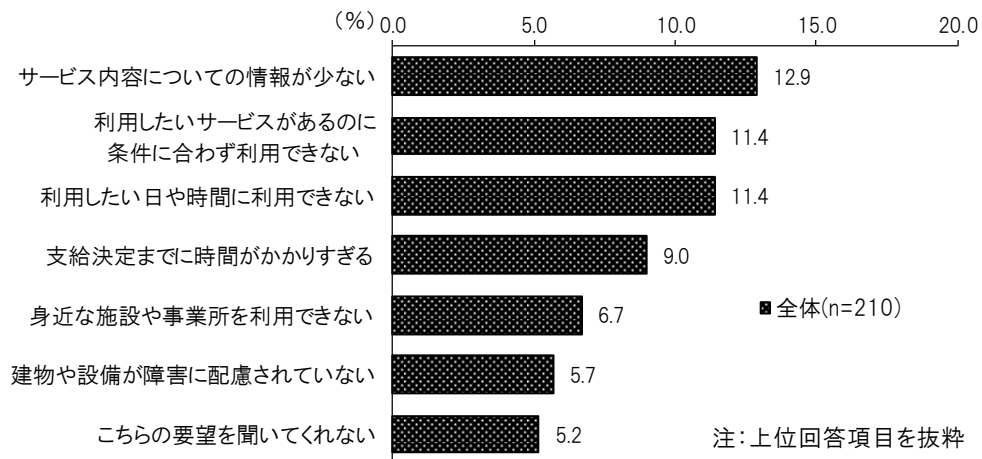


※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

注:今後新たに利用したいサービスについて「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「自立訓練」「計画相談支援」「短期入所」「施設入所支援」「生活介護」は、64歳以下(n=591)で集計した割合

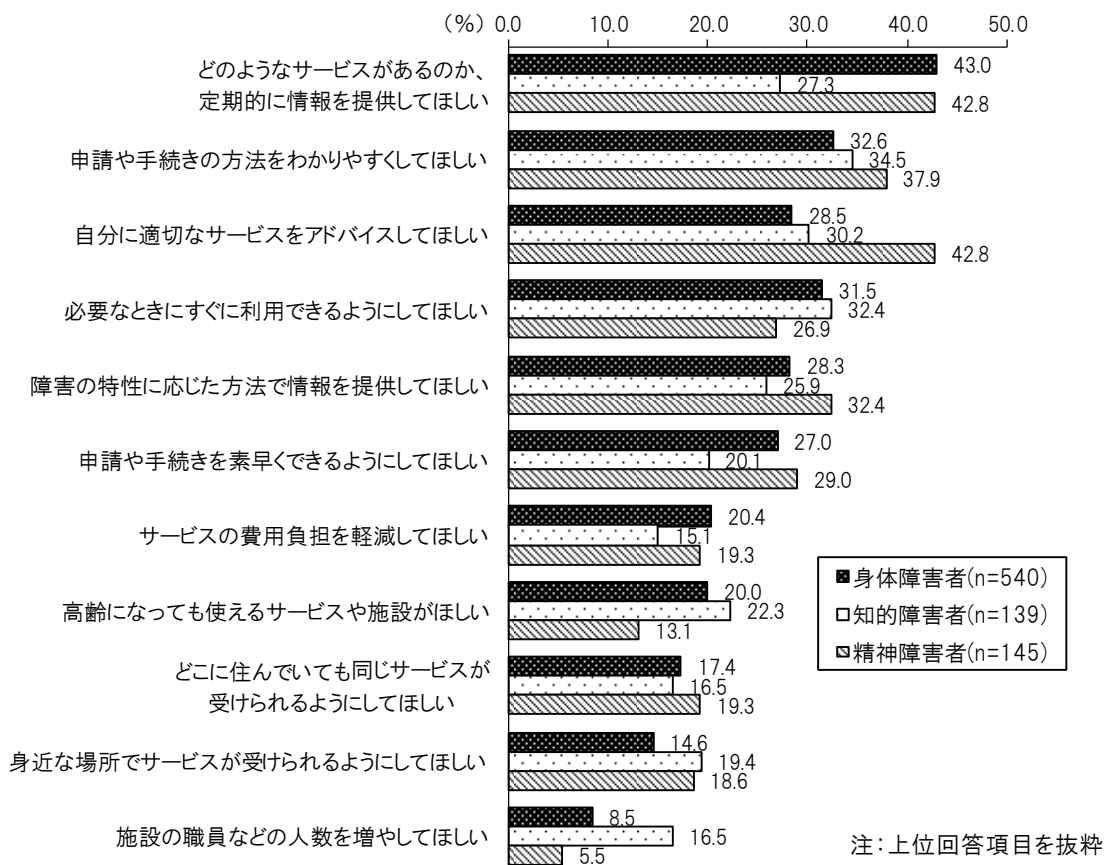
(2) 障害福祉サービスに対する不満

障害福祉サービスに対する不満としては「サービス内容についての情報が少ない」をはじめ「利用したいサービスがあるのに条件に合わず利用できない」「利用したい日や時間に利用できない」などが続きます。



(3) 障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと

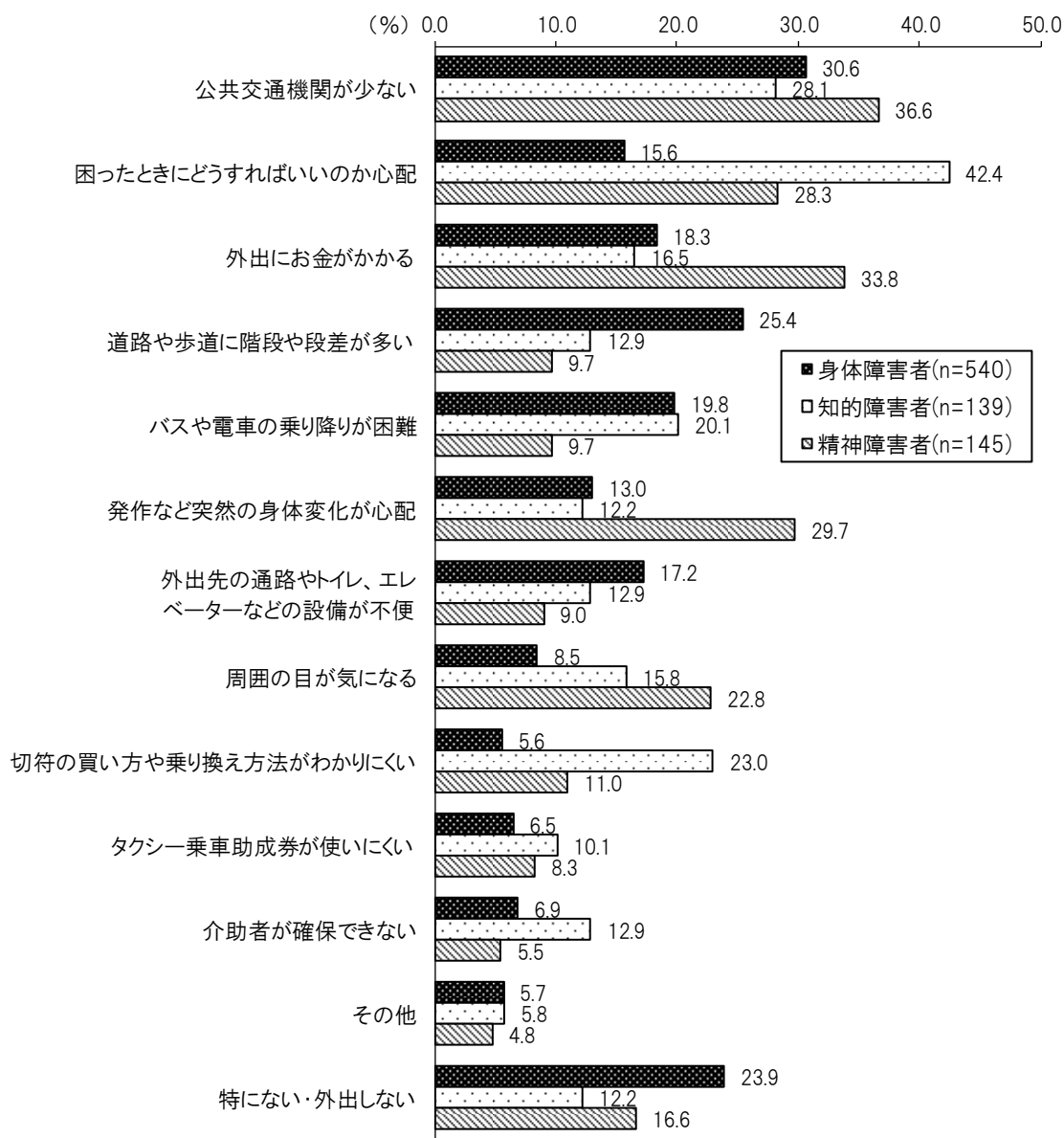
障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なことについて、知的障がいのある人では「施設の職員などの人数を増やしてほしい」、精神障がいのある人では「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」などが、それぞれほかの障がいに比べ多く回答されています。



3 住まいや暮らしについて

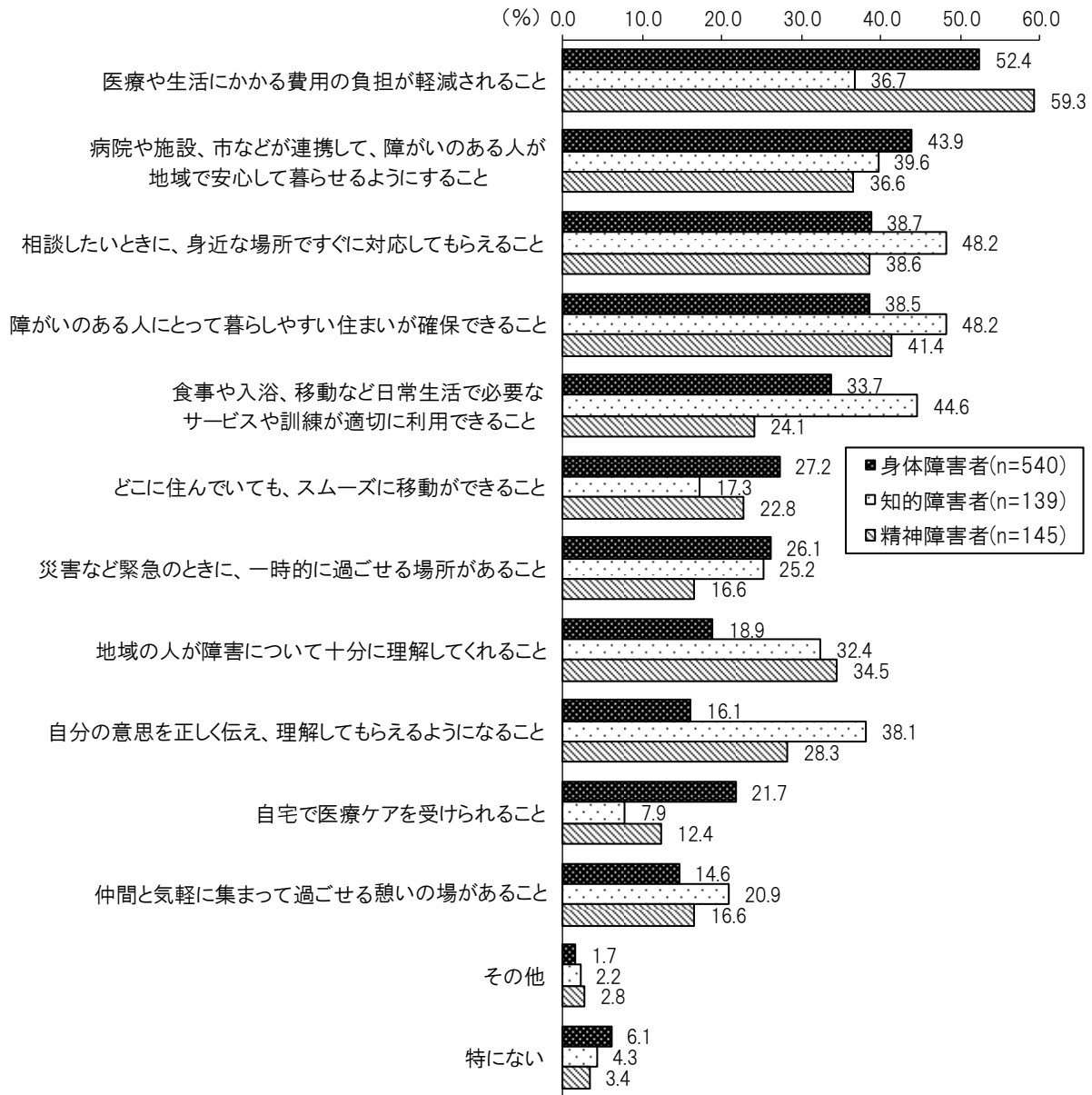
(1) 外出時に困ること

外出時に困ることについては、障がい区分によって差がみられ、身体障がいのある人では「道路や歩道の階段や段差」が多く、知的障がいのある人では「出先で困ったときの対応」をはじめ「切符の買い方や乗り換え方法」「介助者の確保」など、精神障がいのある人では「外出費用」や「発作など突然の身体変化」「周囲の目」などが、それぞれ多く回答されています。



(2) 地域で安心して暮らすために必要と思う支援

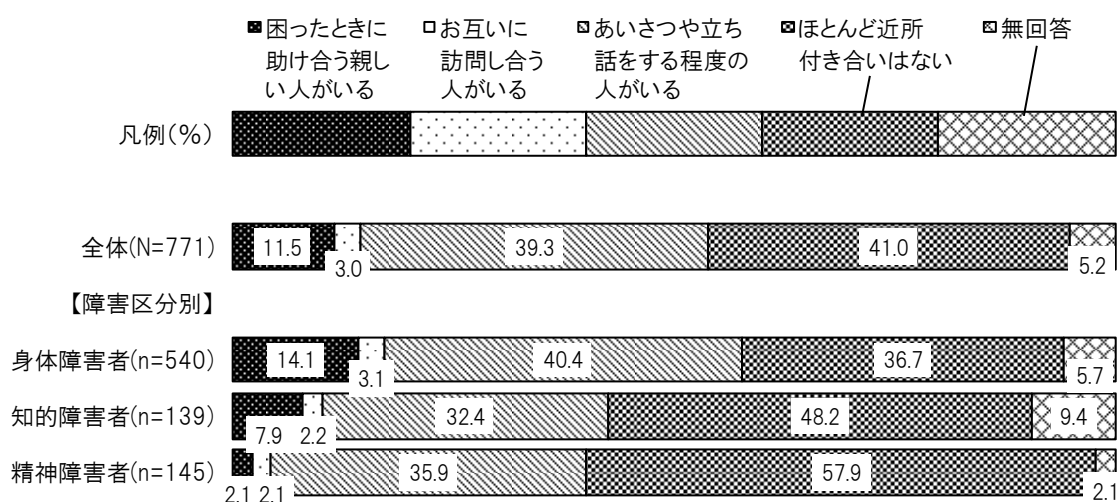
地域で安心して暮らすために必要と思う支援について、身体障がいのある人では「自宅で医療ケアを受けられること」、知的障がいのある人では「食事や入浴、移動など日常生活に必要なサービスや訓練が適切に利用できること」「自分の意思を正しく伝え、理解してもらえるようになること」などのニーズが高くなっています。



4 防災・防犯について

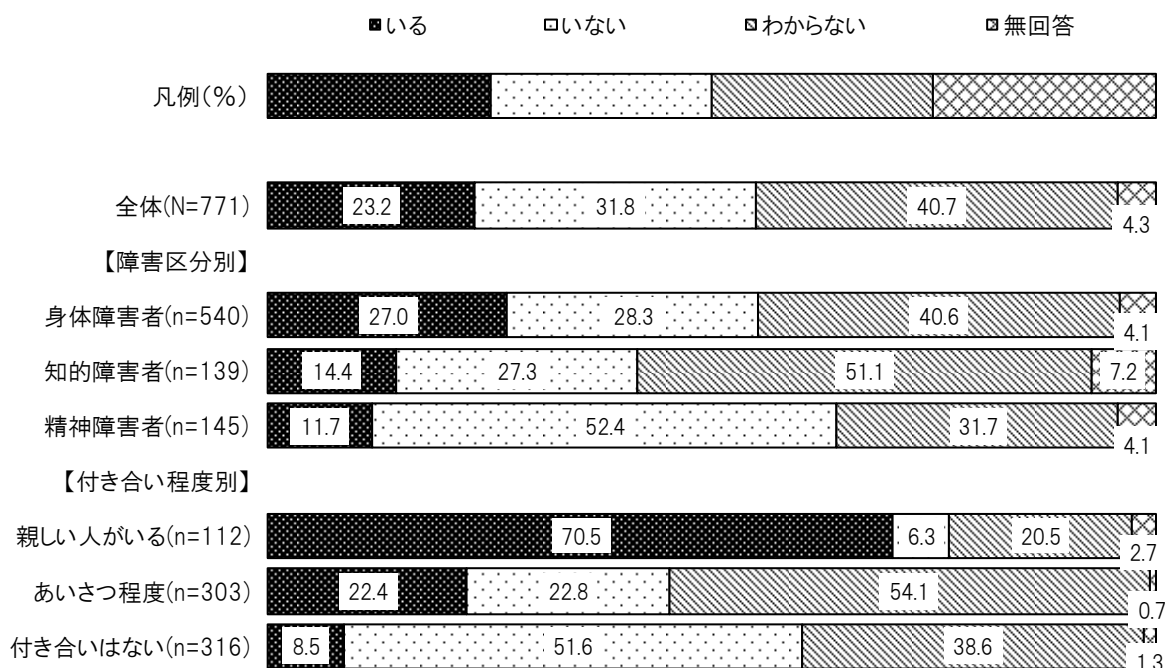
(1) 近所の人との付き合い程度

近所の人との付き合い程度については、「ほとんど近所付き合いはない」「あいさつや立ち話をする程度の人がいる」がそれぞれ約4割を占め、「困ったときに助け合う親しい人がある」は1割程度となっています。精神障がいのある人の6割近くが「ほとんど近所付き合いはない」と回答しています。



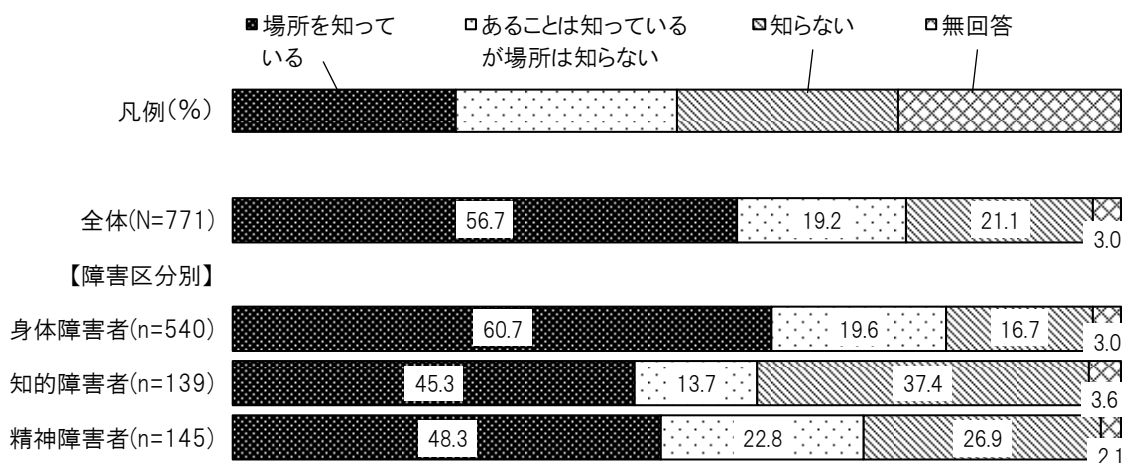
(2) 近所で助けてくれる人の有無

近所で助けてくれる人については、約2割が「いる」と回答しており、「いない」が約3割、「わからない」が約4割となっています。精神障がいのある人では「いない」の割合が高く、近所に親しい人がある人では「いる」の割合が高くなっています。



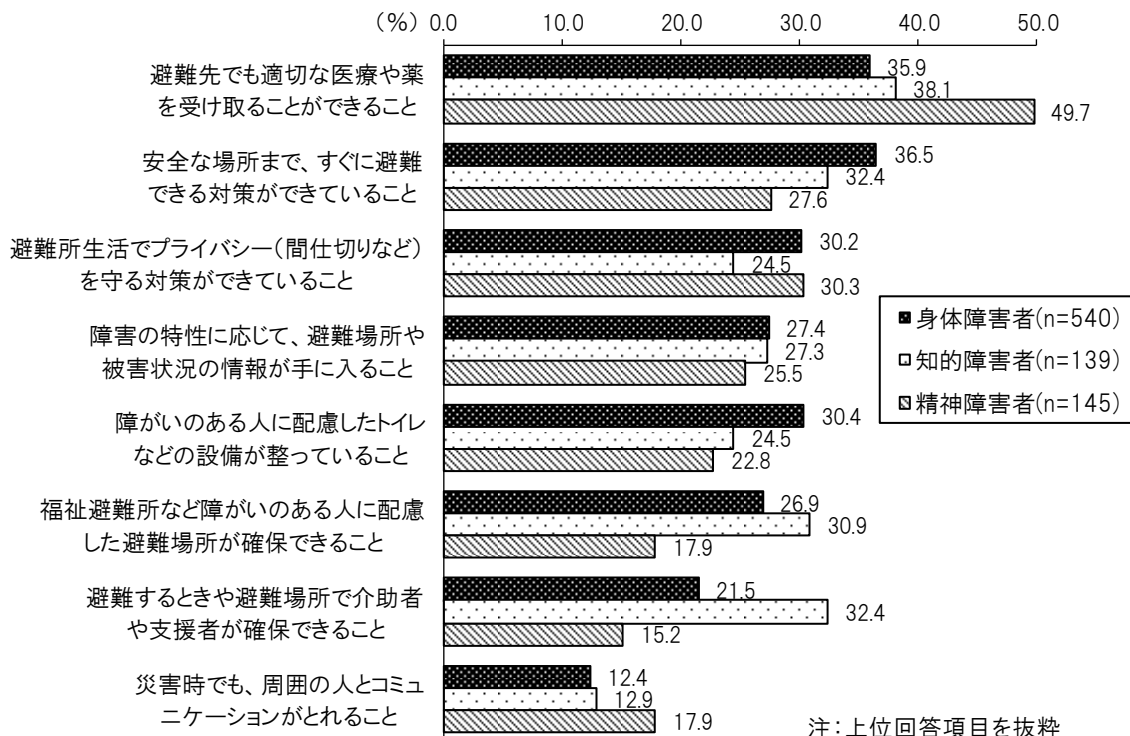
(3) 避難所の認知状況

避難所の場所については、約6割が認知していますが、知的障がいのある人では、ほかの障がいに比べて「知らない」の割合が高くなっています。



(4) 災害時に必要な対策

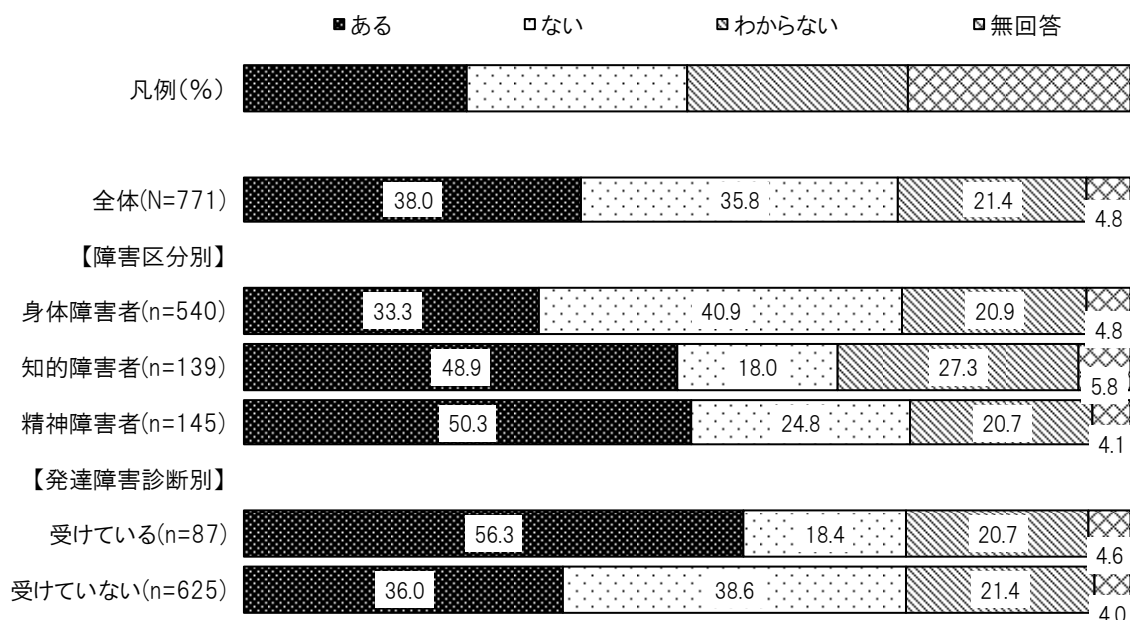
災害時に必要な対策について、知的障がいのある人では「避難するときや避難場所で介助者や支援者が確保できること」、精神障がいのある人では「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」がそれぞれほかの障がいを大きく上回っています。



5 理解促進・コミュニケーションについて

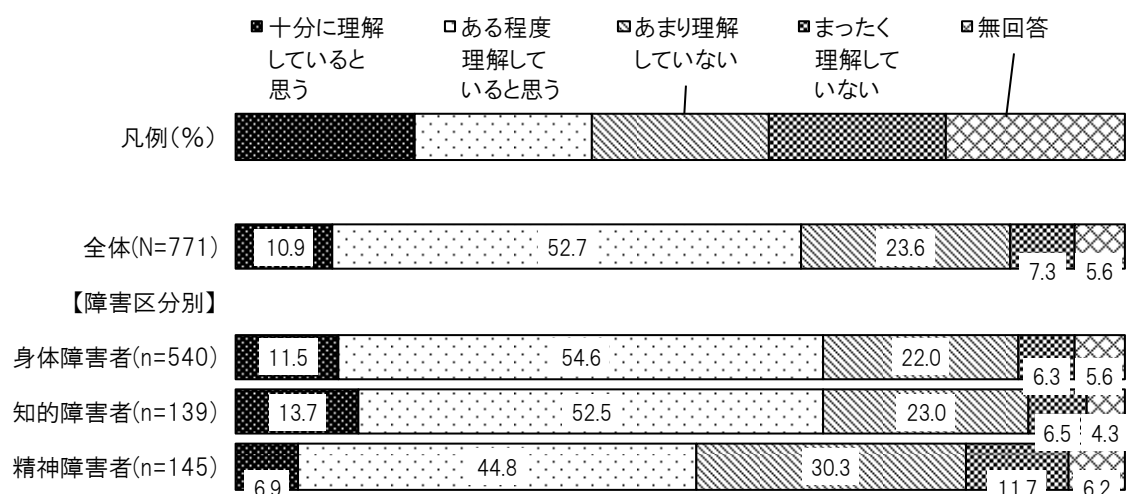
(1) 差別や嫌な思いをした経験

差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約4割で、特に知的及び精神障がいのある人に多くみられます。また、発達障がいの診断を受けている人において、経験がある人が多くなっています。



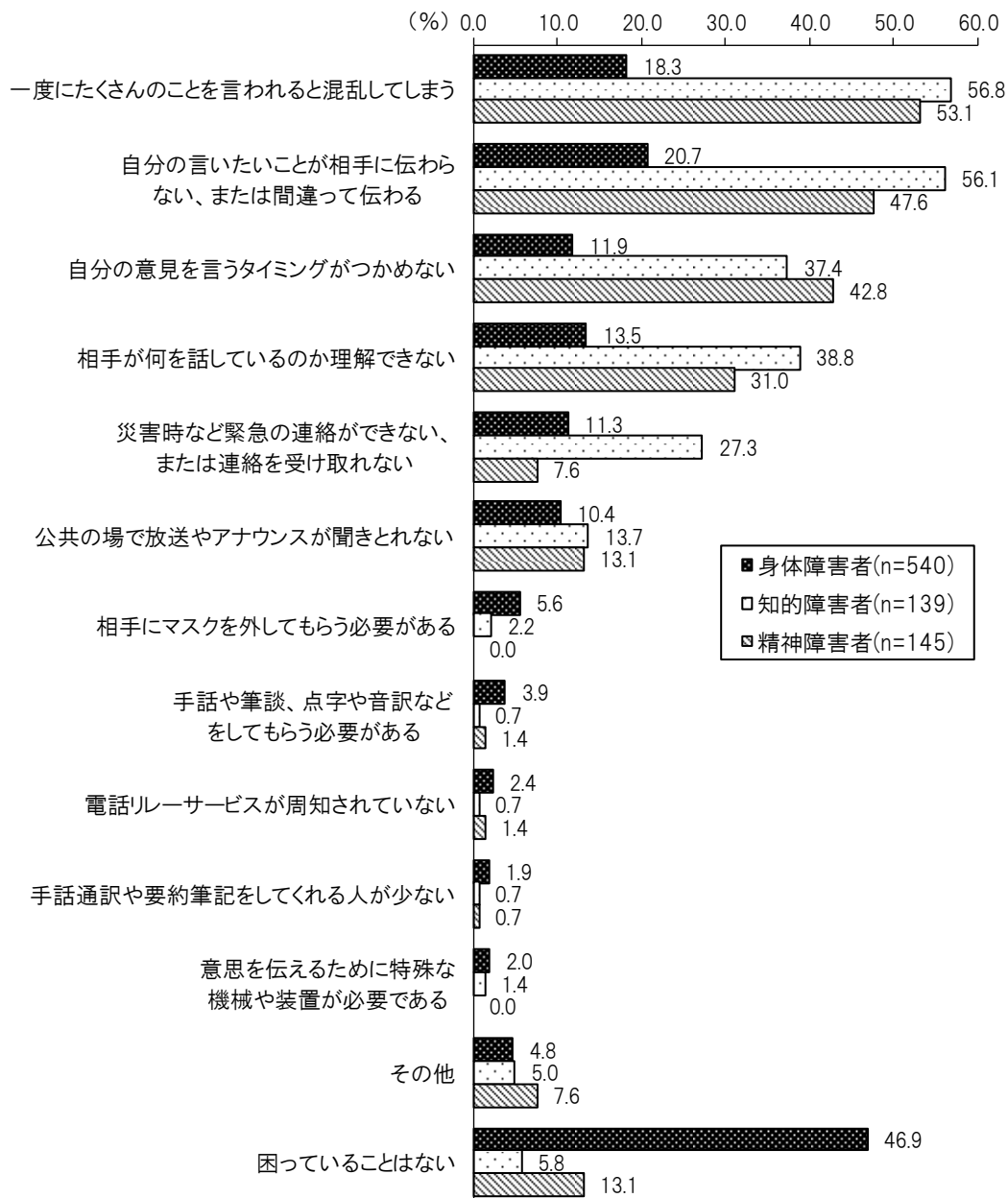
(2) 障がいに対する周りの人の理解

障がいに対する周りの人の理解について「理解していると思う」人は6割以上を占めていますが、精神障がいのある人の約4割が「理解していないと思う」と回答しています。



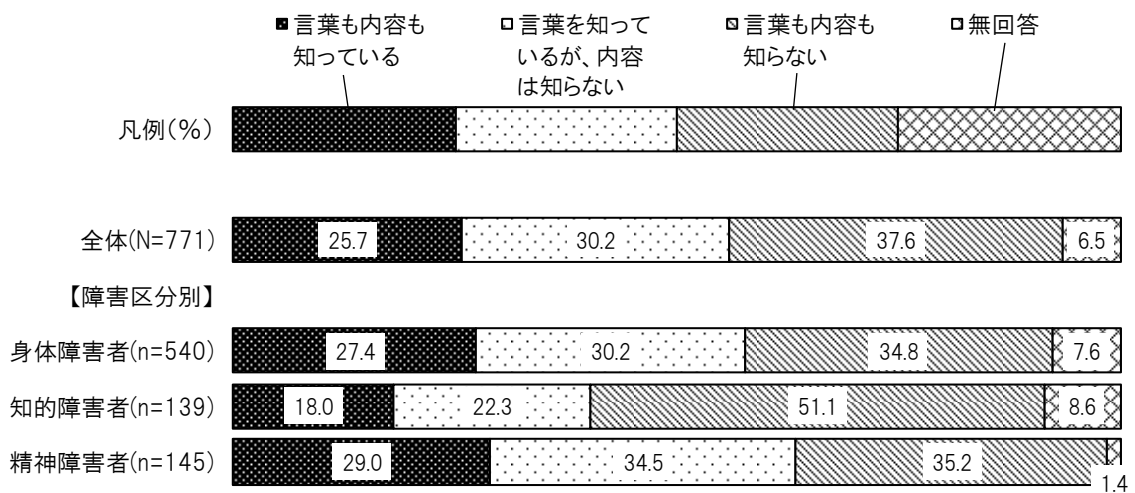
(3) コミュニケーションをとるときに困ること

コミュニケーションをとるときに困ることについて、身体障がいのある人は半数近くが「困っていることはない」と回答していますが、知的及び精神障がいのある人では「一度にたくさんのことを言われると混乱してしまう」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」など困る場面が多く回答されています。特に知的障がいのある人では「災害時などの緊急の連絡ができない」ことなどが多く回答されています。



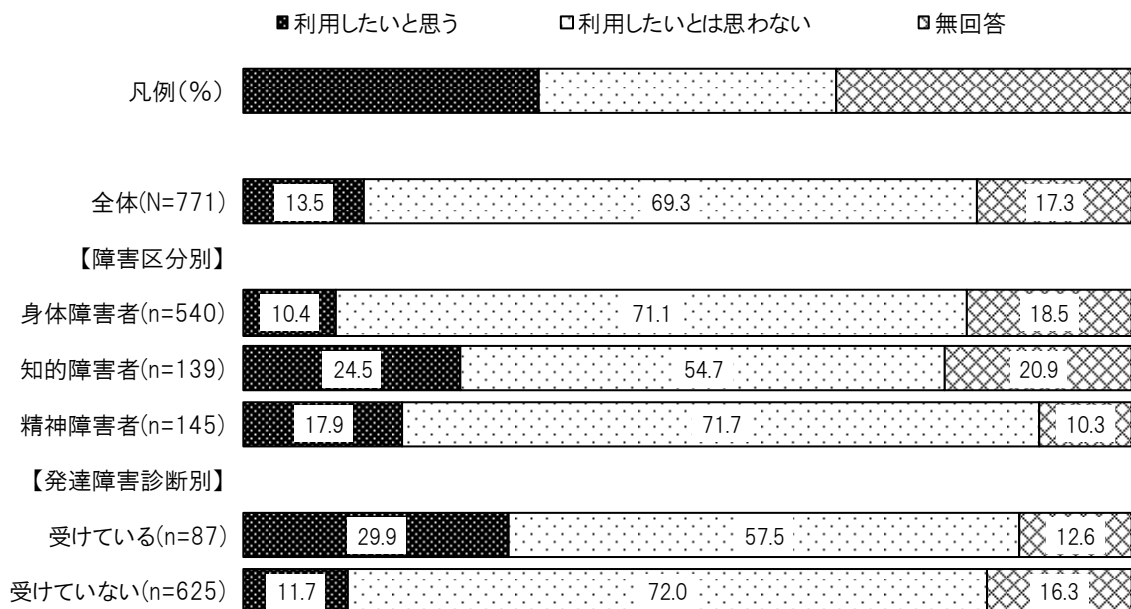
(4) 成年後見制度の認知状況

「成年後見制度」を内容まで知っている人は、おおむね4人に1人の割合です。



(5) 成年後見制度の利用意向

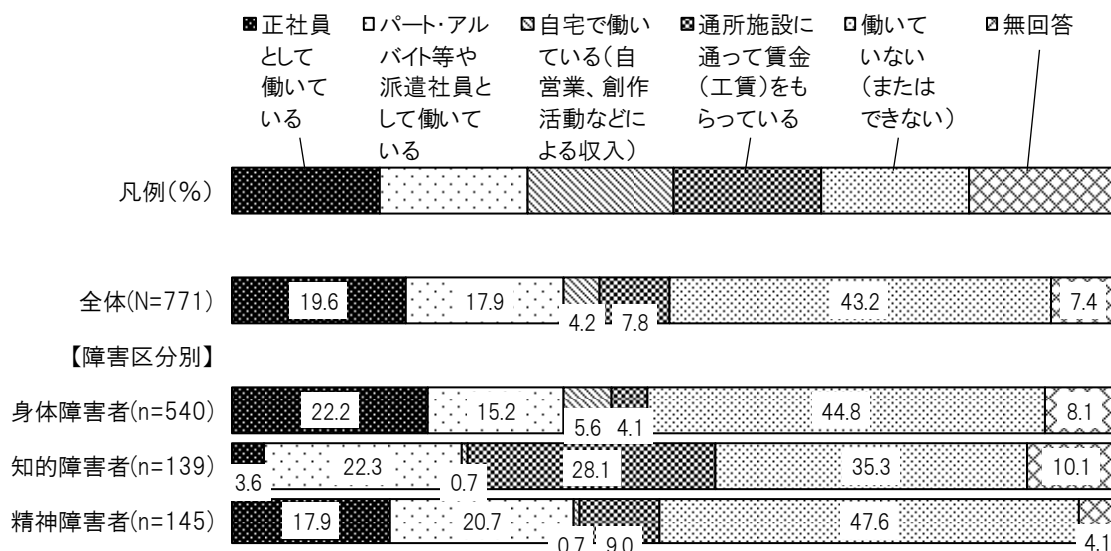
成年後見制度の今後の利用については、知的及び精神障がいのある人、発達障がいの診断を受けている人で意向を示す人が多くなっています。



6 就労について

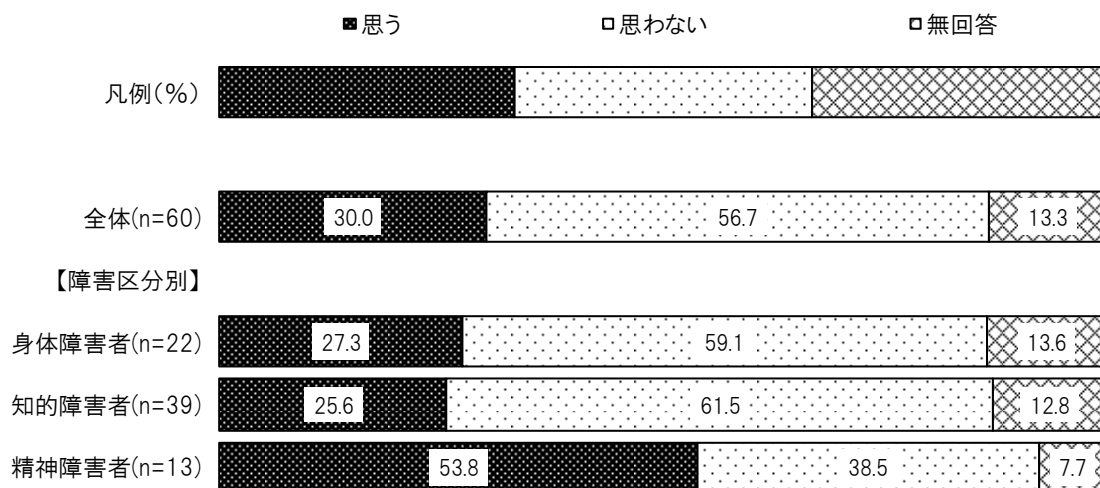
(1) 就労状況

現在、働いて収入を得ている人は約半数です。正社員として働いている人は、おおむね5人に1人の割合で、パート・アルバイト等の人も同程度となっています。知的障がいのある人では、通所施設に通って賃金（工賃）をもらっている人が多くみられます。



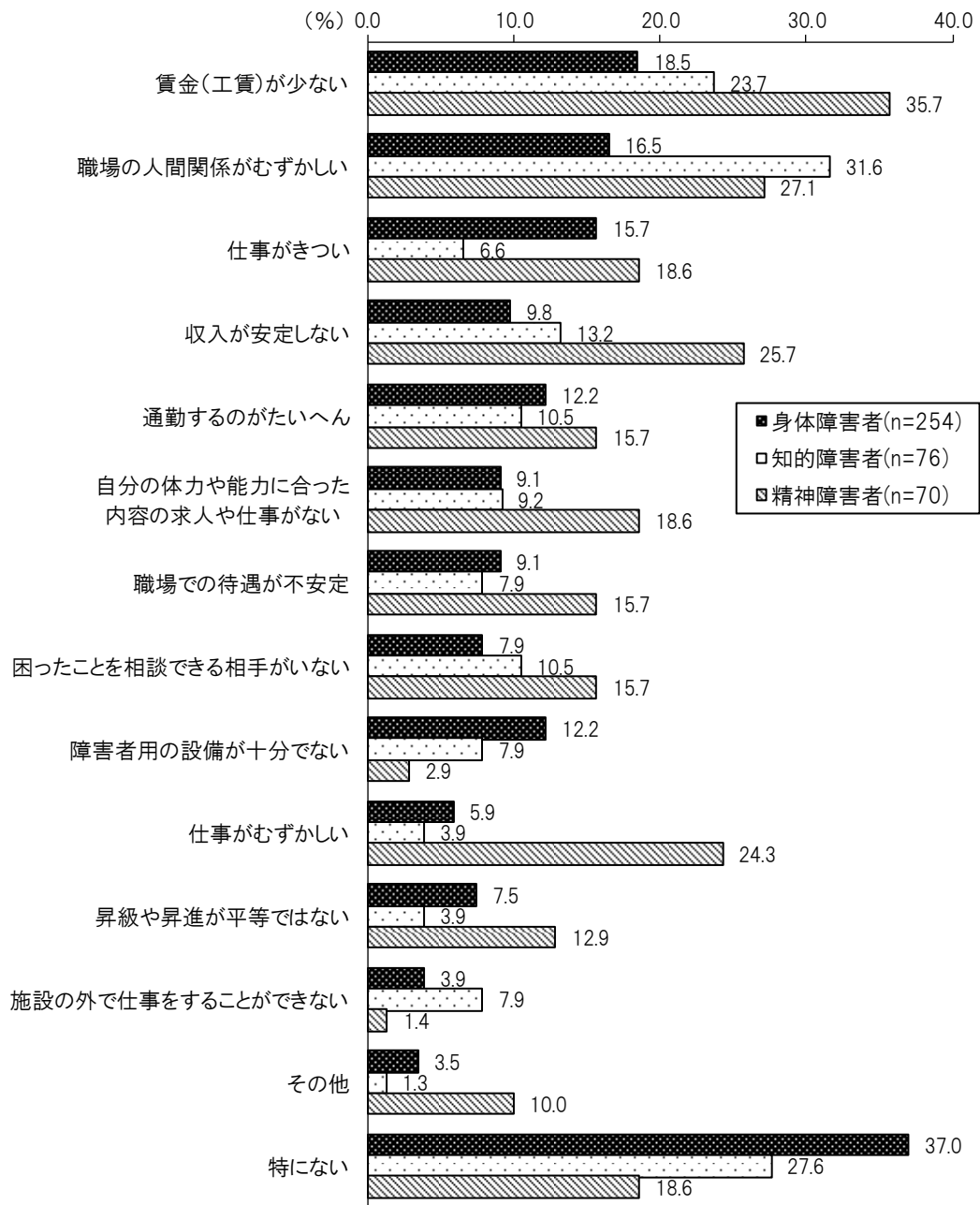
(2) 一般就労への希望

通所施設に通っている人の3割が一般就労（一般企業などで働く）への希望を示しており、特に精神障がいのある人で希望者が多くなっています。



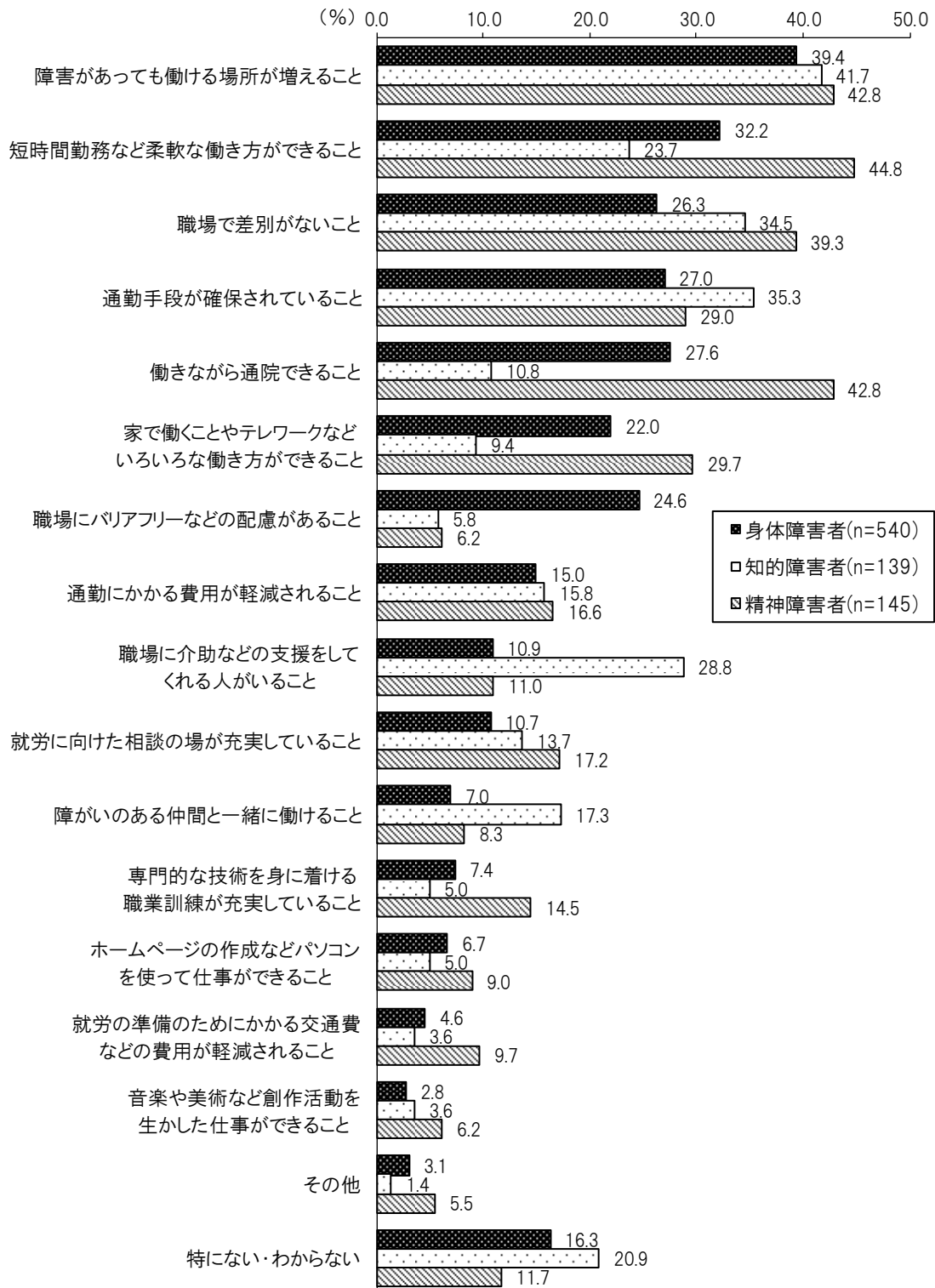
(3) 仕事をするうえでの不安や不満

現在、仕事をしている人の不安や不満について、精神障がいのある人では「賃金（工賃）が少ない」をはじめ「職場の人間関係」「収入が安定しない」「仕事がむずかしい」など、ほかの障がいに比べて回答が多岐にわたっています。また、知的障がいのある人では「職場の人間関係がむずかしい」が多くなっています。



(4) 働きやすくなるために必要なこと

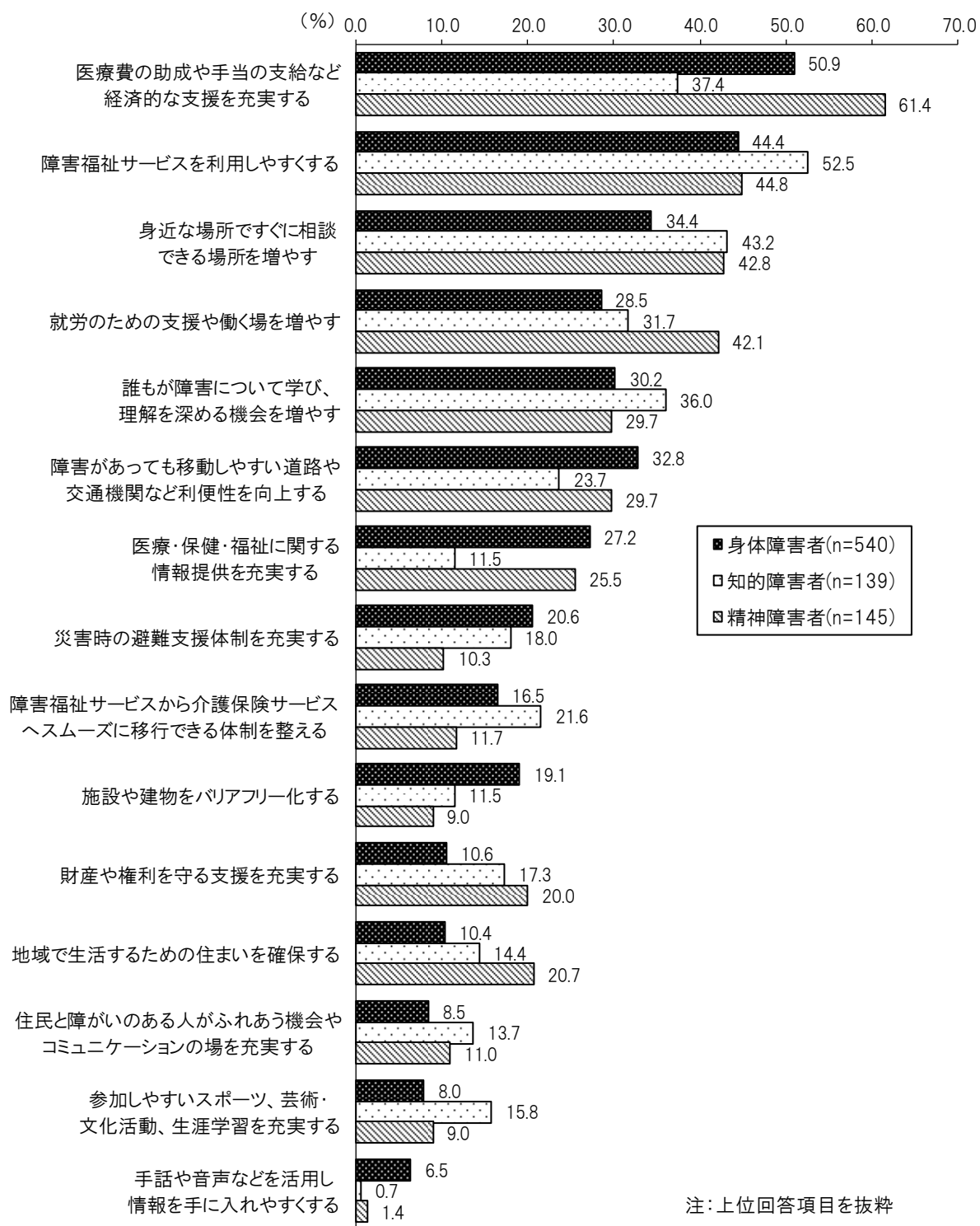
障がいがあっても働きやすくなるために必要なこととして、特に知的障がいのある人では「職場に介助などの支援をしてくれる人がいること」、精神障がいのある人では「働きながら通院できること」へのニーズが高くなっています。



7 行政の福祉施策について

(1) 市が力を入れるべき取組

市が力を入れるべき取組について、身体障がいのある人では「施設や建物をバリアフリー化する」、知的障がいのある人では「障害福祉サービスを利用しやすくする」、精神障がいのある人では「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「就労のための支援や働く場を増やす」などがそれぞれほかの障がいに比べて高くなっています。

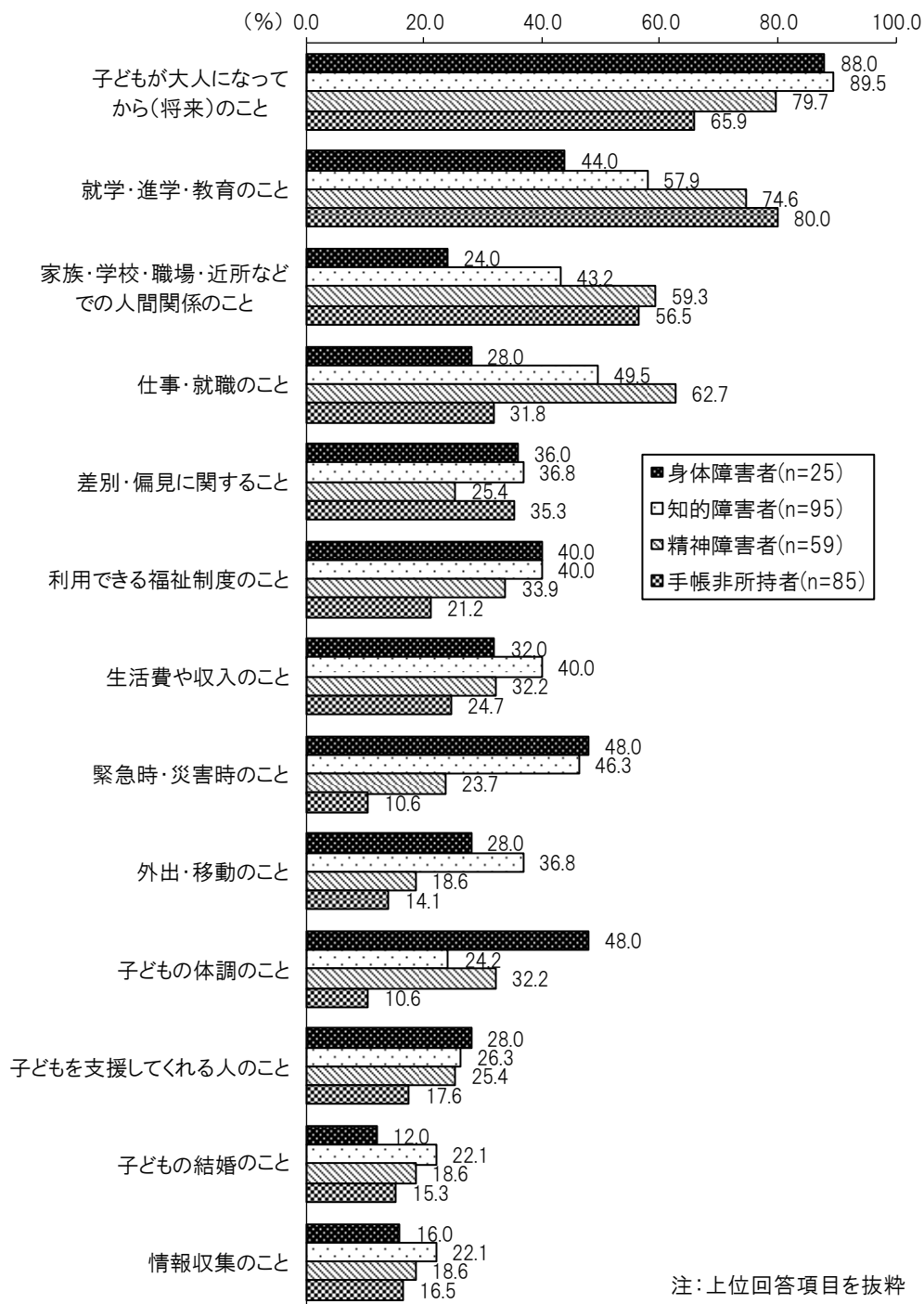


【4】調査結果抜粋（18歳未満）

1 相談について

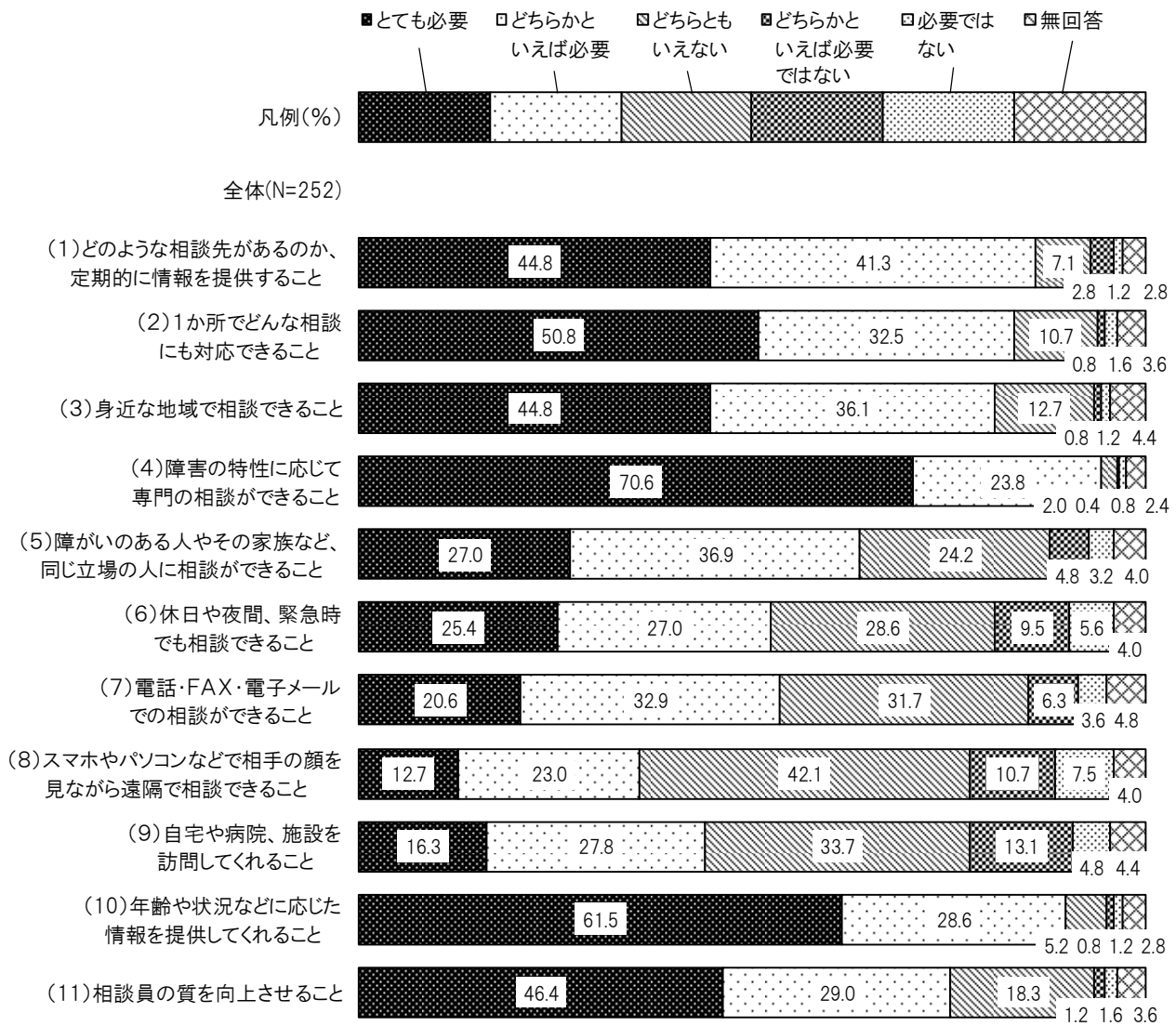
(1) 困っていることや悩み

困っていることや悩みについて、身体障がいのある子どもを持つ保護者では「子どもの体調のこと」、知的障がいのある子どもの保護者では「生活費や収入のこと」「外出・移動のこと」、精神障がいのある子どもの保護者では「仕事・就職のこと」などがそれぞれほかの障がいに比べて高くなっています。



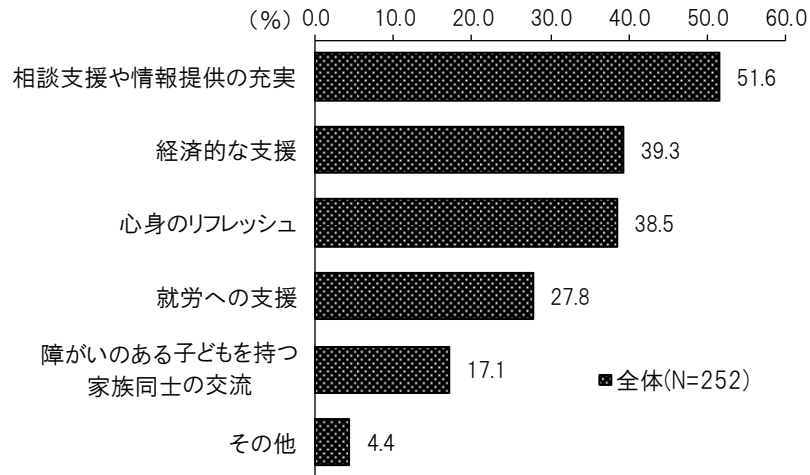
(2) 相談先に求めること

相談先に求めることとしては、「(4) 障害の特性に応じて専門の相談ができること」が最も多く、次いで「(10) 年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「(2) 1か所でどんな相談にも対応できること」などの順となっています。



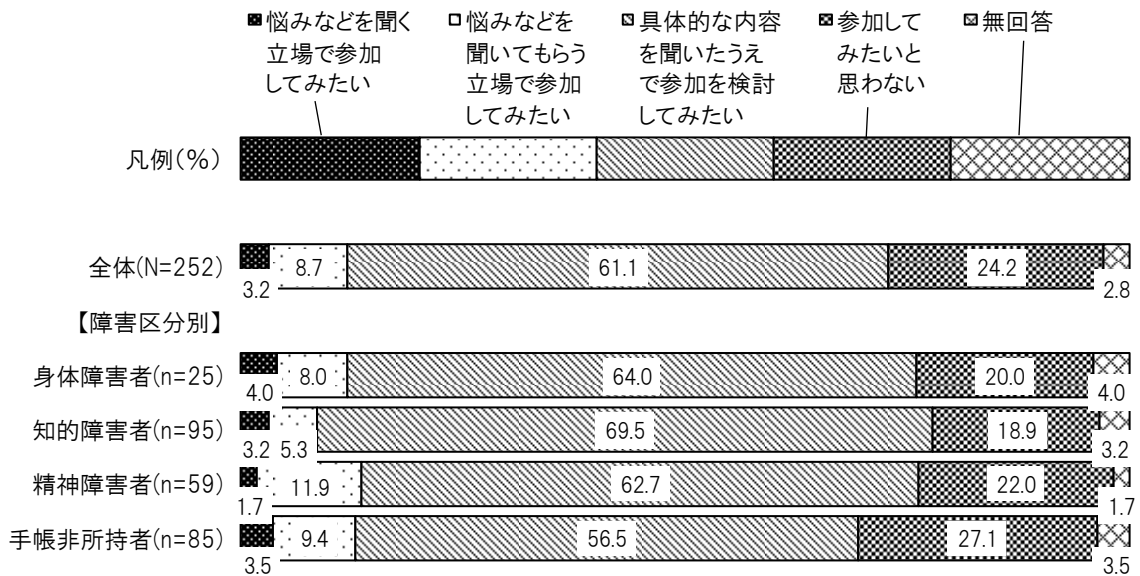
(3) 介助者が必要としている支援

介助者が必要としている支援については「相談支援や情報提供の充実」が最も多く、次いで「経済的な支援」「心身のリフレッシュ」「就労への支援」の順となっています。



(4) ピアサポート活動への参加意向

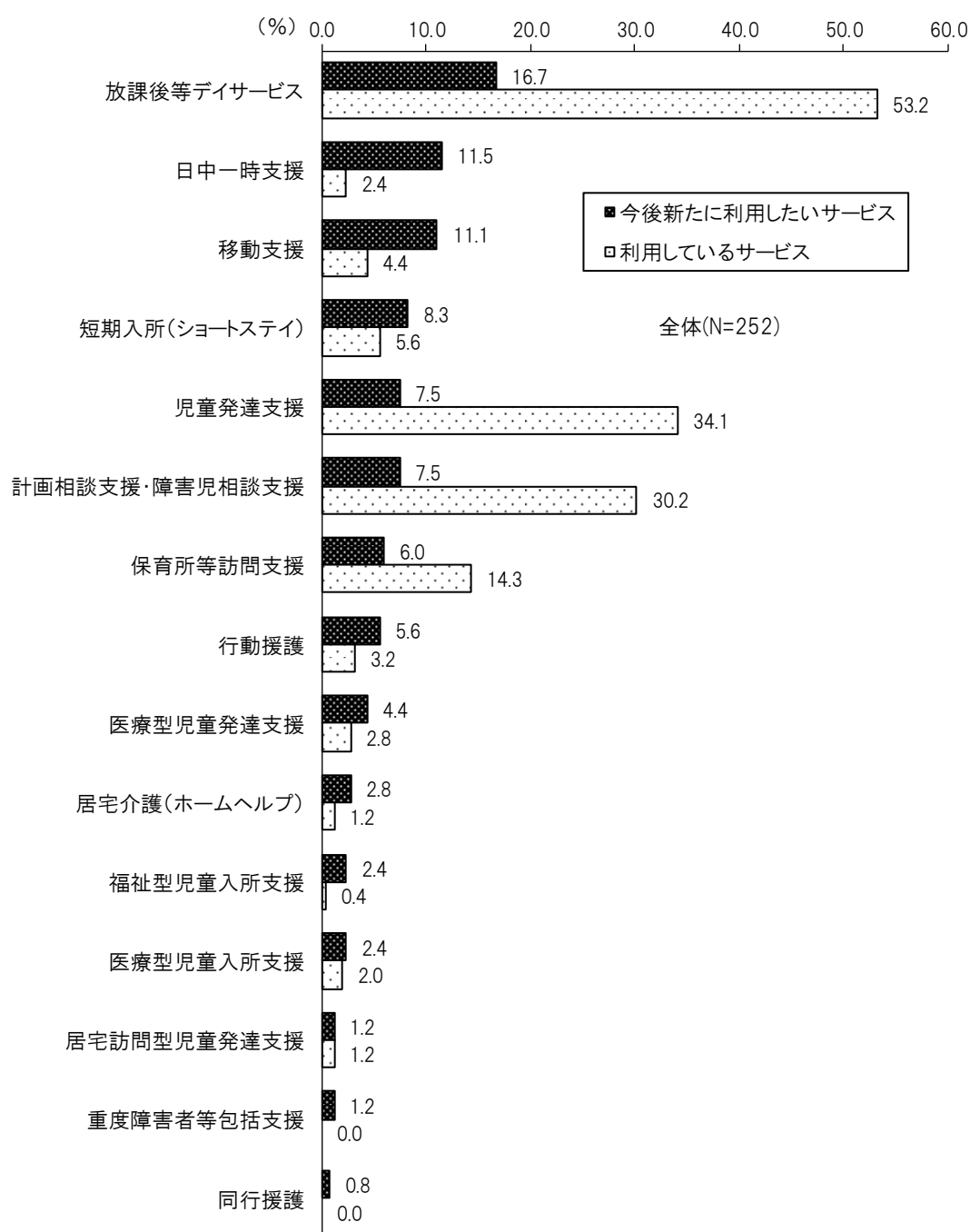
ピアサポート活動については「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」「聞いてもらう立場で参加してみたい」を合わせて1割程度と少ない状況ですが「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」が約6割を占めています。



2 障害福祉サービスの利用について

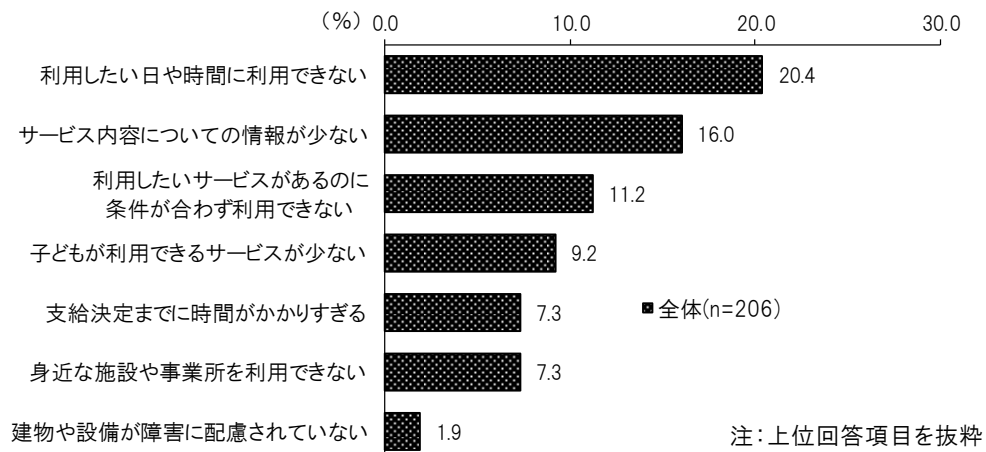
(1) 障害福祉サービスの利用状況・利用意向

現在、利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」「計画相談支援・障害児相談支援」「保育所等訪問支援」の順となっています。今後利用したい障害福祉サービスについても「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。以下「日中一時支援」「移動支援」「短期入所（ショートステイ）」が続き、現在の利用に比べて介助者が不在のときの対応や外出の支援に対するニーズが目立っています。



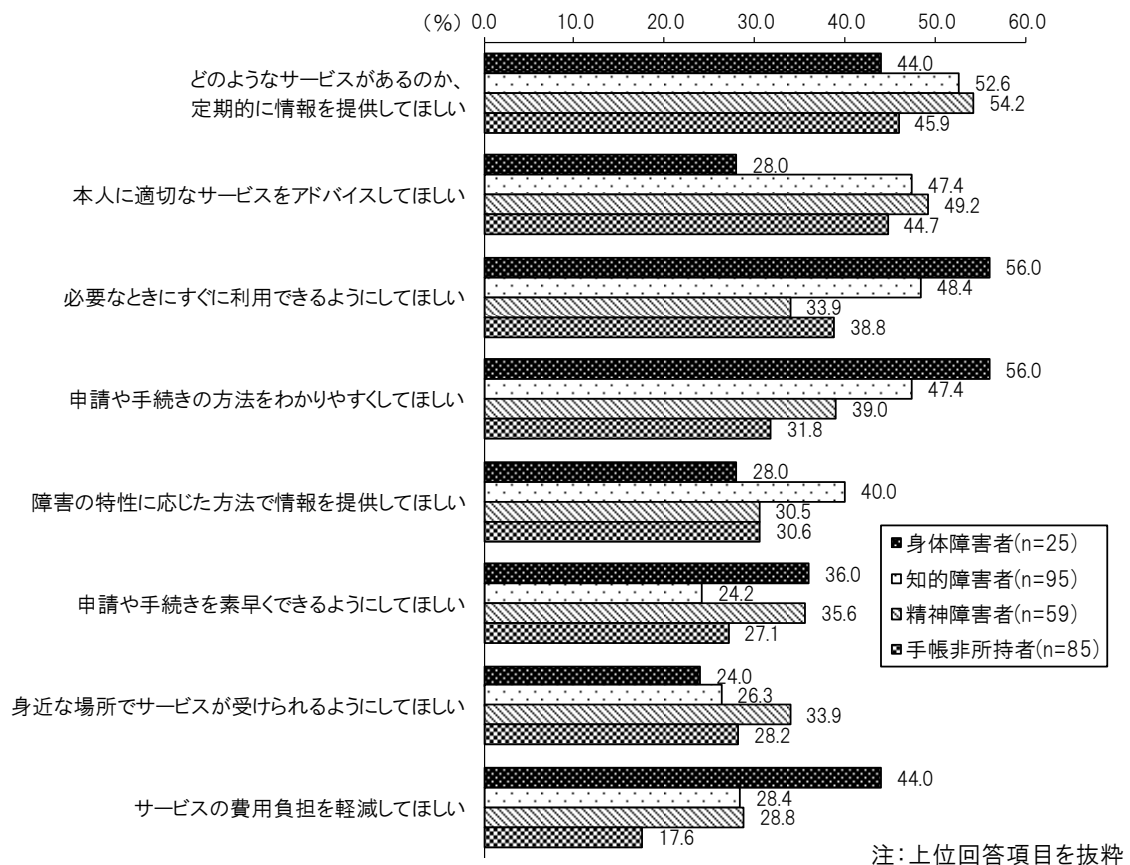
(2) 障害福祉サービスに対する不満

障害福祉サービスに対する不満としては、「利用したい日や時間に利用できない」をはじめ「サービス内容についての情報が少ない」「利用したいサービスがあるのに条件に合わず利用できない」などが続いています。



(3) 障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと

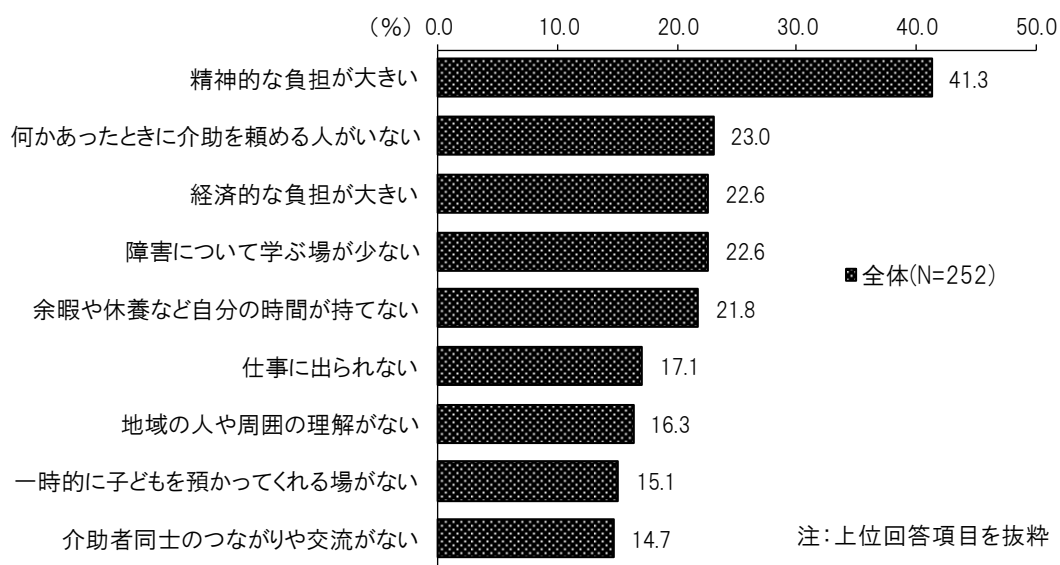
今後、障害福祉サービスを利用しやすくするために、身体障がいのある子どもの保護者では「サービスの費用負担を軽減してほしい」、知的障がいのある子どもの保護者では「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」がそれぞれ求められています。



3 住まいや暮らしについて

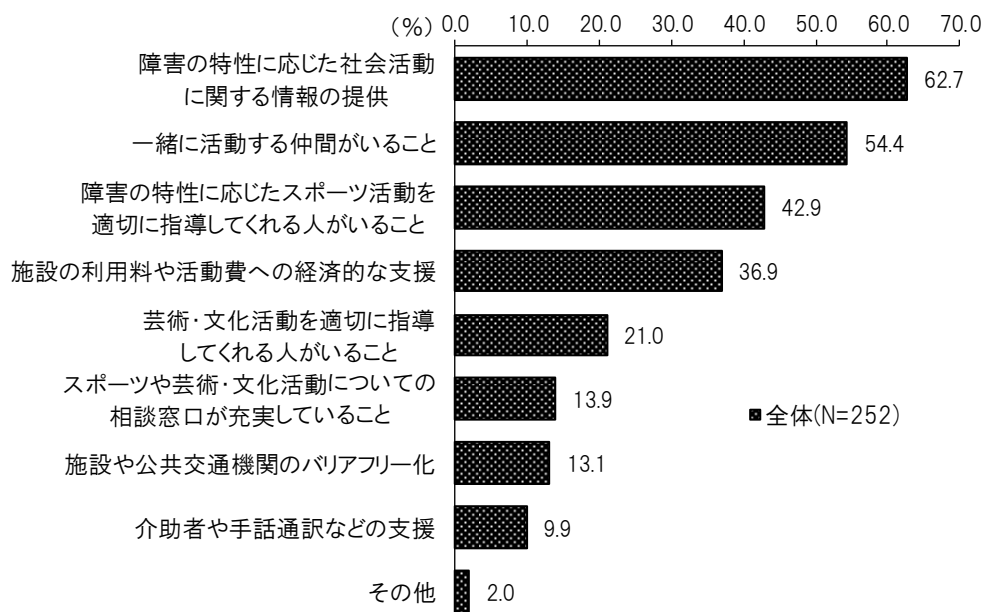
(1) 介助や支援に関する不安や悩み

介助や支援に関する不安や悩みとしては「精神的な負担」や「経済的な負担」をはじめ、「何かあったときに介助を頼める人がいない」「障害について学ぶ場が少ない」などが続いています。



(2) 社会活動に参加しやすくなるために必要なこと

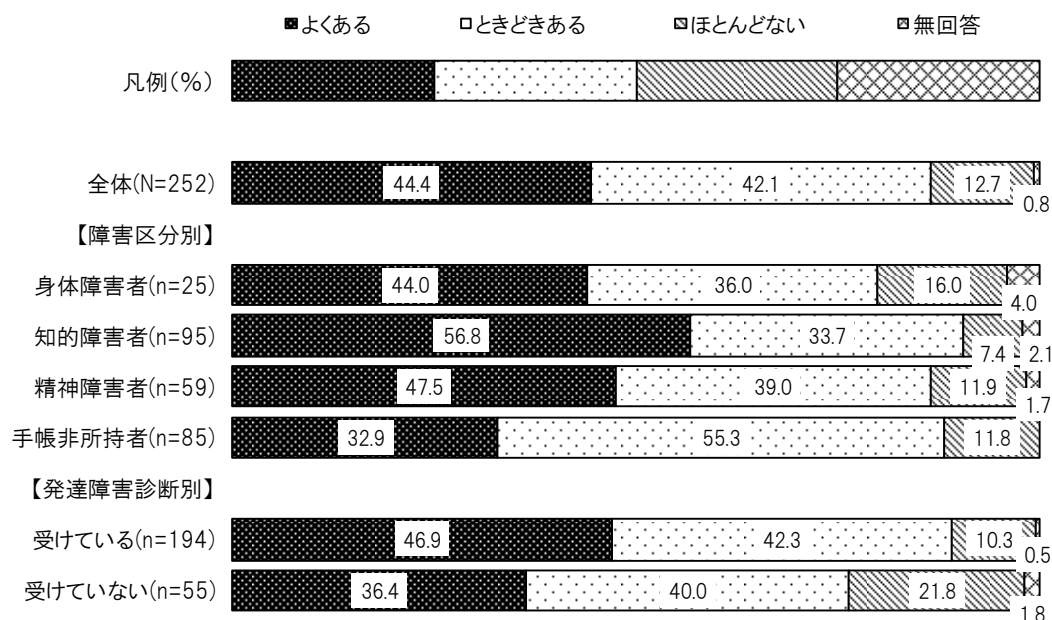
社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」が最も多く求められています。



4 理解促進・コミュニケーションについて

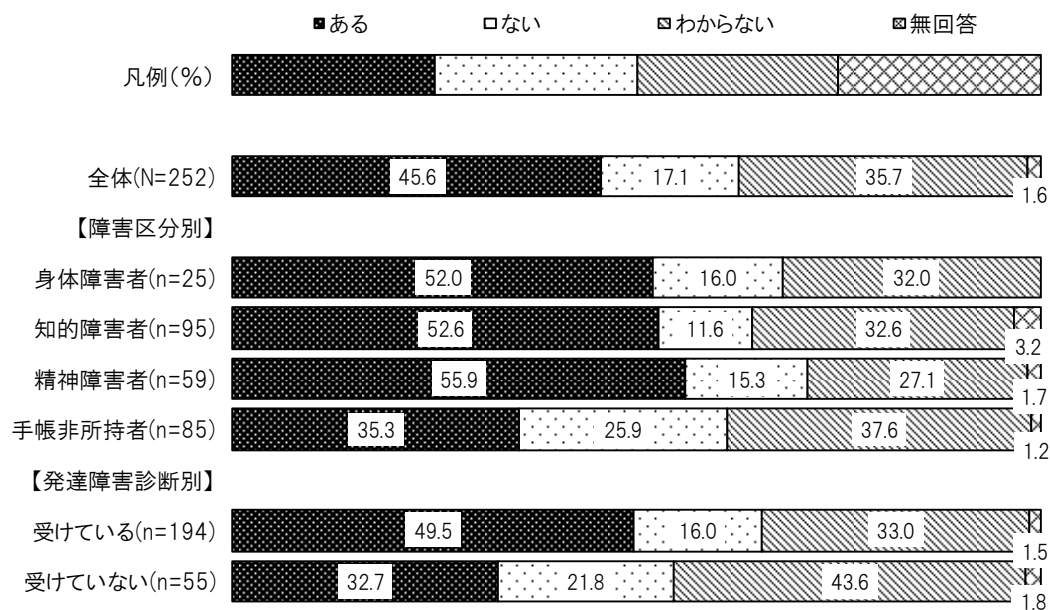
(1) コミュニケーションをとるときに困ること

コミュニケーションをとるときに困ることについては、8割以上の保護者が「ある」と回答し、特に知的障がいのある子どもや発達障がいの診断を受けている子どもの保護者ほど多くなっています。



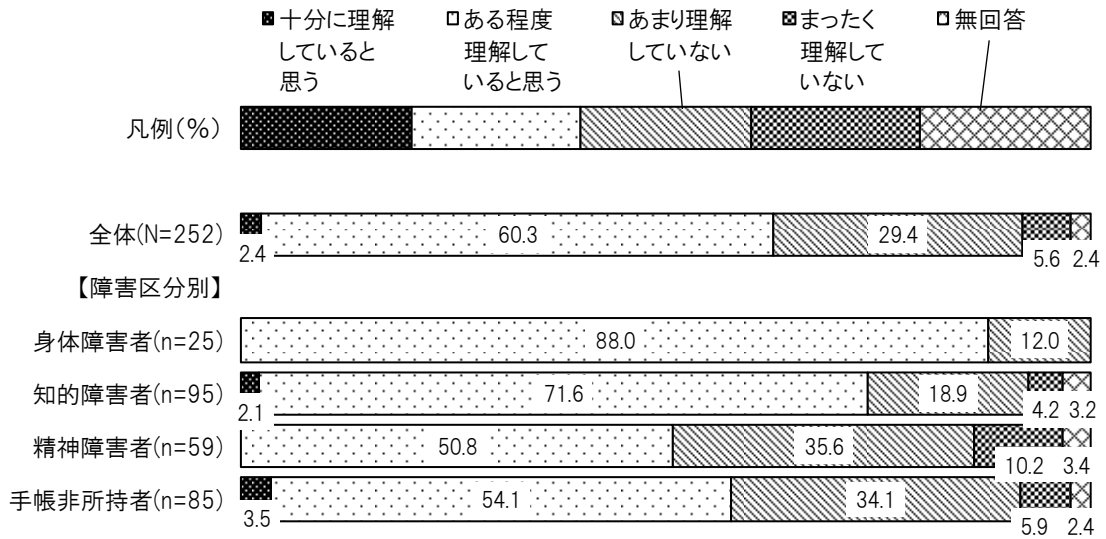
(2) 差別や嫌な思いをした経験

差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約半数を占めています。特に発達障がいのある子どもで、経験がある人が多くなっています。



(3) 障がいに対する周りの人の理解

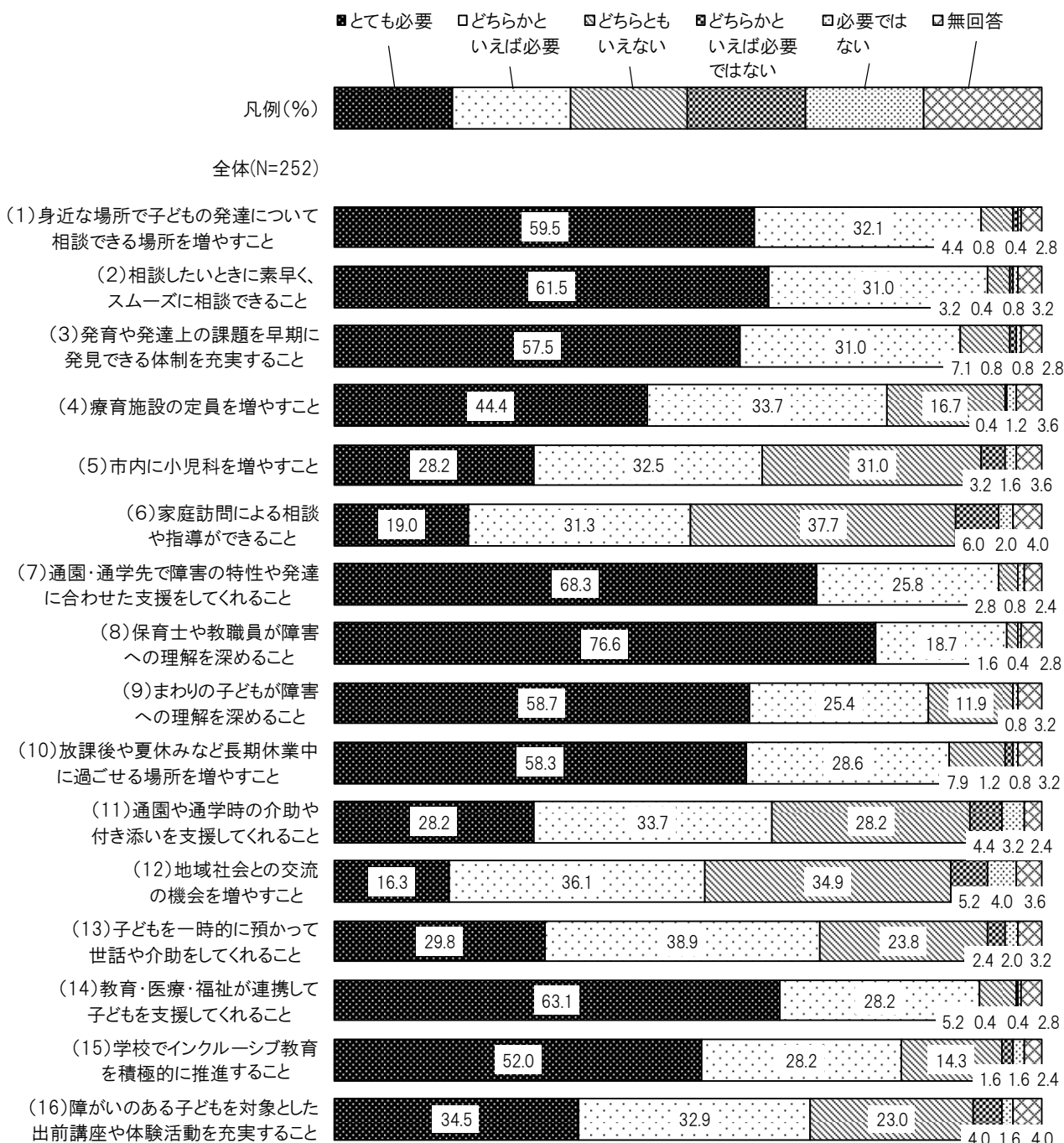
障がいに対する周りの人の理解について、「理解していると思う」人は6割以上を占めていますが、そのうち「十分に理解していると思う」への回答は数パーセントと僅かです。



5 療育・保育・教育について

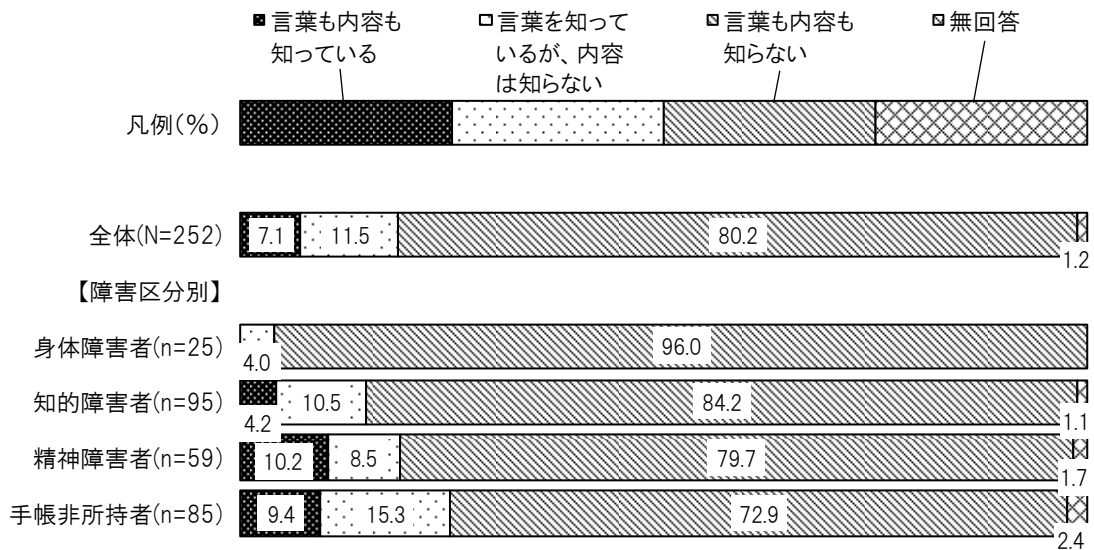
(1) 支援が必要な子どもに必要なこと

発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「(8) 保育士や教職員が障害への理解を深めること」「(7) 通園・通学先で障害の特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「(14) 教育・医療・福祉が連携して子どもを支援してくれること」が上位に回答されています。V



(2) ペアレント・メンターの認知状況

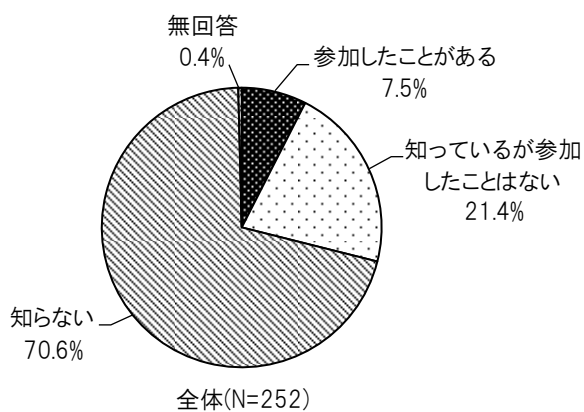
「ペアレント・メンター」を内容まで知っている人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割未満と低い状況ですが、精神障がいのある子どもや手帳を持たない子どもの保護者では、知っている人がやや多くみられます。



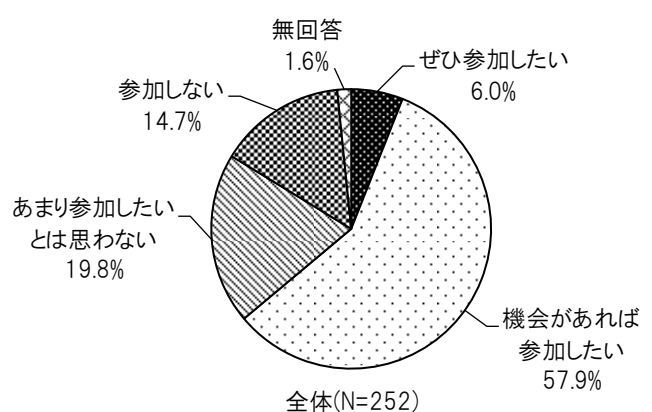
(3) ペアレントトレーニングの参加経験・参加意向

ペアレントトレーニングに参加したことがある保護者は1割未満と低い状況ですが、ペアレントトレーニングへの今後の参加意向は6割以上みられます。

【ペアレントトレーニングの参加経験】



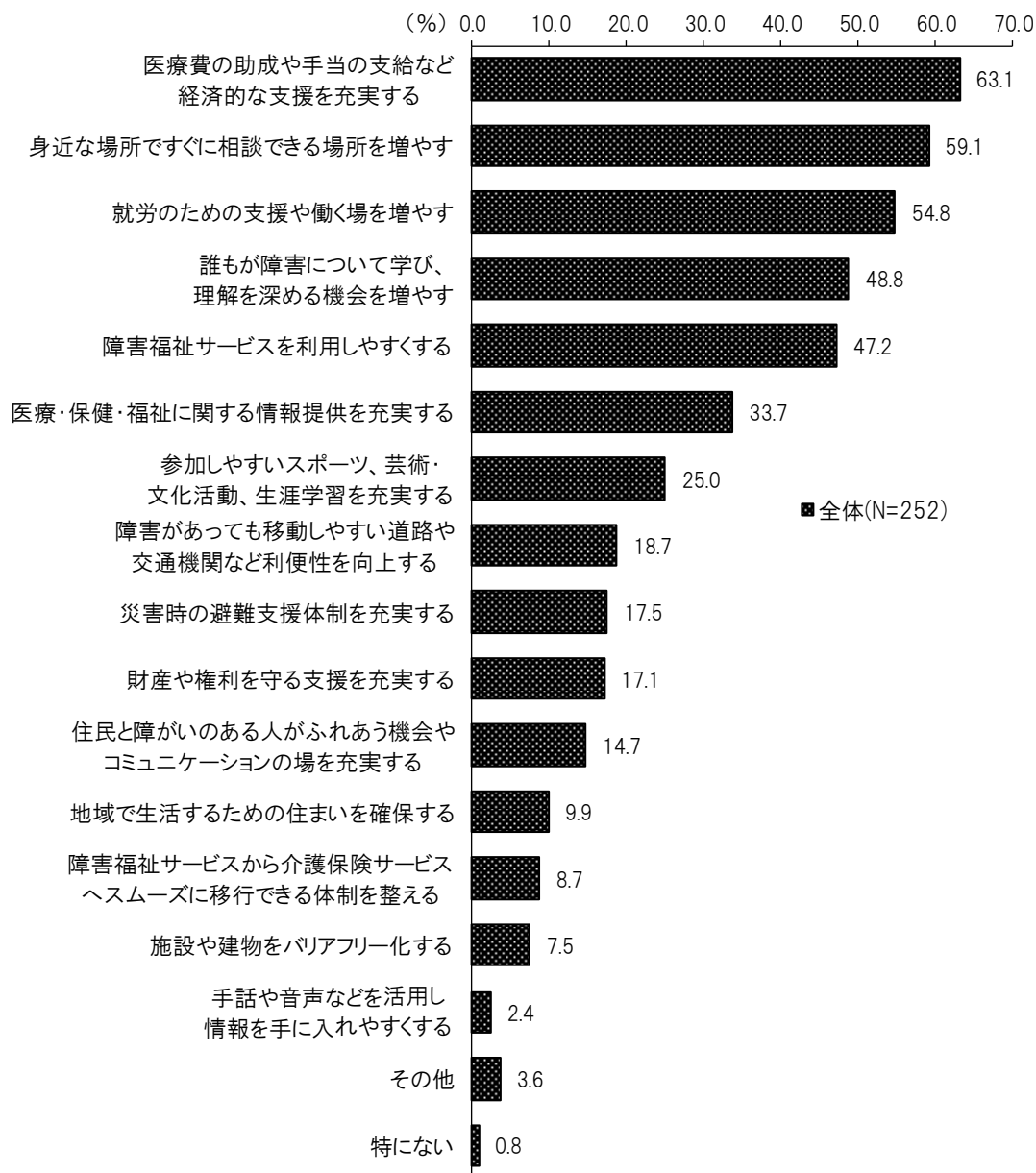
【ペアレントトレーニングへの参加意向】



6 行政の福祉施策について

(1) 市が力を入れるべき取組

市が力を入れるべき取組については「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」をはじめ、「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」「就労のための支援や働く場を増やす」「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増やす」などへの回答が多くなっています。



2 用語解説

用語	説明
【あ行】	
アウトリーチ	困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。
医療的ケア	鼻などから管を通し栄養剤を送る経管栄養やたんの吸引など、医師の指導の下に医療的介助を行うこと。また、医療的ケア児とは、日常生活を行う上で医療的ケアを必要とする未成年者のこと。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障がいの有無にかかわらず、初等中等教育の機会が与えられることや障がいのある子どもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。
音声・言語・そしゃく機能障害	音声を全く発することができない、あるいは発声しても言葉にならない「言語機能を喪失した状態」を音声・言語機能障害といい、そしゃく機能障害は、嚥下（えんげ）機能の低下により、食物等を摂取するために、身体に管を挿入し流動食を注入して栄養を補給する「経管栄養」以外に方法がない状態をいう。
音声コード	印刷物上の切手サイズの二次元コードのこと。スマートフォンやタブレット端末、専用機器を使って文書を音声で聞き取ることができ、視覚障がいのある人も情報を得ることができる。
【か行】	
会計年度任用職員	地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日～翌年3月31日）で任用される非常勤職員のこと。
基幹相談支援センター	障がいの種別や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
共生型サービス	介護保険事業所が障害福祉サービス事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障がい者等双方の利用を可能とする制度のこと。
共生社会	障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を認め、支え合いながら、社会参加や社会貢献ができる社会のこと。
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、必要とする全ての保健、医療、福祉サービスを速やかに受けることができるよう、サービス利用を調整することを目的とした援助方法のこと。

用語	説明
健康増進計画	国民の健康の増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めた、国民の健康づくりを図るための計画のこと。
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、安心して生活できるよう支援すること。
高次脳機能センター	高次脳機能障害に関して、医療から福祉まで一貫したサービスを提供する、中核的な役割を担う施設のこと。
合理的配慮の提供	障がいのある人から社会の中にある障壁を取り除くために、必要かつ合理的な対応を行うこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない、と規定されている。
コミュニケーション	マイクが拾った話者の声を、スピーカーが聴き取りやすい音声に調整し、難聴者に届ける対話支援器のこと。
【さ行】	
サポートファイル	子どもの生育歴等詳細かつ正確な情報を記録する広島県内共通の様式で、支援者が変わっても一貫性のある支援を可能にするためのツールのこと。
児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身共に健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む1947年（昭和22年）に成立した、全ての児童の福祉を支援する総合的かつ根本的な法律のこと。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導や自立に必要な知識、技能の付与又は集団生活に適應するための訓練等を行う施設のこと。
諮問	有識者や専門機関等の政策・方針決定機関に意見を求めること。
社会的障壁	障がいのある人等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような物や制度、慣行、観念その他一切のもの。
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。
手話通訳者	手話を使って聴覚障がいのある人と健聴者とのコミュニケーションを仲介する人のこと。
障害者基本計画	障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的で計画的な推進を図ることを目的とした計画のこと。
障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律のこと。全ての障がいのある人が、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

用語	説明
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が正式名称であり、行政機関等や事業者に対し、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示をしたときは、必要で合理的な配慮を行うことを定めている。
障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する。
障害者情報アクセシビリティ推進法	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が正式名称であり、全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するために、障がいのある人による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律のこと。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称であり、障がいのある人のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
障害者の権利に関する条約	障がいのある人の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めた条約のこと。
障害福祉計画、障害児福祉計画	国の基本指針に基づき、障がいのある人、又は障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス提供基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画のこと。
障害福祉サービス	障がいのある人の障がいの程度や生活環境などの勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。
職親	知的障がいのある人を預かり、その更生に必要な指導や訓練、職業指導を行う人のこと。職親を希望する人は、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認める必要がある。
自立支援医療（精神通院）	心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。精神通院は、統合失調症などの精神疾患を有する人のうち、通院による精神医療を継続的に要する人を対象としている。
自立支援協議会	障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う、障害者総合支援法に基づき設置する協議会のこと。
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。等級は重度から1級～6級に区分され、障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。等級は1～3級までであり、精神疾患（機能障がい）の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。申し立てを受けた家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する。

用語	説明
【た行】	
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図り、障がいのある人等の地域における生活支援を行う施設のこと。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談や緊急時の受け入れなど、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する事業のこと。
地域福祉計画	地域福祉推進の主体である地域住民等の参加により、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、多様な関係機関や専門職が連携し、計画的に整備していくことを内容とする計画のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
チャット	インターネットでよく利用されるサービスの一つで、複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送信するためのシステム（ソフトウェア）のこと。
聴覚・平衡機能障害	聴覚機能障害とは、音が聞こえない又は聞こえにくい状態のこと。病気、事故等で生じる場合や生まれつきの場合、加齢による場合等がある。平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障がいであり、四肢体幹に異常がないにもかかわらず起立や歩行に何らかの異常がある状態のこと。
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある人と、聞こえる人との会話を、通訳オペレーターが「手話」又は「文字」や「音声」を通訳することにより、電話で双方向につながることのできるサービスのこと。
【な行】	
内部障害	体の内部に障がいがあること。疲れやすい、トイレに不自由する、たばこの煙で苦しくなるなど、外見からは分かりにくいいため、周囲の人の理解と配慮を必要とする。
二次元コード	カメラ付き携帯電話などで読み取ることができる、印刷物上の切手サイズのバーコードのこと。スマートフォンやタブレット端末等で読み取ること、簡単にWeb画面等の閲覧ができる。
農福連携	障がいのある人等が農業分野で活躍することを通して、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

用語	説明
【は行】	
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがある総称のこと。通常、低年齢において発現し、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠如、多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害、吃音症(きつおんしょう)などに分類される。
広島県発達障害者支援センター	広島県から委託を受け、発達障がいやその家族への相談支援を行うとともに、関係機関への啓発や研修を実施している。
パブリックコメント	国や地方自治体等が計画等を策定する過程において、計画の案等を市民に公表し、それに対する意見を求める制度のこと。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去する考え方も含む。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称であり、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する地域の総合的雇用サービス機関のこと。
ピアサポーター	障がいがある人の悩み等を聞くカウンセリング(ピアカウンセリング)や支援を行う、同じ障がいを持つ人のこと。
ピアサポート	障がいのある人が互いに助け合うこと。ピアとは「仲間」「同僚」「同じ時間を共有していること、同じ立場であること」を意味する。
東広島市高齢者福祉計画・東広島市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)	高齢者福祉計画は、65歳以上の全ての高齢者を対象とした生きがいづくりや日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る事業全般を対象とする計画のこと。介護保険事業計画は、要介護認定者等が住み慣れた家庭や地域において、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画のこと。
東広島市子ども・子育て支援事業計画	子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人が連携し、子どもの健やかな成長と子育てを支援するための計画のこと。
東広島市避難行動要支援者避難支援プラン	災害が発生したときに、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等、自力で避難することが難しい人々(避難行動要支援者)に対して、地域で声を掛け合い、一緒に避難できるよう支援していく仕組みのこと。
広島県居住支援協議会	住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体や宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者、住宅確保要配慮者に対し居住に関する支援を行う団体等により組織された協議会のこと。
広島県障害者プラン	広島県の取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める、総合的な計画のこと。
福祉避難所	高齢者や障がいのある人、妊産婦等のうち、一般の避難所では生活に支障を来す恐れがある人を受け入れる、特別な配慮がなされた施設のこと。

用語	説明
ペアレントトレーニング	障がいのある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	「メンター」とは信頼のおける相談相手という意味があり、発達障がいのある子どもを育てた親が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から同じ悩みを抱える親などに対し相談や助言を行う人のことを「ペアレントメンター」という。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の就学児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組のこと。学童保育
ホームヘルパー	障がいや高齢等で日常生活を営むことに支障のある人の家庭を訪問し、家事の援助や身体介助などの支援を業務とする職種のこと。
HOTけんステーション	ひきこもりやヤングケアラー、8050問題、ダブルケア等、生活上の課題が複雑化している世帯への相談支援を行うとともに、必要に応じて地域のサロンや支え合い活動などの情報提供も行う東広島市の相談支援機関のこと。
【ま行】	
モニタリング	サービス計画に対する確かな評価ができているか、また、利用者のニーズに応じた計画となっているかを見守り、必要に応じて修正するなど、継続的にフォローアップすること。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが利用できるよう、あるいは利用しやすいように配慮されたデザインのこと。
要約筆記者	聴覚障がいのある人のために、話し手の内容を簡単にまとめ、筆記で通訳する人のこと。
【ら行】	
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、人生の各段階のこと。
療育	「療」は医療を、「育」は養育、保育、教育を意味し、身体や知的に障がいのある子ども等について、早期発見、早期治療及び相談や指導を行い、障がいの軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
療育手帳	知的障がいと判定された人に対して自治体が交付する手帳のこと。障がいの程度は、広島県では(A)・A判定が重度、(B)・B判定が中度・軽度と記載される。
レスパイトケア	在宅で家族の介護や介助をしている家族が、一時的に休息し、リフレッシュが図れる家族支援のこと。